

令和6年度厚生労働省予算案の主要事項

令和 6 年度

予算案の主要事項



【計数整理の結果、異同を生ずることがある。】

— 目 次 —

I 令和6年度予算案の全体像	1
…予算額(一般会計・特別会計)、社会保障関係費の内訳	
○ 令和6年度厚生労働省予算案の全体像(一般会計、特別会計)	
○ 令和6年度厚生労働省予算案(一般会計)における社会保障関係費の内訳	
II 令和6年度予算案のポイント	3
…予算案の重点事項(ポイント)について整理し、取りまとめたもの。	
III 主要施策集	15
…予算案の重点事項(ポイント)等の代表的な施策を詳細に整理し、取りまとめたもの。	
○今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築	
○構造的な人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進	
○包摂社会の実現	
IV 令和6年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の概要	109
…財政投融资資金計画等案の概要を取りまとめたもの。	

I 令和6年度予算案の全体像

令和 6 年度 厚生労働省予算案の全体像

(単位：億円)

区 分	令和 5 年度 予算額 (A) (※ 1)	令和 6 年度 予算案 (B)	増 △ 減 額 (C) (B - A)	増 △ 減 率 (C / A)
一 般 会 計	3 3 1, 4 0 8 (※ 2)	3 3 8, 1 9 1 (※ 3)	6, 7 8 2	2. 0 %
社会保障関係費 (※ 4)	3 2 8, 3 1 2	3 3 5, 0 4 6	6, 7 3 4 (※ 5)	2. 1 %
その他の経費	3, 0 9 6	3, 1 4 5	4 9	1. 6 %
労働保険特別会計	4 5, 8 2 2	4 1, 7 2 5	▲ 4, 0 9 7	▲ 8. 9 %
年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定を除く)	7 0 2, 3 5 4	7 2 7, 0 8 4	2 4, 7 3 0	3. 5 %
東日本大震災復興 特別会計	8 3 (※ 6)	7 6	▲ 6	▲ 7. 8 %

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(※ 1) 令和 5 年度予算額は当初予算額である。

(※ 2) 令和 5 年度予算額の一般会計の額は、国土交通省、環境省、消費者庁に移行する厚生労働省関係部局分278億円を除く。

(※ 3) 年金スライド分3,518億円を含んでいる。

(※ 4) 年金・医療・介護・雇用・福祉等の経費であり、義務的経費以外に裁量的経費も含まれる。

(※ 5) 政府全体の社会保障関係費（子ども家庭庁等の所管分を含む）の伸びは8,506億円。

(※ 6) 令和 5 年度東日本大震災復興特別会計の額は、国土交通省、消費者庁に移行する厚生労働省関係部局分3.3億円を除く。

(注) 各特別会計の額は、それぞれの勘定の歳出額の合計額から他会計・他勘定への繰入分を除いた純計額である。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

令和 6 年度厚生労働省予算案（一般会計）における社会保障関係費の内訳

(単位：億円)

区 分	令和 5 年度 予算額 (A) (※)	令和 6 年度 予算案 (B)	増 △ 減 額 (C) (B - A)	増 △ 減 率 (C / A)
社会保障 関係費	3 2 8, 3 1 2	3 3 5, 0 4 6	6, 7 3 4	2. 1 %
年 金	1 3 0, 0 7 8	1 3 3, 2 3 7	3, 1 6 0	2. 4 %
医 療	1 2 2, 3 5 6	1 2 3, 5 3 2	1, 1 7 5	1. 0 %
介 護	3 6, 9 5 9	3 7, 2 8 8	3 2 9	0. 9 %
雇 用	5 3 9	1, 5 0 5	9 6 7	1 7 9. 4 %
福祉等	3 8, 3 8 0	3 9, 4 8 4	1, 1 0 4	2. 9 %

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(※) 令和 5 年度予算額は当初予算額である。

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

Ⅱ 令和6年度予算案のポイント

令和6年度 厚生労働省予算案における重点事項

＜診療報酬・薬価等改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定について＞

- 物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な改定率を確保。
 - ・ 診療報酬改定：＋0.88％、薬価等改定：▲1.00％
 - ・ 介護報酬改定：＋1.59％
 - ・ 障害福祉サービス等報酬改定：＋1.12％

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

＜医薬品等のイノベーションの推進＞

- ◆ 医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保
- ◆ イノベーションの基盤構築の推進

＜医療・介護におけるDXの推進＞

- ◆ 医療・介護のイノベーションに向けたDXの推進

＜地域医療・介護の基盤強化の推進等＞

- ◆ 地域医療構想等の推進
- ◆ 地域包括ケアシステムの構築
- ◆ 救急・災害医療体制等の充実

＜健康づくり・予防・重症化予防、認知症施策の推進等＞

- ◆ 健康づくり・予防・重症化予防の推進
- ◆ 認知症施策の総合的な推進
- ◆ がん、肝炎、難病対策等の推進
- ◆ 歯科保健医療の推進
- ◆ 国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開
- ◆ 食の安全・安心の確保

＜感染症対策の推進・体制強化＞

- ◆ 次なる感染症に備えた体制強化

II. 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

＜最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等＞

- ◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

＜リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進＞

- ◆ リ・スキリングによる能力向上支援
- ◆ 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ◆ 成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援

＜多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり＞

- ◆ フリーランスの就業環境の整備
- ◆ 「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援
- ◆ 仕事と育児・介護の両立支援
- ◆ 多様な人材の就労・社会参加の促進
- ◆ 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規卒業者の支援

III. 包摂社会の実現

＜地域共生社会の実現等＞

- ◆ 重層的支援体制の整備の促進
- ◆ 生活困窮者自立支援等の推進
- ◆ 障害者支援の促進、依存症対策の推進
- ◆ 成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援
- ◆ 自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

＜戦没者遺骨収集、年金、被災地支援等＞

- ◆ 戦没者遺骨収集等の推進・体制整備
- ◆ 安心できる年金制度の確立
- ◆ 被災者・被災施設の支援等

令和6年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

金額は令和6年度予算案、（ ）内は令和5年度当初予算額。……は令和5年度補正予算に計上された事項。

物価高騰・賃金上昇等を踏まえた診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定

*診療報酬・薬価等改定

- ・診療報酬：+0.88%
 - ※ 1 うち、※2～4を除く改定分：+0.46%
(各科改定率：医科+0.52%、歯科+0.57%、調剤+0.16%)
 - ※ 2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種のア実施のための特例的な対応：+0.61%
 - ※ 3 うち、入院時の食費基準額の引き上げの対応：+0.06%
 - ※ 4 うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化：▲0.25%
- ・薬価等：▲1.00%（薬価：▲0.97%、材料価格：▲0.02%）
- ※ イノベーションの更なる評価等、急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応等を含む。

*介護報酬改定

- ・介護報酬：+1.59%
 - ※ うち、介護職員の処遇改善分：+0.98%
 - ※ うち、その他の改定率：+0.61%
(注) 賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準
 - ※ 改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果：+0.45%相当

*障害福祉サービス等報酬改定

- ・障害福祉サービス等報酬：+1.12%
 - ※ 改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準

医療・介護・障害福祉分野の職員に対する処遇改善等に向けた支援については、令和5年度補正予算で対応。

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

医薬品等のイノベーションの推進

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に取り組み、創薬力強化のためのイノベーションの基盤構築を推進する。

○医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保

19億円（15億円）

- 希少疾病用・小児用等のドラッグラグ・ドラッグロスへの対応に向けた希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大、小児用薬の開発計画の策定等に向けた体制整備
- 臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化
- リアルワールドデータの薬事活用 の推進
- 医療系ベンチャーの成果創出支援
- 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化
- 大麻に関する制度見直しに伴う規制体制整備・薬物乱用防止対策の拡充
- プログラム医療機器の早期実用化の促進
- 革新的医療機器・再生医療等製品の国際標準獲得の推進
- 緊急避妊薬の適正販売に向けた調査事業の促進

➢ 献血血液の確保対策

- ・ 医薬品・医療機器の安定供給に向けた支援
- ・ ドラッグラグ・ドラッグロスの解消を含めた創薬力の強化

○イノベーションの基盤構築の推進

617億円（593億円）

- がん・難病の全ゲノム解析等の推進
- 患者還元型・臨床指向型 A I 創薬研究支援
- 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進
- 次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援
- 日本医療研究開発機構（AMED）における研究及び厚生労働科学研究の推進等

- ・ 革新的医療機器の創出に必要な人材育成及び企業への伴走支援
- ・ 生成 A I を活用した新規治療薬の開発促進
- ・ がん・難病の全ゲノム解析等の推進に係る情報基盤の構築・利活用の推進

令和6年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

医療・介護におけるDXの推進

医療・介護におけるDXの推進により、医療・介護のイノベーションを推進するとともに、安心で質の高い医療・介護サービスの提供を図る。

○医療・介護のイノベーションに向けたDXの推進 30億円（44億円）

- 医療情報の活用促進のための情報の標準化の推進
- 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充
- 介護分野へのテクノロジーの導入等による生産性向上の取組を通じた介護サービスの質の向上等

- ・ マイナバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組の推進
- ・ 電子処方箋の全国的な普及拡大や機能向上の推進
- ・ 全国医療情報プラットフォームの開発等による保健・医療・介護情報の連携と利活用のための基盤等の整備
- ・ 介護・障害福祉分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上や経営の協働化等を通じた職場環境の改善
- ・ 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化

地域医療・介護の基盤強化の推進等

人口減少と超高齢化社会における医療・介護ニーズや人口動態の変化等を踏まえ、不断の改革により、質の高い医療・介護サービスを提供できる体制を確保する必要がある。そのため、地域医療構想等の推進や地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進する。

○地域医療構想等の推進

884億円（900億円）

- 地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の推進、医師偏在対策を含めた医療従事者の確保への支援
- かかりつけ医機能が発揮される制度の円滑な施行に向けた施策の推進
- 医療従事者の勤務環境改善に向けた働き方改革の推進
- 薬局薬剤師の専門性の高度化推進等

○地域包括ケアシステムの構築

372億円（511億円）

- 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護人材の確保支援
- 地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施等
- 介護施設等の防災・減災対策の推進

○救急・災害医療体制等の充実

110億円（103億円）

- 災害医療における情報収集機能等の強化
- DMAT・DPAT体制の整備・強化
- 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築
- ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化等

健康づくり・予防・重症化予防、認知症施策の推進等

健康づくり・予防・重症化予防を強化し、健康寿命の延伸に係る取組を推進する。加えて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する。また、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策を着実に実施するとともに、歯科保健医療などを推進する。

○健康づくり・予防・重症化予防の推進

58億円（36億円）

- 「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- 糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などの保健事業等への支援

令和6年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

○認知症施策の総合的な推進

- 共生社会の実現に向けた本人発信支援や地域づくり支援、認知症の人やその家族の相談支援体制と若年性認知症の人への支援体制の推進等
- 認知症に対する早期発見・早期診断及び治療・進行抑制、介護方法、社会的課題の実態調査など、認知症施策推進のための研究等の推進
- 認知症疾患医療センターにおけるアルツハイマー病の新規治療薬の適正な使用体制の整備の推進

134億円（128億円）

- ・ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行準備に向けた都道府県・市町村の取組支援
- ・ 共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進
- ・ アルツハイマー病の疾患修飾薬等の社会実装に伴う効果的な診断・治療方法の確立と普及を目指す研究の実施

○がん対策、循環器病対策等の推進

406億円（406億円）

- 効果的・効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチンの相談支援体制の確保
- 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築
- リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進

○肝炎対策の推進

1,232億円（1,231億円）

- 肝炎患者等の重症化予防の推進
- 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進
- 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づく給付金等の支給

○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進

1,642億円（1,631億円）

- 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進
- 移植医療対策の推進

○歯科保健医療の推進

33億円（30億円）

- 健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進
- 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築

○国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開

63億円（97億円）

- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指した関係国際機関等への拠出による保健システムの強化等の支援、薬剤耐性（AMR）対策に関する研究開発等の推進
- 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進
- 食の安全・安心の確保
- 経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化

29億円（27億円）

感染症対策の推進・体制強化

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた次なる感染症に備え、医療措置協定締結の推進、感染症の検査体制を強化するとともに、質の高い科学的知見を迅速に提供できる体制を整備する。

○次なる感染症に備えた体制強化

77億円（26億円）

- 保健所や地方衛生研究所等の体制整備
- 新興・再興感染症に係る臨床研究ネットワーク体制の構築

- ・ 次なる感染症に備えた個人防護具の備蓄や協定締結医療機関への支援の推進
- ・ 感染症対策の強化のための研究開発や医薬品備蓄等の実施

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

○被用者保険への財政支援

1,253億円（831億円）

- * 18歳未満までのこどもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止を令和6年度から実施

令和6年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

Ⅱ．構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

家計所得の増大を図るため、最低賃金や賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組への支援や、非正規雇用労働者等の処遇改善等を行う。

○最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

1,436億円（1,183億円）

- 全国加重平均で1,004円となった最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るための、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援
- 生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援
- キャリアアップ助成金の要件緩和等による正社員転換を希望する非正規雇用労働者の正社員化促進等
- 「年収の壁」への対応に向けた支援強化パッケージの推進
- ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援
- 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知
- 同一労働同一賃金の遵守の徹底

等

- ・ 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援の促進
- ・ 生活衛生関係営業者のデジタル化推進・支援体制の構築、物価高騰等への対応のための価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施

リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

労働者が主体的にリ・スキリングを行い、自らの選択で労働移動できるよう支援を行うとともに、人材確保の支援を行うことにより、「リ・スキリングによる能力の向上」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「労働移動の円滑化」を推進する。

○リ・スキリングによる能力向上支援 1,468億円（1,379億円）

- 指定された教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援
- 在職からの継続的な支援を行うキャリア形成／リ・スキリング推進事業等の実施
- 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施
- 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成
- 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の実施
- 労働者の主体的なリ・スキリングを支援する中小企業への資金助成の拡充等による企業における人材育成の推進
- スキルアップを目的とした在籍型出向の推進等

等

- ・ 生産性を向上させる取組等を人材確保・育成の面から効果的に促すための産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）

○個々の企業の実態に応じた職務給の導入

0.6億円

- 職務給等に関する調査研究及び導入に向けた周知・広報

令和6年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

Ⅱ．構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

○成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援 619億円（614億円）

- 成長分野の業務や、一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野への労働移動の円滑化
- 副業・兼業の促進
- 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上
- ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）における医療・介護分野等への就職支援の強化

- ・ 人手不足分野における人材確保のためのハローワークの体制拡充

多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

全ての人が、どのような状況にあっても、個々の希望に応じた多様な働き方を選択でき、能力を活かして活躍できる環境の整備・支援を行う。

○フリーランスの就業環境の整備 5.3億円（3.8億円）

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発、同法の執行体制や相談体制の充実
- 労災保険の特別加入者を含む働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による相談支援の充実

○「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進 158億円（141億円）

- 「多様な正社員」制度に係る導入支援等の実施
- 適正な労務管理下におけるテレワークの推進
- 勤務間インターバル制度導入促進のための支援の実施
- 年次有給休暇の取得促進に向けた働き方等の見直し及び選択的週休3日制の普及促進のための支援等の実施
- 時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等の時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援の実施等

○ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援 122億円（113億円）

- 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進
- 産業保健総合支援センターによる相談支援の充実など、中小企業等の産業保健活動に係る支援の強化や働く人のメンタルヘルス対策の一層の強化（一部再掲）
- 高齢労働者の労働災害防止に資する装備・設備の導入や運動指導の実施等の支援
- 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援
- 民間企業における女性活躍促進のための支援等

令和6年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

Ⅱ. 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

○仕事と育児・介護の両立支援

249億円（162億円）

- ▶ 仕事と育児・介護の両立支援のため、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等も含めた支援の拡充
- ▶ 企業向けシンポジウムの開催等による男性の育児休業取得促進の普及啓発
- ▶ 子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進など
- ▶ マザーズハローワークにおける就職支援の強化

○多様な人材の就労・社会参加の促進

940億円（945億円）

- ▶ 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等
- ▶ 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援
- ▶ 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
- ▶ 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

- ▶ 技能実習制度の抜本的見直しに向けた外国人技能実習機構の体制整備等
- ▶ 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進等

- ・ シルバー人材(未就業者・女性高齢者を含む)の活躍促進に向けた支援

○就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

716億円（738億円）

- ▶ 就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進
- ▶ 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援
- ▶ 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援等

女性の活躍促進に向けた施策

2,999億円（再掲）

女性が働きながら健康でいられるための施策を推進し、女性の活躍促進に向けた環境整備を行う。

- ▶ 女性が健康に働き続けるための支援：「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築、母性健康管理・生理休暇等に関する周知・啓発
- ▶ 多様で柔軟な働き方の推進：長時間労働慣行の是正、「多様な正社員」制度の普及促進など働き方等の見直し支援等
- ▶ 仕事と育児・介護の両立支援：業務代替整備・柔軟な働き方導入も含めた支援の拡充、男性の育児取得促進、子育て中の女性に対する就職支援の強化
- ▶ 非正規雇用労働者の正規化・処遇改善：キャリアアップ助成金・「年収の壁・支援強化パッケージ」・求職者支援制度による支援等、リ・スキリング促進、同一労働同一賃金の遵守の徹底
- ▶ 女性の活躍促進に向けた職場環境の整備：総合的なハラスメント防止対策の推進、民間企業における女性活躍促進のための支援等
- ▶ 困難な課題を抱える女性への支援：自治体の相談支援体制の強化、女性自立支援施設への通所による支援モデルの構築

※Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの施策のうち、女性活躍促進に関連する事業をとりまとめたもの。

令和6年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

Ⅲ. 包摂社会の実現

地域共生社会の実現等

人と人、人と社会がつながり、誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。生活困窮者への支援、障害者支援の推進、困難な問題を抱える女性等に向けた支援体制の強化に取り組む。また、自殺対策等を推進し、日常の中で多様な居場所づくりに取り組む。

○重層的支援体制の整備の促進

555億円（352億円）

- 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進

○生活困窮者自立支援等の推進

673億円（686億円）

- 生活困窮者の相談支援、就労支援及び家計改善支援の強化、緊急一時的な居所確保を含めた住まい支援の強化
- 被保護者に対する就労インセンティブの強化、被保護世帯への訪問等による子どもの学習・生活環境に関する相談・助言支援

- ・ 住まい支援システムの構築、自治体・NPO等への支援等による生活困窮者自立支援の機能強化

○障害者支援の促進、依存症対策の推進

1兆6,210億円（1兆5,286億円）

- 障害福祉サービス事業所等の整備、意思疎通支援事業等による地域生活支援の推進
- 障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制等の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進
- 地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援等

- ・ 障害福祉分野の職員に対する処遇改善等に向けた支援については、令和5年度補正予算で対応。（再掲）

○成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進

11億円（8.1億円）

- 市町村による中核機関の整備など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

- 多様な主体の参画等による新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施

○困難な問題を抱える女性への支援

52億円（48億円）

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性相談支援員等の支援体制の整備促進や、女性自立支援施設への通所による支援のモデル事業の実施

○自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

124億円（122億円）

- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援、自殺未遂者の包括的支援体制の構築による自殺予防の取組の更なる推進
- 都道府県自殺対策プラットフォームの構築、自殺対策の調査研究等の体制拡充
- ひきこもり地域支援センター等の整備の加速化によるひきこもり支援の更なる推進

- ・ 自治体・NPO等による自殺対策の取組支援、こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ支援

戦没者遺骨収集等の推進・体制整備

- 現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備等 33億円（33億円）

安心できる年金制度の確立

- 持続可能で安心できる年金制度の運営 13兆3,237億円（13兆78億円）

被災者・被災施設の支援等

- 被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等 98億円（107億円）

※概要欄に記載されている施策のうち、デジタル庁計上額は32億円

参考資料

令和6年度厚生労働省予算案における大臣折衝項目（報酬改定関係）

◆診療報酬・薬価等改定

令和6年度診療報酬・薬価等改定は、医療費の伸び、物価・賃金の動向、医療機関等の収支や経営状況、保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえ、以下のとおりとする。（（1）については令和6年6月施行、（2）については令和6年4月施行（ただし、材料価格は令和6年6月施行））

- （1）診療報酬+0.88%（国費800億円程度（令和6年度予算額、以下同じ））
 - ※1 うち、※2～※4を除く改定分+0.46%

各科改定率	内科	+0.52%
	歯科	+0.57%
	調剤	+0.16%
 - 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分（+0.28%程度）を含む。
 - ※2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（上記※1を除く）について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応 +0.61%
 - ※3 うち、入院時の食費基準額の引き上げ（1食当たり30円）の対応（うち、患者負担については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10～20円） +0.06%
 - ※4 うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 ▲0.25%
- （2）薬価等
 - 薬価 ▲0.97%（国費▲1,200億円程度）
 - 材料価格 ▲0.02%（国費▲20億円程度）
 - 合計 ▲1.00%（国費▲1,200億円程度）
 - ※イノベーションの更なる評価等として、革新的新薬の薬価維持、有用性系評価の充実等への対応を含む。
 - ※急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応として、不採算品再算定に係る特例的な対応を含む。（対象：約2,000品目程度）
 - ※イノベーションの更なる評価等を行うため、後述の長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う。
- （3）診療報酬・薬価等に関する制度改革事項
 - 上記のほか、良質な医療を効率的に提供する体制の整備等の観点から、次の項目について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める。
 - ・医療DXの推進による医療情報の有効活用等
 - ・調剤基本料等の適正化
 - 加えて、医療現場で働く方にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定による医療従事者の賃上げの状況、食費を含む物価の動向、経営状況等について、実態を把握する。

◆介護報酬改定

令和6年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実にしつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（国費432億円）とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行）。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- ・このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。
- ・なお、次回の介護報酬改定に向けては、介護事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「介護事業経営概況調査」や「介護事業経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

◆障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉分野の人材確保のため、介護並みの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うことにより、改定率は全体で+1.12%（国費162億円）とする。なお、改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準となる。

既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。

今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

なお、今回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

令和 6 年度の消費税増収分の使途について

〈令和 6 年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：15.4兆円》

○基礎年金国庫負担割合 2 分の 1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の差額に係る費用を含む）

3. 5兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

4. 05兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0. 63兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

6. 7兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

（注2）総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

（注3）「子ども・子育て支援新制度」の「子ども・子育て支援加速化プラン」を支える安定財源として、インボイス制度導入に伴う消費税収増収相当分（令和6年度予算約1,700億円）の活用を図ることとしている。

令和 6 年度における「社会保障の充実」（概要）

事 項		事 業 内 容	令和6年度 予算案	(参考) 令和 5 年度 予算額
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 ^(注3)	前年同額	7, 000
		育児休業中の経済的支援の強化 ^(注4)	979	17
医 療 ・ 介 護	医療・介護サービスの 提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 うち 令和6年度における看護職員、リハビリ専門職などの医療関係職種の賃上げの一部 ・ 医療情報化支援基金	前年同額 1,498 [350] 172	1, 029 1, 148 [-] 289
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 令和4年度における介護職員の処遇改善 ・ 令和6年度における介護職員の処遇改善	前年同額 414 524 前年同額 517	1, 196 534 734 752 —
	医療・介護保険 制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の 減額措置	前年同額	693
		被用者保険の拠出金等に対する支援	900	700
		70歳未満の高額療養費制度の改正	前年同額	248
		介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,190	1, 572
		介護保険保険者努力支援交付金	前年同額	200
		国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等)	3,816	3, 736
	難病・小児慢性 特定疾病への対応	国民健康保険の産前産後保険料の免除	15	4
		子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止	47	—
年 金	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等		前年同額	2, 089
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮		前年同額	644
	年金生活者支援給付金の支給		3,958	5, 220
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大		106	91
合 計			27,987	27, 972

（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

（注2）消費税増収分（2.4兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.4兆円）を活用し、上記の社会保障の充実（2.8兆円）の財源を確保。

（注3）「子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実」の国費分については全額子ども家庭庁に計上。

（注4）「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。

令和6年度における「新しい経済政策パッケージ」（概要）

新しい経済政策パッケージについて（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

事 項	事 業 内 容	令和6年度 予算案	(単位:億円)
			(参考) 令和5年度 予算額
待機児童の解消	「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 - 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。(注3)	前年同額	722
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。(注3)		8,858
介護人材の処遇改善	リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。		1,003
高等教育の無償化	少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。(注3)	5,908	5,764
合 計		16,491	16,347

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3) 「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

Ⅲ 主 要 施 策 集

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

医薬品等のイノベーションの推進・・・19

- 医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保
 - 希少疾病用・小児用等のドラッグラグ・ドラッグロスへの対応に向けた希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大、小児用薬の開発計画の策定等に向けた体制整備・・・19
 - 臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化・・・20
 - リアルワールドデータの薬事活用への推進・・・21
 - 医療系ベンチャーの成果創出支援・・・22
 - 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化・・・22
 - 大麻に関する制度見直しに伴う規制体制整備・薬物乱用防止対策の拡充・・・24
 - プログラム医療機器の早期実用化の促進・・・24
 - 革新的医療機器・再生医療等製品の国際標準獲得の推進・・・25
 - 緊急避妊薬の適正販売に向けた調査事業の促進・・・25
 - 献血血液の確保対策・・・26
- イノベーションの基盤構築の推進
 - がん・難病の全ゲノム解析等の推進・・・26
 - 患者還元型・臨床指向型AI創薬研究支援・・・27
 - 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進・・・27
 - 次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援・・・28
 - 日本医療研究開発機構（AMED）における研究及び厚生労働科学研究の推進・・・29

医療・介護におけるDXの推進・・・30

- 医療・介護のイノベーションに向けたDXの推進
 - 医療情報の活用促進のための情報の標準化の推進・・・30
 - 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充・・・30
 - 介護分野へのテクノロジーの導入等による生産性向上の取組を通じた介護サービスの質の向上・・・31

地域医療・介護の基盤強化の推進等・・・34

- 地域医療構想等の推進
 - 地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の推進、医師偏在対策を含めた医療従事者の確保への支援・・・34
 - かかりつけ医機能が発揮される制度の円滑な施行に向けた施策の推進・・・36
 - 医療従事者の勤務環境改善に向けた働き方改革の推進・・・37
 - 薬局薬剤師の専門性の高度化推進・・・37
- 地域包括ケアシステムの構築
 - 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護人材の確保支援・・・38
 - 地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施・・・39
 - 介護施設等の防災・減災対策の推進・・・39
- 救急・災害医療体制等の充実
 - 災害医療における情報収集機能等の強化・・・40
 - DMAT・DPAT体制の整備・強化・・・40
 - 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築・・・42
 - ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化・・・42

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

健康づくり・予防・重症化予防、認知症施策の推進等・・・43

- 健康づくり・予防・重症化予防の推進
 - 「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築・・・43
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進・・・44
 - 糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などの保健事業等への支援・・・44
- 認知症施策の総合的な推進
 - 共生社会の実現に向けた本人発信支援や地域づくり支援、認知症の人やその家族の相談支援体制と若年性認知症の人への支援体制の推進等・・・46
 - 認知症に対する早期発見・早期診断及び治療・進行抑制、介護方法、社会的課題の実態調査など、認知症施策推進のための研究等の推進・・・47
 - 認知症疾患医療センターにおけるアルツハイマー病の新規治療薬の適正な使用体制の整備の推進・・・47
- がん対策、循環器病対策等の推進
 - 効果的・効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチンの相談支援体制の確保・・・48
 - 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築・・・49
 - リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進・・・49
- 肝炎対策の推進
 - 肝炎患者等の重症化予防の推進・・・50
 - 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進・・・51
 - 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づく給付金等の支給・・・51

- 難病・小児慢性特定疾病対策等の推進
 - 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進・・・52
 - 移植医療対策の推進・・・52

- 歯科保健医療の推進
 - 健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進・・・53
 - 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築・・・55

- 国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開
 - ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指した関係国際機関等への拠出による保健システムの強化等の支援、薬剤耐性（AMR）対策に関する研究開発等の推進・・・55
 - 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進・・・57

- 食の安全・安心の確保
 - 経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化・・・58

感染症対策の推進・体制強化・・・58

- 次なる感染症に備えた体制強化
 - 保健所や地方衛生研究所等の体制整備・・・58
 - 新興・再興感染症に係る臨床研究ネットワーク体制の構築・・・59

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保・・・60

- 被用者保険への財政支援・・・60

Ⅱ. 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等・・・・・・・・・・61

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
 - 全国加重平均で1,004円となった最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るための、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援・・・・・・・・・・61
 - 生活衛生関係事業者の収益力向上の推進等による支援・・・・・・・・61
 - キャリアアップ助成金の要件緩和等による正社員転換を希望する非正規雇用労働者の正社員化促進等・・・・・・・・・・62
 - 「年収の壁」への対応に向けた支援強化パッケージの推進・・・・62
 - ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援・・・・・・・・・・62
 - 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知・・・・・・・・・・63
 - 同一労働同一賃金の遵守の徹底・・・・・・・・・・63

リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進・・・・・・・・・・64

- リ・スキリングによる能力向上支援
 - 指定された教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援・・・・・・・・64
 - 在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成／リ・スキリング推進事業等の実施・・・・・・・・・・65
 - 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施・・・・・・・・・・65
 - 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成・・・・・・・・・・66
 - 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の実施・・・・・・・・・・66

- 労働者の主体的なり・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等による企業における人材育成の推進・・・・・・・・・・67
- スキルアップを目的とした在籍型出向の推進等・・・・・・・・・・67

○個々の企業の実態に応じた職務給の導入

- 職務給等に関する調査研究及び導入に向けた周知・広報・・・・・・・・69

○成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援

- 成長分野の業務や、一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野への労働移動の円滑化・・・・・・・・・・69
- 副業・兼業の促進・・・・・・・・・・70
- 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上・・・・・・・・・・71
- ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）における医療・介護分野等への就職支援の強化・・・・・・・・・・72

多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・・・・・・・・・・73

○フリーランスの就業環境の整備

- フリーランス・事業者間取引適正化等の周知啓発、同法の執行体制や相談体制の充実・・・・・・・・・・73
- 労災保険の特別加入者を含む働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による相談支援の充実・・・・・・・・・・74

Ⅱ. 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

○「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進

- 「多様な正社員」制度に係る導入支援等の実施・・・・・・・・・・74
- 適正な労務管理下におけるテレワークの推進・・・・・・・・・・75
- 勤務間インターバル制度導入促進のための支援の実施・・・・・・・・76
- 年次有給休暇の取得促進に向けた働き方等の見直し及び選択的週休3日制の普及促進のための支援等の実施・・・・・・・・・・76
- 時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等の時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援の実施・・・・・・・・・・78

○ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援

- 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進・・・・・・・・80
- 産業保健総合支援センターによる相談支援の充実など、中小企業等の産業保健活動に係る支援の強化や働く人のメンタルヘルス対策の一層の強化（一部再掲）・・・・・・・・・・80
- 高齢労働者の労働災害防止に資する装備・設備の導入や運動指導の実施等の支援・・・・・・・・・・81
- 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援・・・・・・・・82
- 民間企業における女性活躍促進のための支援等・・・・・・・・・・82

○仕事と育児・介護の両立支援

- 仕事と育児・介護の両立支援のため、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等も含めた支援の拡充・・・・・・・・・・84
- 企業向けシンポジウムの開催等による男性の育児休業取得促進の普及啓発・・・・・・・・・・85
- 子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズハローワークにおける就職支援の強化・・・・・・・・85

○多様な人材の就労・社会参加の促進

- 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等・・・・・・・・・・86
- 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援・・・・・・・・・・87
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進・・・・・・・・・・90
- 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進・・・・・・・・・・90
- 技能実習制度の抜本的見直しに向けた外国人技能実習機構の体制整備等・・・・・・・・・・91
- 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進・・・・・・・・・・92

○就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

- 就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進・・・・・・・・・・92
- 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援・・・・・・・・・・93
- 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援・・・・・・・・・・93

Ⅲ. 包摂社会の実現

地域共生社会の実現等・・・・・・・・・・・・・94

○重層的支援体制の整備の促進

- 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進・・・・・・・・・・94

○生活困窮者自立支援等の推進

- 生活困窮者の相談支援、就労支援及び家計改善支援の強化、緊急一時的な居所確保を含めた住まい支援の強化・・・・・・・・・・94
- 被保護者に対する就労インセンティブの強化、被保護世帯への訪問等による子どもの学習・生活環境に関する相談・助言支援・・・・・・・・97

○障害者支援の促進、依存症対策の推進

- 障害福祉サービス事業所等の整備、意思疎通支援事業等による地域生活支援の推進・・・・・・・・・・98
- 障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制等の推進・・・・・・・・・・100
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進・・・・・・・・100
- 地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援・・・・・・・・101

○成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進

- 市町村による中核機関の整備など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進・・・・・・・・・・101
- 多様な主体の参画等による新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施・・・・・・・・・・102

○困難な問題を抱える女性への支援

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性相談支援員等の支援体制の整備促進や、女性自立支援施設への通所による支援のモデル事業の実施・・・・・・・・・・103

○自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

- 子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援、自殺未遂者の包括的支援体制の構築による自殺予防の取組の更なる推進・・・・104
- 都道府県自殺対策プラットフォームの構築、自殺対策の調査研究等の体制拡充・・・・・・・・・・105
- ひきこもり地域支援センター等の整備の加速化によるひきこもり支援の更なる推進・・・・・・・・・・106

戦没者遺骨収集等の推進・体制整備・・・・・・・・・・106

○現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備等・・・・・・・・・・106

安心できる年金制度の確立・・・・・・・・・・・・・107

○持続可能で安心できる年金制度の運営・・・・・・・・・・107

被災者・被災施設の支援等・・・・・・・・・・・・・108

○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等・・・・・・・・・・108

(参考)令和6年度当初予算案PR版における女性の活躍促進に向けた施策の整理

区分	通常PR版(矢羽根)の位置づけ
1. 女性が健康に働き続けるための支援	➢「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築 (43ページ参照) ➢ 民間企業における女性活躍促進のための支援等 (83ページ参照・母性健康管理等推進支援事業)
2. 多様で柔軟な働き方の推進	➢「多様な正社員」制度に係る導入支援等の実施 (74ページ参照) ➢ 適正な労務管理下におけるテレワークの推進 (75ページ参照) ➢ 勤務間インターバル制度導入促進のための支援の実施 (76ページ参照) ➢ 年次有給休暇の取得促進に向けた働き方等の見直し及び選択的週休3日制の普及促進のための支援等の実施 (76ページ参照) ➢ 時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等の時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援の実施 (78ページ参照・働き方改革推進支援助成金)
3. 仕事と育児・介護の両立支援	➢ 仕事と育児・介護の両立支援のため、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等も含めた支援の拡充 (84ページ参照) ➢ 企業向けシンポジウムの開催等による男性の育児休業取得促進の普及啓発 (85ページ参照) ➢ 子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズハローワークにおける就職支援の強化 (85ページ参照)
4. 非正規雇用労働者の正規化・処遇改善	➢ キャリアアップ助成金の要件緩和等による正社員転換を希望する非正規雇用労働者の正社員化促進等 (62ページ参照) ➢ 「年収の壁」への対応に向けた支援強化パッケージの推進 (62ページ参照) ➢ ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援 (62ページ参照) ➢ 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知 (63ページ参照) ➢ 同一労働同一賃金の遵守の徹底 (63ページ参照) ➢ 指定された教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援 (64ページ参照) ➢ 在職からの継続的な支援を行うキャリア形成／リ・スキリング推進事業等の実施 (65ページ参照) ➢ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施 (65ページ参照) ➢ 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成 (66ページ参照) ➢ 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の実施 (66ページ参照) ➢ 労働者の主体的なリ・スキリングを支援する中小企業への資金助成の拡充等による企業における人材育成の推進 (67ページ参照) ➢ スキルアップを目的とした在籍型志向の推進等 (67ページ参照)
5. 女性の活躍促進に向けた職場環境の整備	➢ 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進 (80ページ参照) ➢ 民間企業における女性活躍促進のための支援等 (82ページ参照・民間企業における女性活躍促進事業、女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業)
6. 困難な問題を抱える女性への支援	➢「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性相談支援員等の支援体制の整備促進や、女性自立支援施設への通所による支援のモデル事業の実施 (103ページ参照)

- 医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保
 ➤希少疾病用・小児用等のドラッグラグ・ドラッグロスへの対応に向けた希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大、小児用薬の開発計画の策定等に向けた体制整備

新規

PMDA「小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター」の設置

医薬局
医薬品審査管理課
(内線2746)

令和6年度当初予算案 1.2 億円 (ー) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

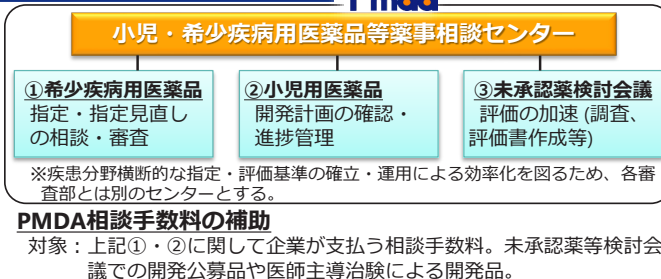
- 近年、欧米では承認されている医薬品が日本で開発が行われない、いわゆる「ドラッグ・ロス」の拡大が指摘されている。この背景には、日本の創薬力や市場性の低下のほか、国際的にも小規模な患者群を対象とした医薬品開発の割合が増加していること等の環境変化があり、特に、市場性の小さい希少疾病用・小児用等の医薬品で影響を受けやすい。
- このような環境変化に対応し、我が国にとって医療上必要な医薬品の導入を促進する観点から、下記の薬事上の対応を進めるために必要な **PMDAの体制確保（「小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター」の設置）** と、企業等がPMDAに支払う **手数料の補助** を行う。

- ① 希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大
- ② 小児用薬の開発計画の策定を企業に促しPMDAが確認する対応の促進
- ③ 「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」（以下、未承認薬等検討会議）における評価の加速化
- ④ PMDA相談手数料の企業等への補助

増加する国内未承認薬



2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体：PMDA
 費用内訳：
 ・①、②の相談手数料の補助（企業、アカデミア等）
 ・体制確保の人員費 補助率100/100
 ・備品等

拡充

医薬品国内開発伴走事業（バイオテック・コンシェルジュ事業の拡充）

医薬局医薬品審査管理課
(内線2746、4224)

令和6年度当初予算案 66百万円 (9 百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

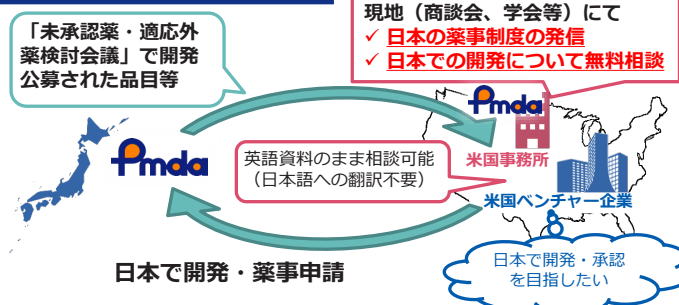
- 近年、欧米では承認されている医薬品が日本で開発が行われない、いわゆる「ドラッグ・ロス」の拡大が指摘されている。この背景には、日本の創薬力や市場性の低下のほか、**革新的新薬のシーズを海外ベンチャーに依存するビジネスモデルへの転換**等の創薬環境の構造変化がある。
- このため、国内での中小企業への支援に留まらず、新たに、**海外の中小バイオ企業による日本での開発・薬事申請を促すため、米国等において、英語で、日本の薬事制度の情報発信、薬事の相談対応を無料で行う**。特に、「**未承認薬・適応外薬検討会議**」で開発公募された品目を重点的に対象とし、**日本での治験実施を含めた薬事相談**に応じる
- また、相談・支援の窓口となる拠点として **PMDA米国事務所を設置**する（国際共同治験等で米国FDAとも連携）。

日本国内未着手の86品目内訳（2023年3月）

ベンチャー発	オーファン	小児
56% (48品目)	47% (40品目)	37% (32品目)

※86品目のうち、ベンチャー、オーファン、小児のいずれでもない品目は14品目（16%）

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

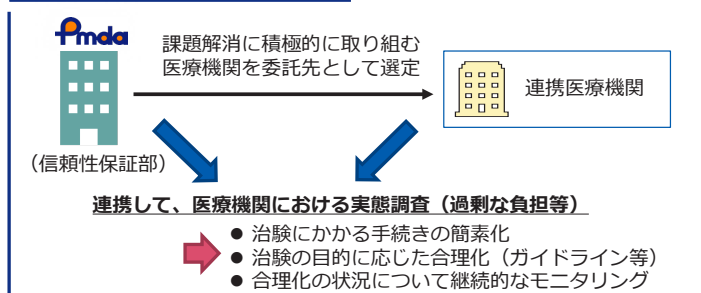
- 実施主体：PMDA
 費用内訳：
 (運営費交付金)
 ・人件費（伴走支援・広報）：補助率100/100
 ・旅費・滞在費（米国、欧州）
 ・翻訳・通訳費、相談ブース借料、広報費等（補助金）
 ・PMDA米国事務所経費（家賃、人件費（現地採用職員）等）：補助率50/100

令和6年度当初予算案 14百万円 (－) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、欧米では承認されている医薬品が日本で開発が行われない、いわゆる「**ドラッグ・ロス**」の拡大が指摘されており、その要因の一つとして、**国際共同治験において、日本人症例の組入れが遅い等の理由で日本を避ける傾向**が指摘されている。
- 本事業では、国内で治験を実施しやすい環境作りのため、**国内治験にかかるコストの削減や手続きの負担の解消（治験エコシステム）を進める**観点から、
 - ① **医療機関における負担の実態調査**
GCP規制（臨床試験の実施基準）への対応において医療機関の負担となっている課題を明らかにするため、医療機関と連携し、治験依頼者（企業）から医療機関への過剰な又は重複した要求等の負担の実態を調査するとともに、海外の状況との比較を行う。
 - ② **治験エコシステムの導入**
①で確認された過剰や重複による負担を軽減するため、治験にかかる手続きの簡素化、治験の目的に応じた合理化（GCP対応の程度、データの品質等の求められる水準をガイドライン等で明確化）を進める、また、ガイドライン対応を含めた合理化の状況について、PMDAによる継続的なモニタリングを行い、必要な改善を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- ・人件費：補助率50/100
- ・旅費
- ・研修会開催費等
- ・連携医療機関への委託費（実態調査等）

▶ 臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化

令和6年度当初予算案 3.9億円 (3.9億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- アジア諸国における国際的な技術水準を確保する治験実施拠点整備の必要性については、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）においても言及されてきたところであるが、今般のCOVID-19拡大に伴い、迅速かつ質の高い、グローバルな臨床研究・治験体制構築の必要性が改めて明らかになった。
- これを受け、日本主導の国際共同治験の強化へつなげ、治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築を進める。
- 具体的には、ソフト面（現地教育研修）及びハード面（現地拠点構築）の整備や、安定的に臨床研究・治験が実施可能な基盤の構築に当たっての持続性や実施体制の拡大を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業において整備した基盤の継続性の確保及び更なる拠点の整備を推進するとともに、臨床研究中核病院を中心とした国内の臨床研究支援人材育成強化に取り組むことにより、日本主導のアジア地域における国際共同臨床研究・治験の実施体制の強化を図る。
- 特に、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（令和3年6月1日閣議決定）において、日本発の国際共同治験が迅速に実施可能となるよう、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを充実させることとされている。
- 一方、ワクチン開発については、試験対象者が健康成人であることや、治療薬に比べて必要症例数が格段に多い（数千例から数万例規模）といった特殊性がある。
- こうしたことから、これまで感染症治療薬の領域で構築した基盤等を活用・発展させる必要があり、ワクチンに特化した研修の実施等により、円滑なワクチン開発に寄与する基盤へと充実を図る。



アジア地域の臨床研究・治験体制整備の推進

日本主導の国際共同治験の強化

治療薬等の開発・供給の加速

3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定
事業実績：2課題採択（令和5年度）

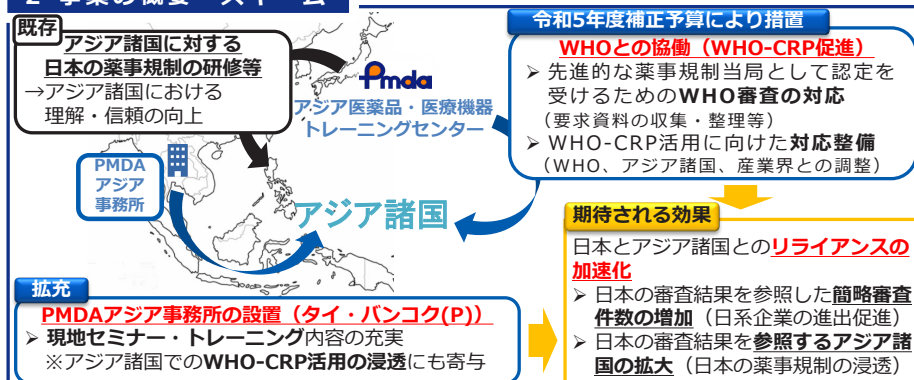
令和6年度当初予算案 2.3 億円 (2.2億円) ※ () 内は前年度当初予算額 ※ 令和5年度補正予算額 2.1百万円

1 事業の目的

- 「『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略」(令和2年7月14日健康・医療戦略推進本部決定)等に基づき、**アジア諸国との間で、薬事規制の調和、及びリライアンス(日本の審査結果を参照した相手国での簡略審査)の推進**が求められている。これまで、PMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局担当者に対する薬事規制制度に関するセミナー・研修を積極的に実施してきた(2016～2022年度に合計85回のセミナーを開催、67の国/地域及びWHOからのべ2,570人(うちアジア諸国から2,210人)の規制当局担当者が参加)。これにより日本の薬事規制に対する理解・信頼が向上し、日本の審査結果を参照する制度(簡略審査制度)を導入するアジア諸国が年毎に拡大している。
- WHOでは、世界的にリライアンスを推進するため、**途上国が先進国の審査結果を参照して簡略審査を行えるよう、個別製品毎にWHOがコーディネータープログラム(WHO-CRP)**を実施中。日本の医薬品・医療機器へのアクセス推進により、アジア諸国におけるUHC達成に貢献するため、WHOと協働し、我が国がWHO-CRPの利活用を推進することを進める(令和5年度補正予算により措置)。
- WHO-CRPで日本の審査結果を活用するためには、**WHOより、我が国が先進的な薬事規制当局であると認定されていることが必要**。WHOは、令和4年(2022年)から、世界の全規制当局に対して、新たな認定を進めることを決定しており、日米欧を含む先進国の規制当局にあっても早期にWHOの審査を通じ認定を受けることが必要。(アジア地域では、シンガポール当局・韓国当局が既に「最高の規制当局水準」として認定済み)

目的・WHO-CRPの活用を**アジア諸国に普及**させることにより、**アジア諸国とのリライアンスの加速化**を目指す。
・WHO-CRPで日本の審査結果を活用させるため、WHOから「**先進的な薬事規制当局**」の認定を受ける。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- PMDA
- PMDAアジア事務所の設置のための所要経費(事務所家賃、人件費(常勤・現地採用職員)等)
(国:PMDA=1:1で負担)

リアルワールドデータの薬事活用の推進

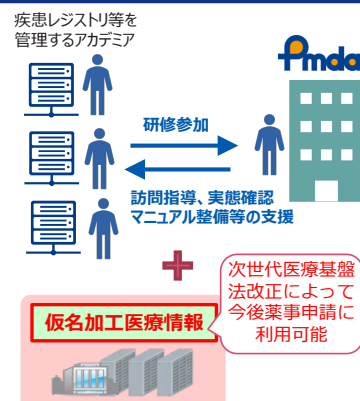
リアルワールドデータ活用促進事業

医薬局医薬品審査管理課
(内線2746)

令和6年度当初予算案 33百万円 (33百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 疾患レジストリ、医療情報データベース等のリアルワールドデータ(RWD)を薬事申請で活用するには、それに依拠して有効性・安全性の評価ができるよう、**高い水準でのデータの信頼性確保**が求められる。しかし、現状では、疾患レジストリ等の保有者(アカデミア)における知識・経験の蓄積が十分とはいえず、薬事申請に活用された事例は極めて少数に留まる。
- そのため、薬事活用に意欲のある疾患レジストリ等の保有者を選定し、**PMDAがデータの信頼性確保の取組を集中的に支援**することで、RWDの活用を促進する。
- 令和6年度は、次世代医療基盤法改正(令和5年5月成立)によって活用可能となる「**仮名加工医療情報**」の**取扱事業者も支援対象**とすることにより、同法を通じたRWDの薬事申請等への活用を図る。



2 事業の概要・スキーム

- 疾患レジストリ等を保有し、その薬事利用に積極的に取り組む機関(大学、NC等)を複数選定。
- 疾患レジストリ等の担当者が、PMDAと双方向の交流を行い、薬事水準の信頼性確保の方策等を学ぶ。
➢ PMDA職員による研修会、訪問指導、レジストリ等の実態確認、マニュアル整備の支援等
- 次世代医療基盤法の「仮名加工医療情報」の取扱事業者も支援対象とする。

3 実施主体等

- 疾患レジストリ等の保有者(4機関程度)
・人件費
・マニュアル等の作成費用
- PMDA
・人件費:補助率50/100
・旅費(訪問指導等)
・研修会開催費等

医療系ベンチャーの成果創出支援

医療系ベンチャー育成支援事業

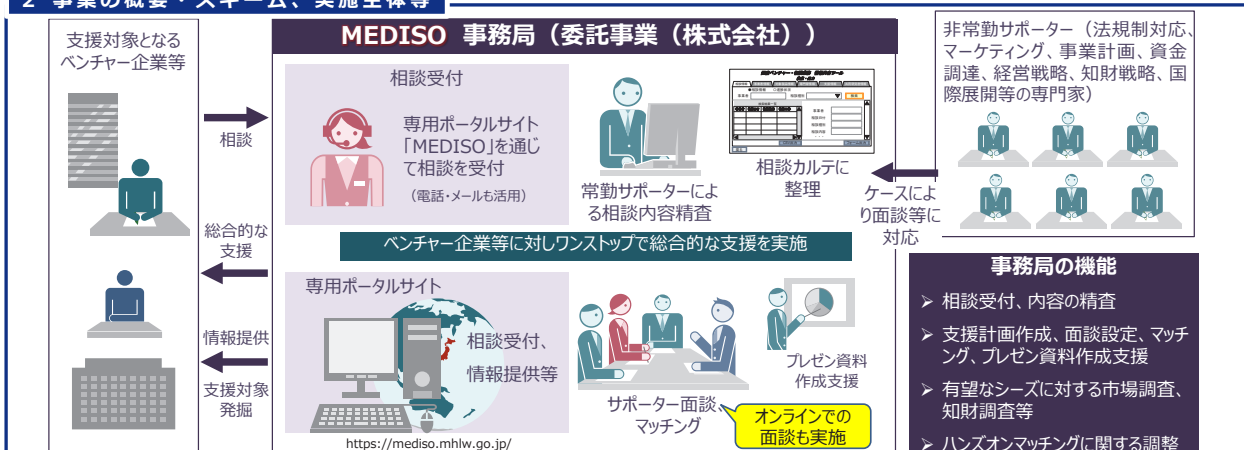
医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線2530、2545）

令和6年度当初予算案 4.4億円（4.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆ **MEDISO (MEDical Innovation Support Office)** とは、医薬品・医療機器等について、アカデミアやベンチャー企業が有するシーズを実用化につなげるために、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に総合的な支援を行うための事業。
- ◆ 医療系ベンチャー企業等にアドバイスを行うメンターとなる人材（以下、サポーターと称する）と各ベンチャー企業のニーズに応じたマッチングの推進には、ベンチャー育成のためのエコシステムの確立に向けて大変重要であり、**MEDISO**では、多様な分野の専門家を「サポーター」として登録している。
- ◆ 相談案件は常勤サポーターが精査し、より専門性が高い相談については非常勤サポーターとの面談設定やマッチングを行い、支援計画作成、VC等へのプレゼン資料作成支援等、多様な相談に対してワンストップで支援を実施。
- ◆ さらに、有望なシーズに対しては、知財調査や市場性調査（フィージビリティスタディ）、大企業やアカデミアの人材をベンチャーに派遣するハンズオンマッチング等により、シーズの実用化を見据えた総合的な支援を実施。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



3 事業実績

相談実施総件数：1100件超
(2018年2月～2023年7月末)

経済産業省「InnoHub」、PMDA、AMED、医療機器開発支援ネットワーク（MEDIC）等とも連携

後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化

拡充

後発医薬品の品質確保（GMP管理体制強化等事業）

医薬局監視指導・麻薬対策課
(内線2770)

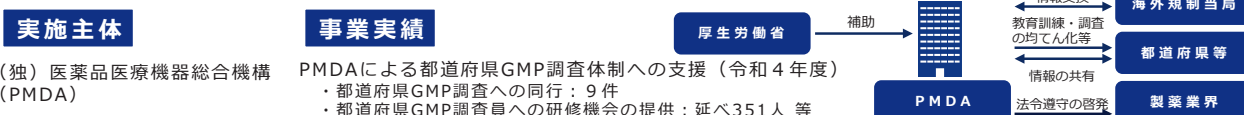
令和6年度当初予算案 1.4億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度に、後発医薬品メーカーにおいて、製造工程中における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生しており、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となっている。現時点においても、行政処分事例が発生。
- 当該事業では、二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）の査察体制では十分対応できていない実態が明らかになっている。
- 当該行政処分事例に係る第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
- 国と都道府県の薬事監視の情報共有を含めた連携体制が必ずしも十分に整備されているとはいえない状況であることも指摘されている。
- 医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び都道府県における調査員の教育及び情報共有などにより、調査能力の向上及び均てん化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるようにする。
- 医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンスを向上させる。
- 全国のGMP調査において判明した不備事項を収集・分析等する体制を構築し、更なる調査能力の向上やコンプライアンス意識の醸成等に繋げる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 国内のGMP査察能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、PMDAの調査員及び外部専門人材の確保を行う。
- 製造業者の役員、従業員に加え、製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、すべての関係者を対象とした、GMPに関する講習会の開催を増やし、更なる業界全体のレベルアップ及び意識向上を図る。【拡充】
- 国と都道府県の薬事監視の速やかな情報共有を含めた連携体制の整備を行い、薬事監視の質的な向上を図るため、PMDAにおいて、全国のGMP調査において判明した不備事項を収集・蓄積・共有・分析等を行う体制を検討・構築。当該情報を活用し、都道府県のGMP調査水準の向上及び均てん化を図るとともに、業界に対しては実践的な啓発活動を行う。【新規】



ジェネリック医薬品等の承認申請に係るデータの適合性調査の体制強化事業

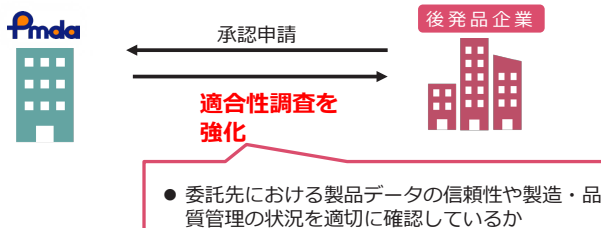
医薬局
医薬品審査管理課
(内線2737)

令和6年度当初予算案 12百万円 (12百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年の医薬品の品質不良・供給不安については、後発品市場において、共同開発(*)や外部への製造委託などの導入・活用による多数企業の参入が進み、少量多品目生産構造が生じたことが一因と指摘されている。
(※) 製造販売申請に必要な品質試験等のデータについて、ある企業が取得したデータを他の複数企業間で共有し、同じデータを用いて各社が申請を行うこと。後発品については、平成17年の改正薬事法施行にあわせ、認められるようになった。ただし、委託元の企業自身が、委託先のデータの信頼性や製造・品質管理の体制について、十分に把握し、責任を負うことが必須。
- 本事業では、品質・供給問題の発生を未然に防止するため、**後発品の承認審査に当たり、以下の確認を実施**する。
・ 適合性調査において、開発・製造を他社に委託する製品について、**委託元(申請者)が委託先における製品データの信頼性や製造・品質管理の状況を確認するための体制や実際の確認状況**について、確認する。

2 事業の概要・スキーム



実績

後発医療用医薬品適合性調査件数(新規)(令和4年度): 166件

3 実施主体等

実施主体: PMDA

費用内訳:

・ 人件費(2名): 補助率50/100

リアルワールドデータに基づく後発医薬品安全性等確認事業

医薬局
医薬安全対策課
(内線2749)

令和6年度当初予算案 11百万円 (11百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 一部の後発医薬品メーカーの品質管理問題を発端に、後発医薬品に対する国民の不信感が増している。
- ・ 後発医薬品の普及は、医療費の削減において重要であり、引き続き国策として推進していく必要があるが、後発医薬品の信頼性に不安がある状況では、後発医薬品の処方が進まなくなるとともに、患者自身も薬局等で後発医薬品への切り替えを拒否するおそれがあり、後発医薬品の普及を進める上で、大きな障壁となるおそれがある。
- ・ 後発医薬品における製造工程の適正化及び品質管理については、製造販売業者への行政指導等を徹底し、引き続き監視を続けるが、国民の後発医薬品への不安を解消するためには、後発医薬品の安全性について科学的エビデンスを収集し、問題がないことを根拠に基づき説明することが重要である。
- ・ 後発医薬品の製造販売業者は、先発医薬品の企業に比べてリソースが少なく、市販後の安全性情報が集積されにくいという特徴があり、また、現時点では医師や薬剤師等の医療関係者を始めとして国民の信頼を失っている状況にある。そこで、検体検査値のデータを取得可能な医療情報データベースであるMID-NETを活用して、国自らが後発医薬品の安全性情報を効率的に収集・評価して、医療現場への適正な情報提供につなげることで、後発医薬品に対する国民の信頼を回復し、後発医薬品の安全対策及び普及の推進に寄与することができる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<MID-NETを活用した後発医薬品の安全性評価のイメージ>

後発医薬品の処方実態

例) 初回処方時における腎機能障害患者の重症度比較					
Ccr(mL/min)値	50>	26~50	10~25	<10	
先発医薬品(296人)	人 198	68	30	0	
	(%) (67%)	(23%)	(10%)	(0%)	
後発医薬品B(209人)	人 132	52	25	0	
	(%) (63%)	(25%)	(12%)	(0%)	

後発医薬品の安全性

例) 初回処方後の肝機能・腎機能異常発現リスクの比較			
	肝機能異常発現数	発現割合	腎機能異常発現数
先発医薬品(296人)	5	1.7%	12
後発医薬品B(209人)	3	1.4%	9
			4.3%

➡ 添付文書での注意喚起等を踏まえて適正に処方されているかどうかを確認

➡ リスクに差があるかどうかを確認

実施主体: 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)
補助率: 1/2 補助



事業の概要:

- ・ MID-NETを活用した後発医薬品の安全性評価

後発医薬品を対象として、医薬品の安全性評価に必要な科学的エビデンスを、MID-NETを活用して効率的に収集・評価することで後発医薬品の信頼性回復に繋げる。

事業実績:

令和4年度「MID-NETを用いたスタチンに属するジェネリック医薬品の安全性評価に関する疫学調査」を実施。
令和5年度「MID-NETを用いた抗血小板剤のジェネリック医薬品の安全性評価に関する疫学調査」を実施。

➤プログラム医療機器の早期実用化の促進

➤ 革新的医療機器・再生医療等製品の国際標準獲得の推進

拡
充

革新的医療機器等国際標準獲得推進事業

医薬局医療機器審査管理課（内線4258）

令和6年度当初予算案 1.7億円（1.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国際競争力の強化の観点から、我が国で開発された先端技術を活用した日本発の革新的な医療機器・再生医療等製品を世界に発信し、国際標準を獲得することが求められている。
- そのため非臨床の段階で複雑な試験を行わずに有効性・安全性を適切に予測することを可能にする実用的な評価法等を策定し、確立することで早期実用化を目指す。（これまで医療機器5課題、再生医療等製品4課題を支援）
- また、その有効性・安全性を評価する技術を世界の規制当局に受け入れられる必要があり、当該研究者自らがISO等の国際会議に積極的に参加し、日本発の革新的製品を世界で実用化していくために国内で開発した評価法の有用性を説明していく必要がある。
- **これまでの支援課題を確実にISO等国際規格への反映に繋げるとともに、国内外で薬事規制に用いられる国際規格に我が国の意見を積極的に反映するため、官民の体制を強化する。【拡充】**

2 事業の概要・スキーム

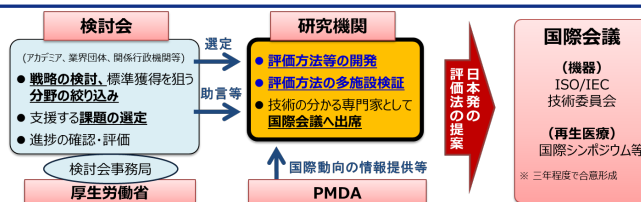
- ① 課題の選定や評価のための検討会を開催。採択された課題につき国際標準化を見据えた評価法策定に係る研究を実施し評価法を策定する。
- ② 策定した評価法をISO等の国際会議に提案し規格化するため、国際標準化の動向を把握し規格化に向けた活動を支援する。
- ③ **本事業による支援課題を含め規格化のための活動を行うISO/IEC等の国内審議団体に対し、審議参加国等への対応に係る調査費、国内・国際会議の経費等の必要な経費を補助する。**

3 実施主体等

実施主体： 大学・研究機関、PMDA、国内審議団体
補助率： 大学・研究機関、PMDA：10 / 10
国内審議団体：1 / 2

事業実績：

- ・平成29年度より、医療機器5課題、再生医療等製品4課題を支援（支援中含む）
- ・ISO25539-2、ISO/TS17137に研究成果を反映。



➤ 緊急避妊薬の適正販売に向けた調査事業の促進

拡
充

緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業

医薬局医薬品審査管理課（内線2737）

令和6年度当初予算案 10百万円（10百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 緊急避妊薬については、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）、女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（令和5年6月13日本部決定）において、処方箋なしに薬局で適切に利用できるよう課題点の整理及びその対応策の取りまとめに向け着実に検討を進めるとされている。
- 現在、いわゆるスイッチOTC会議で緊急避妊薬のスイッチOTC化に係る議論を進めているものの、年齢制限、薬剤師の研修、アクセス・体制、価格、薬事規制、性教育、緊急避妊薬の認知度、薬局での販売における医療機関との連携、性暴力被害者への対応等、薬局における緊急避妊薬の販売に当たっての課題が指摘されているところ。
- 令和5年度において、緊急避妊薬の調剤実績があるなど緊急避妊薬の販売体制が整っている薬局の実態調査を通じて、薬局における緊急避妊薬の販売に当たっての留意事項、情報提供資料の検討を実施しているが、適正に運用されているかの確認及びフォローアップが必要。
- 薬局販売時における十分なフォローアップ調査を通じ、不適正流通や転売がなされていないかの確認を行うとともに、不適正事案がみられた場合においてはその課題点を整理する。

2 事業の概要・スキーム

- 処方箋なしで緊急避妊薬の販売を試行的に実施している薬局において、販売状況、患者のフォローアップ等の調査を実施。
- **フォローアップ調査結果を解析し、緊急避妊薬の適正販売の確保に向けた課題点等の整理を行う。【拡充】**

3 実施主体等

（公社）日本薬剤師会 ほか （委託事業）

新規

献血血液の確保対策事業

医薬局血液対策課（内線2906、2908）

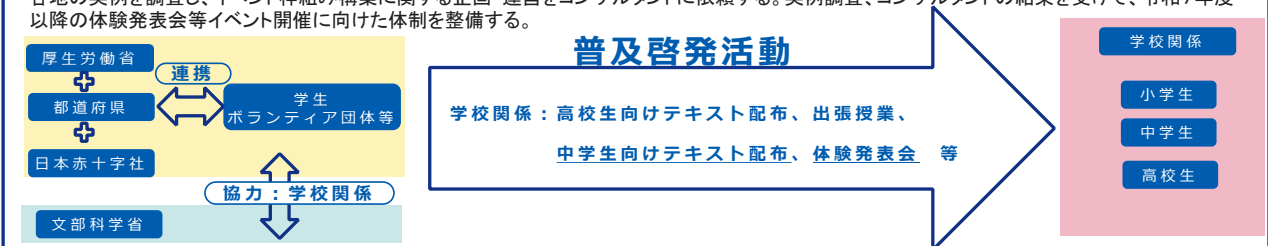
令和6年度当初予算案 20百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 毎年、医療需要に応じた血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にあり、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、今後の献血を支える若年層へ献血に関する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学校からの献血教育の推進に向けて、厚生労働省では中学生用テキストを作成するとともに、中高校生を対象にした同世代に対する普及啓発活動の発表会を開催する事業を行う。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、献血可能年齢前である中学生を対象に、献血制度の理解促進とともに、中学生でも活動できる献血ボランティアを紹介したテキストを令和7年度に作成し、配布する。令和6年度は、準備として、テキスト内容のデザインを行う。
- ・ 効果的な普及啓発に当たり、中高校生の部活動や生徒会活動の一環として行われている献血の普及啓発活動について、同世代に対する活動により関心を生む効果も期待されるため、生徒の学生ボランティア団体の活動を促進する体験発表会等イベントを開催する。令和6年度は、準備として、各地の実例を調査し、イベント枠組み構築に関する企画・運営をコンサルタントに依頼する。実例調査、コンサルタントの結果を受けて、令和7年度以降の体験発表会等イベント開催に向けた体制を整備する。



3 実施主体等

実施主体:国

〇イノベーションの基盤構築の推進 ➤がん・難病の全ゲノム解析等の推進

新規

がん・難病の全ゲノム解析等の推進

医政局 研究開発政策課（内線4041、4040、4039）
健康・生活衛生局 がん・疾病対策課、難病対策課（内線3825、2353）

令和6年度当初予算案
※（）内は前年度当初予算額

がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業 16億円（－）
革新的がん医療実用化研究事業 89億円の内数（92億円の内数）
難治性疾患実用化研究事業 85億円の内数（89億円の内数）

※令和5年度補正予算額 95億円

1 事業の目的

「全ゲノム解析等実行計画2022」（令和4年9月策定）を着実に推進し、国民へ質の高い医療を届けるため、がんや難病患者を対象とした全ゲノム解析及びマルチオミックス解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、民間企業やアカデミア等へその利活用を促すことにより、診断創薬や新規治療法等の開発を目指す。また、解析結果等の速やかな日常診療への導入や、新たな個別化医療の実現についても更に推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

■がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

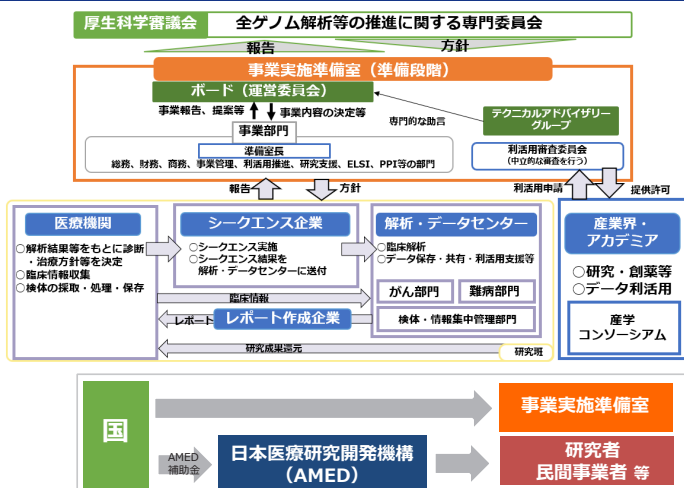
事業実施準備室を国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部内に設置（令和5年3月24日）し、厚生労働省が主体となって、令和7年度からの事業実施組織の発足のため、組織、構成等の検討を開始。

■革新的がん医療実用化研究事業/難治性疾患実用化研究事業

「全ゲノム解析等に係るAMED研究班」は、解析状況等を専門委員会に報告し、AMEDによる適切な進捗管理のもと、事業実施準備室と連携し、研究を行う。

◆これまでの事業実績

令和2年度から令和4年度までに行った、
全ゲノム解析は 約20,000症例
がん領域 約12,000症例
難病領域 約8,000症例



新規

AI創薬指向型・患者還元型・リアルタイム情報プラットフォーム事業

大臣官房厚生科学課（内線3823）

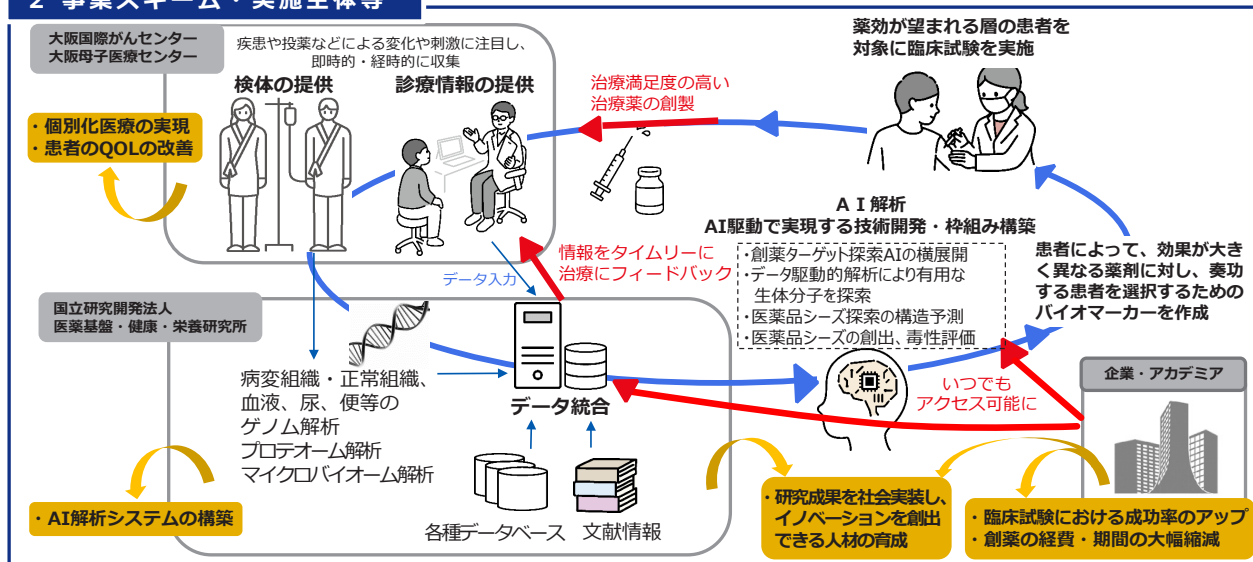
令和6年度当初予算案 2.2億円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和5年度補正予算額 12億円

新薬研究開発過程における有効性、安全性、予測性の向上のために、詳細な臨床情報と患者検体を計画的に収集し、ゲノム解析、プロテオーム解析、マイクロバイオーム解析など質の高いデータのAI解析により、患者層別化に有用な各種マーカーをリアルタイムに特定する。これらを医療機関と連携して実施し、患者還元型・臨床指向型AI創薬研究に資するプラットフォームを構築し、医学研究・創薬の活性化と医師・研究者の育成を図る。その中で、創薬ターゲット探索から薬効/副作用等の予測バイオマーカー探索、医薬品シーズの探索までの一連のプロセスを加速させるワークフローを構築する。

2 事業スキーム・実施主体等



クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業

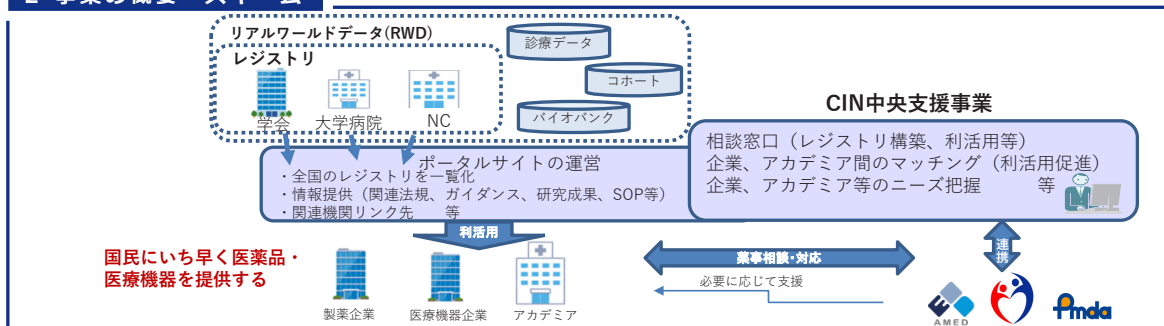
医政局研究開発政策課（内線2542）

令和6年度当初予算案 32百万円（32百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ＜背景＞
- 医薬品等の開発コストを抑える観点から、レジストリを活用した臨床開発手法が注目されている。
 - 業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。
 - これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- ＜課題＞
- ワンストップサービス拠点における、ポータルサイトのレジストリ情報や各種資料等の継続的な更新が必要。
 - 業界・学会・アカデミアなどから、レジストリ構築、運営等に関する相談機関がほしいとの要望。
 - これら中央支援業務を一元的に管理する拠点を設置し、レジストリの利活用を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定
- ◆ 事業実績：レジストリフォーラム開催 1回、レジストリ相談件数 企業5件・アカデミア1件（令和4年度）

クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

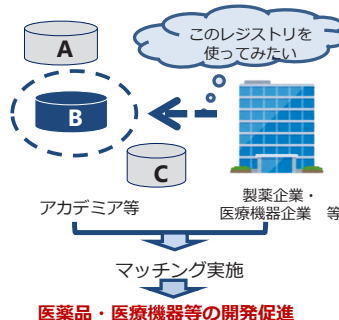
令和6年度当初予算案 59百万円（97百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ＜背景＞ ○ 我が国では、患者数が少なく治験が難しい小児領域や希少疾病領域等での医薬品や医療機器の開発は必ずしも円滑に進んでいるといえない。一方で、希少疾病・難病及び小児分野等を対象としたレジストリは存在するが、それらのデータが企業側の開発に結びついていない。
- これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- ＜課題＞ ○ 依然として業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。 ※製薬協 政策提言2021（2021年2月 日本製薬工業協会）
- 企業が研究開発に活用できるレジストリが少ないため、環境を整備し、レジストリの利活用を促進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- （1）レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施し、希少疾病・難病及び小児分野等の医薬品・医療機器開発におけるレジストリの利活用をさらに促進、加速させる。
- （2）企業ニーズに応じたレジストリの改修費用を補助する。
（国：企業拠出＝1：1）



3 実施主体等

- （1）実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定 ◆事業実績：マッチング数3件（令和4年度）
- （2）実施主体：公募により選定 ◆補助率：1／2 ◆事業実績：レジストリ改修数3件（令和4年度）

次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援

拡
充

次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材育成支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線4059）

令和6年度当初予算案 30百万円（15百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- バイオ医薬品は今後の成長領域であるが、我が国はそのほとんどを海外に依存し、国内製造されていない現状があり、経済安全保障上問題であるほか、国内のバイオCMO/CDMOも限られることから水平分業が進まず、バイオ医薬品の新薬開発にも支障が生じている。
- これまで厚生労働省では、バイオ医薬品開発等促進事業において、高度専門人材育成のための研修を行ってきたが、国内製造に対する需要を鑑みると、より多くの人材を育成していく必要があるとの声があがっている。また、新規医薬品のうちバイオ医薬品が占める割合が増加することに伴い、今後、特許切れのバイオ医薬品も増加していくことが見込まれる。
- 令和4年度に策定したバイオシミラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要であるため、国内において次世代バイオ医薬品の製造技術を持つ人材の更なる育成を実施する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 製薬企業やバイオベンチャーの社員等に対して、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する実践的な研修プログラムを実施し、我が国のバイオ医薬品産業に関する技術力の底上げを行う。これまでの研修は抗体医薬に特化していたが、細胞治療や遺伝子治療などの新規モダリティも対象とした研修を行う。
- バイオ医薬品の製造に関する課題や解決策を関係者間で共有し連携を強化するとともに支援を進める。



3 実施主体等



4 事業実績

技術研修事業の受講者数 ○座学研修：44名 ○実習研修：24名（令和4年度実績）

日本医療研究開発機構(AMED)における研究の推進（医療研究開発推進事業費補助金等）

令和6年度当初予算案 443億円（443億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和5年度補正予算額 66億円

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「健康医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」等に基づき、医療分野の研究開発について、中核的な役割を持つ国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じ、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進する。



3 令和6年度当初予算案の内容

1. 医薬品プロジェクト	184.6億円	小計	441.3億円
2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト	21.9億円	うち医療研究開発推進事業費補助金	331.5億円
3. 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	52.6億円	うち保健衛生医療調査等推進事業費補助金	109.8億円
4. ゲノム・データ基盤プロジェクト	112.3億円	革新的研究開発推進基金補助金	1.2億円
5. 疾患基礎研究プロジェクト	61.5億円		
6. シーズ開発・研究基盤プロジェクト	8.4億円	合計	442.5億円

厚生労働科学研究の促進（厚生労働科学研究費補助金等）

令和6年度当初予算案 91億円（91億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和5年度補正予算額 28億円

厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するとともに、技術水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

厚生労働行政の中でも、国民生活の安全（労働安全衛生、食品安全、化学物質安全対策、健康安全・危機管理対策）、適切な保健福祉サービスの提供、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が行う医療分野の研究の成果を国民に還元するための仕組みに関するものなど、社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行う。



3 令和6年度当初予算案の内容

Ⅰ. 行政政策研究分野		Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野	
（1）行政政策研究経費	7.2億円	（1）地域医療基盤開発推進研究経費	3.3億円
（2）厚生労働科学特別研究経費	3.8億円	（2）労働安全衛生総合研究経費	1.2億円
Ⅱ. 疾病・障害対策研究分野		（3）食品医薬品等リスク分析研究経費	14.4億円
（1）がん対策推進総合研究経費	6.1億円	（4）健康安全・危機管理対策総合研究経費	2.2億円
（2）生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費	27.0億円		
（3）長寿・障害総合研究経費	8.3億円	合 計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）	91.2億円
（4）感染症対策総合研究経費	17.7億円	（うち、厚生労働科学研究費補助金	58.6億円）
		（うち、厚生労働行政推進調査事業費補助金	32.6億円）

○医療・介護のイノベーションに向けたDXの推進
 ➤医療情報の活用促進のための情報の標準化の推進

高度医療情報普及推進事業

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室（内線4490）

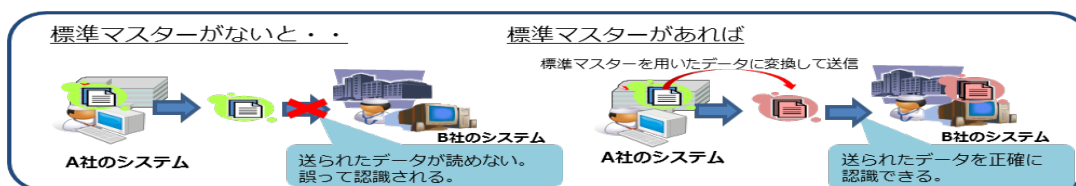
令和6年度当初予算案 83百万円（83百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」において、電子カルテ情報の標準化等の取組を進めることが明記されており、診療の際に必要な医療用語の標準マスター等について、厚生労働省標準規格を整備することにより医療情報の標準化の促進及び共有を進め、もって医療DXの推進に寄与することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 現在、委託事業により維持管理している標準マスターは以下の7つ。
 - 1 標準病名マスター
 - 2 手術・処置マスター
 - 3 臨床検査マスター
 - 4 医薬品HOTコードマスター
 - 5 看護実践用語標準マスター
 - 6 歯科病名マスター
 - 7 歯科手術・処置マスター
- 各マスターの充実及び電子カルテ情報標準化に伴う、医療機関等からの標準コード実装にあたっての相談対応を行う。



3 実施主体等

委託：公募等により決定する事業者

4 事業実績

- ◆ 利用状況：57,322件（65,803件）
 ※ 令和4年度医療用語等の標準マスターのダウンロード件数、括弧は令和3年度分

➤科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充

老健局老人保健課（内線3944）

科学的介護データ提供用データベース構築等事業

令和6年度当初予算案 4.7億円（6.1億円）※（）内は前年度当初予算額（国庫債務要求（令和4年度～6年度、令和6年度～8年度））
 ※デジタル庁計上 ※令和5年度補正予算額 86百万円

1 事業の目的

- 令和3年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）の運用により、介護サービス事業所の質向上に活用できるよう、取得したデータの解析結果等について、介護事業所に提供を行う。
- 顕名データベースの構築のため、令和7年中にLIFEシステムの運用・保守業務を国から国民健康保険中央会に委託を行うため、顕名データ収集用LIFEの開発を行う。また、自治体がLIFEデータを閲覧できるしくみの構築を行う。
- 令和7年度に委託業者が変更となった場合でも運用・保守業務を遂行するため、令和6年度においては引き継ぎ期間と位置づける。

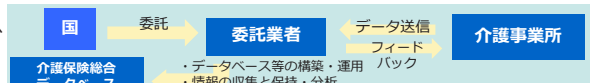
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 介護事業所がLIFEに高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出し、そのデータを解析した結果として、事業所にフィードバックを行うことなどにより、介護サービスの質の向上に資する取組を推進する。

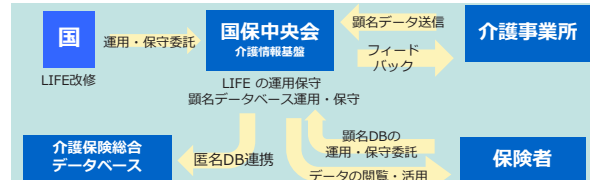
主な改修事項		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
○ システム基盤の統合	令和6年度報酬改定・制度改正に伴う改修： ・フィードバック項目の修正等の機能改修 ・介護記録ソフトとの連携機能の強化	
○ 認証機能等の見直し		
データヘルス改革工程表関連：顕名情報の収集に向けた機能改修		

主な改修事項		
令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 調達・運用準備	○ 自治体が閲覧する仕組みの構築	顕名LIFEへのデータ移行
	中央会移管に向けたLIFE改修	中央会が運用を行うLIFEへの移行

○ 国保中央会移管前までの事業スキーム（現状）



○ 国保中央会への移管後の事業スキーム（令和7年度以降見込み）



○ 所要額

- （項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費
- （目）情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費：474,766千円
 ※国庫債務要求（令和6年度～8年度分）における令和6年度要求額は0円

○ 実施主体：株式会社等

拡
充

介護テクノロジー導入支援事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)) (「介護ロボット導入支援事業・ICT導入支援事業」の発展的見直し)

老健局高齢者支援課(内線3876、3969)

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の97億円の内数(137億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進める事により、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 「介護ロボット導入支援事業」「ICT導入支援事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※ 下線部は令和6年度までの拡充分。太字が令和6年度で拡充した部分。

2 補助対象

- 【介護ロボット】
- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット
- 【ICT】
- 介護ソフト(機能実装のためのアップデートも含む)、タブレット端末、スマートフォン、インカム、クラウドサービス、他事業者からの照会経費等
 - Wi-Fi機器の購入設置、業務効率化に資するバックオフィスソフト(勤怠管理、シフト管理等)
- 【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】
- 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
 - 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
 - Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費等
- 【その他】
- 上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費

4 実施主体、実績

事業	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
介護ロボット導入支援事業(※1)	58	364	505	1,153	1,813	2,297	2,720
ICT導入支援事業(※2)					195	2,560	5,371

実施主体

国(国2/3) → 都道府県 → 介護施設等

※1 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数。1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

※2 補助事業所数

5 その他

- 都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定(令和5年度に介護保険法の一部を改正)

3 補助要件等

- 介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する取組の計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること。(必須要件)

区分	補助額	補助率	補助台数
○移乗支援 ○入浴支援	上限100万円	3/4 (※)	必要台数
○上記以外	上限30万円		

【ICT】

補助額	補助率	補助台数
●1~10人 100万円 ●11~20人 160万円 ●21~30人 200万円 ●31人~ 260万円	3/4 (※)	必要台数

※一定の要件を満たす場合は3/4, それ以外は1/2

補助要件(例示)	補助額・率
●取組計画により、職場環境の改善(内容検討中)を図り、職員へ還元する事が明記されていること	
●既に導入されている機器、また本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組であること	
●プラットフォーム事業の相談窓口や都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センターを活用すること	
●ケアブランドデータ連携システム等を利用すること	
●LIFE標準仕様を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施すること等	
【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】	上限 1,000 万円 3/4

介護生産性向上推進総合事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

老健局高齢者支援課(内線3875)

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の97億円の内数(137億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

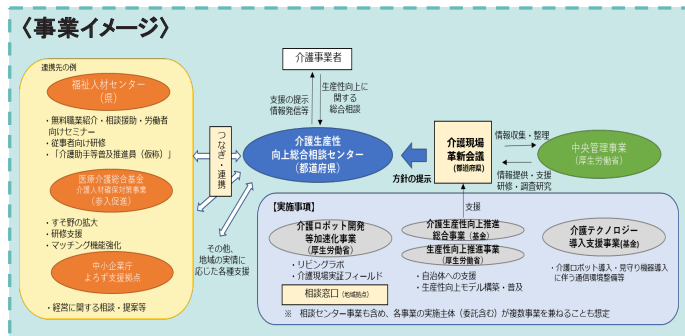
- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

- 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICT、その他生産性向上に関する取組を実施する他、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者に対し、ワンストップ型の支援を実施する。

【実施事項】((1) 及び (2) の実施が要件)

- 介護現場革新会議の開催
- 介護生産性向上総合相談センターの設置
 - 介護ロボット・ICT等生産性向上に係る相談窓口(必須)
 - 人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携(必須)
 - その他
- 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援(コンサル経費の補助)



3 その他

- 都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定(令和5年度に介護保険法の一部を改正)

介護生産性向上推進総合事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

老健局高齢者支援課(内線3875)

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の97億円の内数(137億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

4 事業の内容

都道府県を主体とした生産性向上の取組を網羅的に支援する。

(1) 都道府県等による介護現場革新会議に係る必要と認められた経費の一部を助成(必須事業)

- ① 都道府県等による介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
- ② 介護事業所の取組(モデル的取組)に必要な経費
(例: 第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用、介護ロボットやICT機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用(インカム機器、介護記録ソフトウェア、通信環境整備等)に係る費用を含む。)
- ③ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】②(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限500万円)、①③については必要な経費

(2) 介護生産性向上推進総合事業の実施に係る必要と認められた経費の一部を助成

- ① 介護生産性向上総合相談センターの運営に係る費用(必須事業)
[総合相談センターの事業実施に係る費用](例)
 - ・ 介護ロボット・ICT等に係る相談窓口業務(機器の体験展示、試用貸出、専門相談員、研修費用等)
 - ・ 介護ロボット、ICT等の効果的な活用・普及に必要な経費(研修・伴走支援費用等)
 - ・ その他人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携
- ② 地域における介護事業所の見える化に関する事業(宣言・表彰等)に係る費用
- ③ その他介護現場の生産性向上に係る事業に要する費用

(3) 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援(コンサル経費の補助)

- ① 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用の一部を助成

【補助額】(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限30万円)

拡充 介護ロボット開発等加速化事業

老健局高齢者支援課(内線3969)

令和6年度当初予算案 4.9億円(5.0億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 3.9億円

1 事業の目的

- ・ 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、このためには、介護現場に対する導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護ロボット市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- ・ 本事業では、①介護施設・開発企業双方からの介護ロボットに関する相談窓口や開発実証を行うリビングラボ等の「開発・実証・普及のプラットフォーム」を運営するとともに、②介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

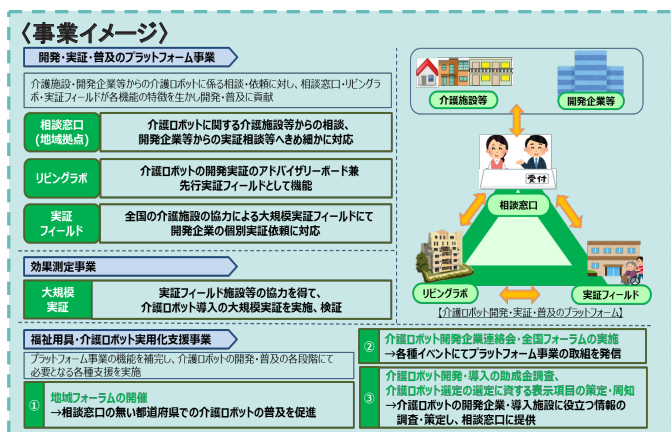
- (1) 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業
 - ・ 相談窓口の設置(全国15箇所)
 - ・ リビングラボの設置(全国8箇所)
 - ・ 地域における介護生産性向上総合相談センター(基金事業)の支援事業(中央管理事業)
 - ・ 2025年大阪万博での効果的な取組の情報発信に係る好事例の収集及び普及方策の企画・検討(相談窓口等と連携)

- (2) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業
 - ・ 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等を行う。

※ 右記〈事業イメージ〉内の効果測定事業については、令和5年度補正予算により実施。



(※) 下線は令和6年度拡充分



【事業実績】 令和4年度 全相談窓口における相談件数 1,139件

ケアプランデータ連携システム構築事業

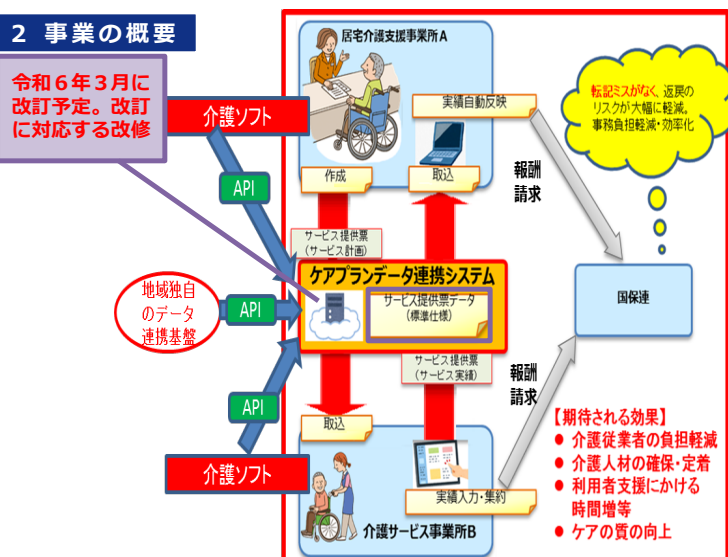
老健局高齢者支援課（内線3876）

令和6年度当初予算案 1.7億円（2.7億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額2.1億円

1 事業の目的

- 介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを公益社団法人国民健康保険中央会に構築。
- 令和5年度から継続して、システム導入当初に運営基盤の安定化を図るため運用・保守のための予算を措置。

2 事業の概要



3 実施主体等



〈参考：令和5年度補正予算により実施〉

【主なシステムの改修】

- R5年度に改訂する「標準仕様」に対応するための改修
- 既に地域で連携を行っているサービス等と連携するためのAPI開発
- その他、パイロット運用及び本格運用により顕在化した課題に対応するための改修

拡充

介護事業所における生産性向上推進事業

老健局高齢者支援課（内線3876）

令和6年度当初予算案 1.4億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 国として生産性向上ガイドラインやセミナーにより、自治体主導での介護現場革新・生産性向上の取組を推進しており、令和6年度は基金事業等で更なる自治体主導での取組の推進を図ることとしている。
- ・ 介護職員へのスキルアップ研修や法人間の連携による生産性向上の取組に係る調査研究・実証を行い、ICTの導入・利活用促進を図る。
- ・ 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」を踏まえ、職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上等に取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

2 事業の概要

- ①生産性向上に係るセミナー等の実施
介護事業所が主体的に生産性向上に取り組めるよう、生産性向上ガイドラインの理解促進、好事例の横展開等を目的としたセミナーや、生産性向上の機運を高めるためのフォーラムを開催し、生産性向上の取組の普及・加速化を図る。
- ②法人間の連携による生産性向上の取組や、介護職員へのスキルアップ、ICTの効果的取り組みの横展開に関する調査研究
○ 令和5年度の調査研究事業の成果を踏まえ、法人間の連携による生産性向上の取組や、介護分野のテクノロジー活用に必要なICTスキル習得のための一連の学習プログラムを試行し、ポイントをまとめる。
○ 2025年大阪万博での効果的な取組の情報発信に係る好事例の収集及び普及方策の企画・検討（データ連携の側面）
- ③「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」に係る事務局の設置
「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」について、都道府県との調整や情報の取りまとめ、選考委員会の運営などの事務局としての業務を行うとともに、表彰を通じた好事例集を作成する。

※下線は令和6年度拡充分

3 実施主体等



4 事業実績等

令和4年度 セミナー参加事業所（法人）数 487

○地域医療構想等の推進

➤地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の推進、医師偏在対策を含めた医療従事者の確保への支援

地域医療介護総合確保基金（医療分）

医政局地域医療計画課（内線2771）

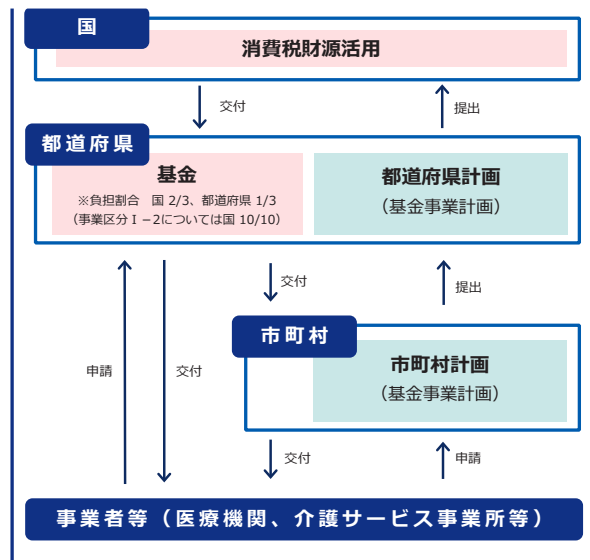
令和6年度当初予算案 733億円（751億円）※（）内は前年度当初予算額

※国負担：733億円（751億円）
※公費：1,029億円（1,029億円）

1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増加分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬などの役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

4 対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）※介護分
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業※介護分
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

5 事業実績

- ◆ 令和4年度交付決定額：496億円（47都道府県で実施）

拡充

地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業

医政局地域医療計画課（内線2663）

令和6年度当初予算案 1.7億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

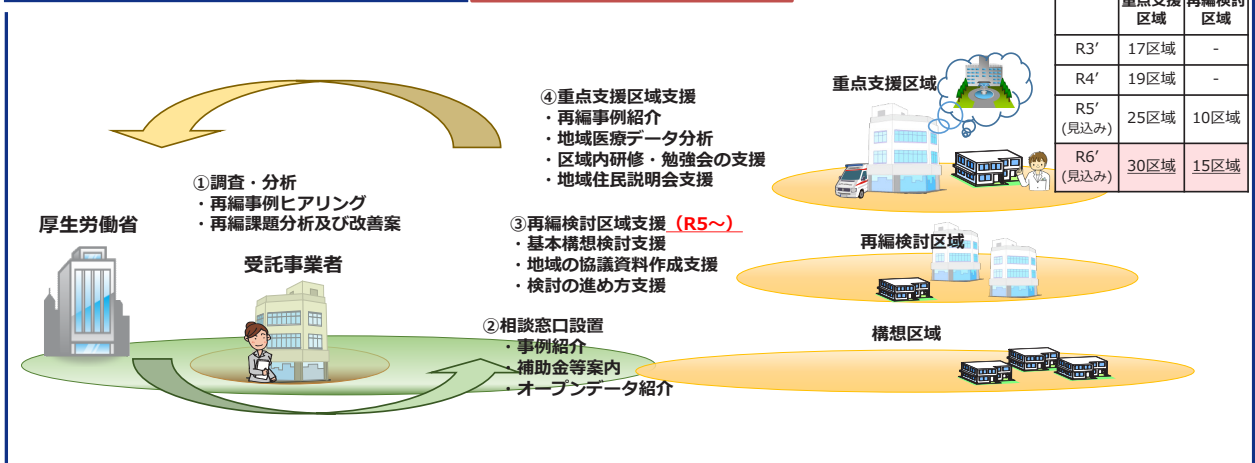
- 地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再編について、その検討段階から、相談、事例紹介、調査・分析等を通じて、実現までの支援を行う。
- 重点支援区域への支援で得られた知見や過去の再編事例等の調査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題に対し、参考となる有効な分析、制度等の活用・改善方を検討する。

2 事業の概要

- ① 地域医療構想を推進するための課題の調査・分析
- ② 再編等を検討している医療機関等からの相談窓口の設置
- ③ 重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に対する支援（重点支援区域の設定の要否を判断するまで支援）
- ④ 国が重点的に支援する重点支援区域への再編の支援（事例紹介、データ分析 等）

3 事業スキーム・実施主体・事業実績等

実施主体：委託事業（コンサル等）



令和6年度当初予算案 3.9億円（3.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

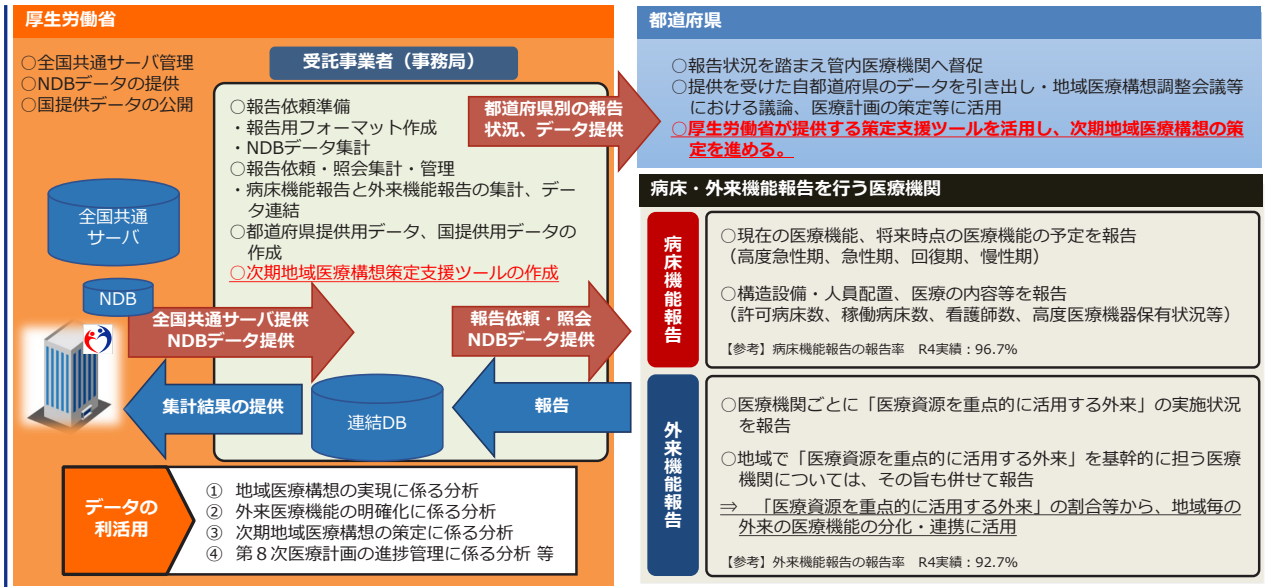
「経済財政運営と改革の基本方針」及び「全世代型社会保障検討会議」等の示す政策工程への対応や、地域医療構想の実現、第8次医療計画（医師確保計画・外来医療計画を含む）の進捗管理等に活用するため、病床機能の分化・連携の促進に向けた病床機能報告を引き続き実施するほか、外来機能の分化・連携の取組に向け、必要なデータ収集・分析を行う。

また、現行の地域医療構想は2025年度までであり、今後、都道府県において、2026年度以降の新たな地域医療構想を策定する必要があることから、策定に当たって必要となる策定支援ツールを当該事業において開発し、各都道府県に提供する。

2 実施主体

委託事業
（公募等により決定）

3 事業の概要・スキーム



専門医認定支援事業

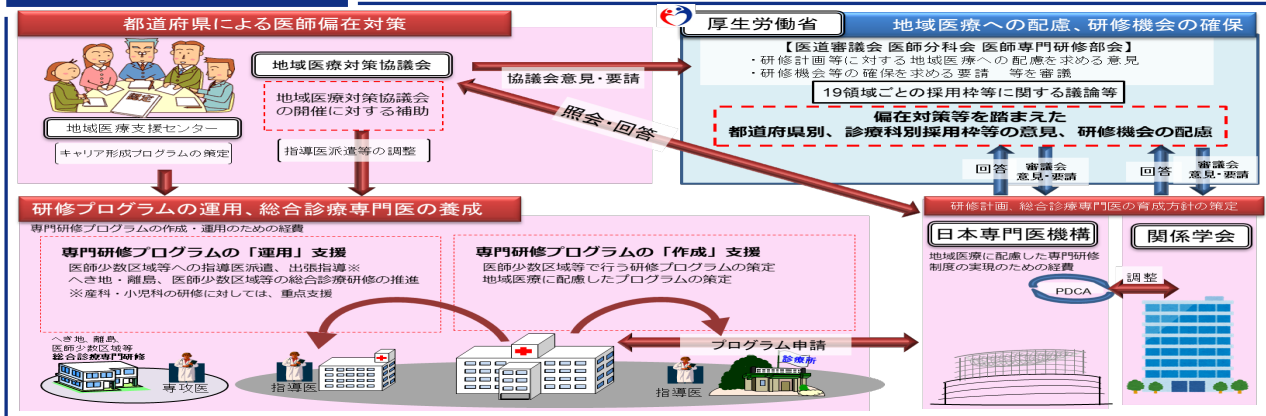
医政局医事課（内線4142）

令和6年度当初予算案 1.5億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成30年より開始された新たな専門医制度においては、一般社団法人日本専門医機構が、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行うことにより、地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組を行っているところ。
- 地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のより一層の推進・充実を図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県、一般社団法人日本専門医機構
- ◆補助率：都道府県（1/2（国1/2・都道府県1/2））、一般社団法人日本専門医機構（1/2）
- ◆事業実績：26都道府県、一般社団法人日本専門医機構（令和4年度）

かかりつけ医機能普及促進等事業

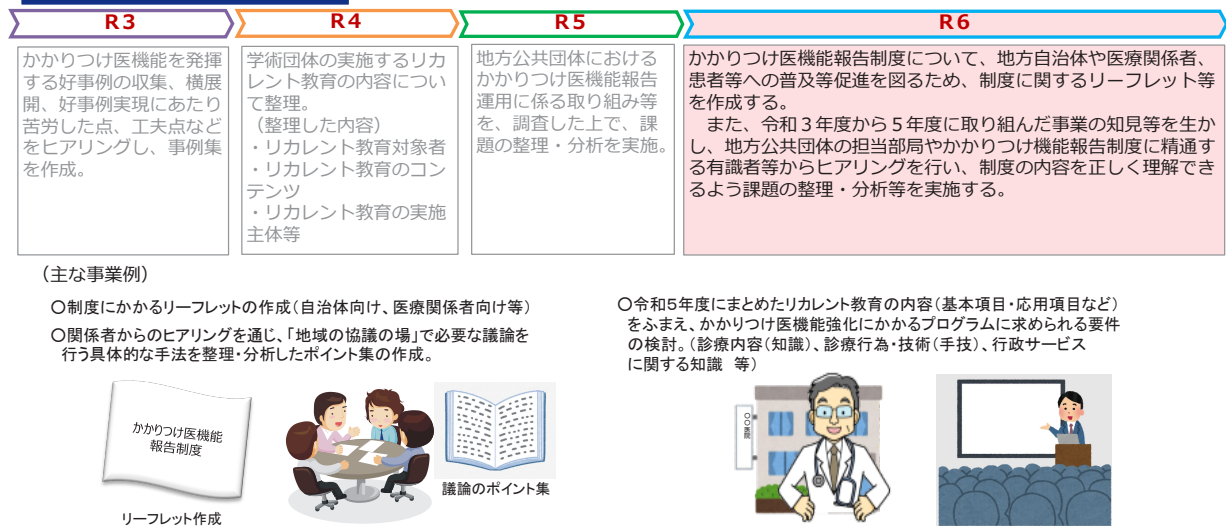
医政局総務課（内線4057）

令和6年度当初予算案 75百万円（75百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が国会で成立したことを踏まえ、令和7年度からの施行に向けかかりつけ医機能報告制度の円滑な運用に向けた施策を講じる。
- かかりつけ医機能報告制度について、地方自治体や医療関係者、患者等への普及等促進を図る必要がある。
- 具体的には、過去の事業の知見を生かし、かかりつけ医機能報告制度に係るリーフレット等を作成し、医療関係者や患者等への周知を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

民間事業者等 ◆ 対象経費：委託費（人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、会場借料等）

新規

医療機能情報提供制度に係るシステムの運用・保守経費

医政局総務課（内線4104）

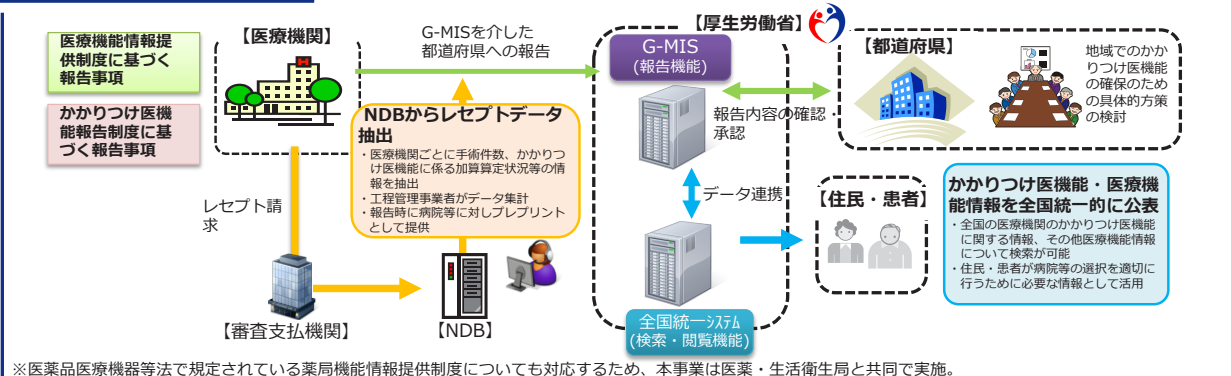
令和6年度当初予算案 2.1億円（－）※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 5.4億円

※デジタル庁計上

1 事業の目的

- 平成19年より開始した医療機能情報提供制度について、令和5年度中に現行の都道府県単位のシステム運用から、全国統一的な検索サイト（全国統一システム）に移行を行う予定。令和6年度事業では、運用・保守を行う。
※以下赤字箇所について、令和5年度補正予算にて行う。
- 医療機能情報提供制度の報告項目の改正に伴うシステム改修、工程管理等と「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づく、かかりつけ医機能が発揮される制度整備として、下記を目的に全国統一システムの改修、令和7年度のG-MIS改修に向けた要件定義を行う。
 - ・ 国民・患者がかかりつけ医機能を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化。
 - ・ 新たに創設する「かかりつけ医機能報告制度」に基づく医療機関からの報告内容をもとに、都道府県において地域でのかかりつけ医機能の確保のための具体的な方策の検討・公表。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：委託事業（バンダーを公募により選定）

➤医療従事者の勤務環境改善に向けた働き方改革の推進

医療従事者勤務環境改善推進事業

医政局医事課（内線4409）

令和6年度当初予算案 19百万円（19百万円）※（ ）内は前年度当初予算額

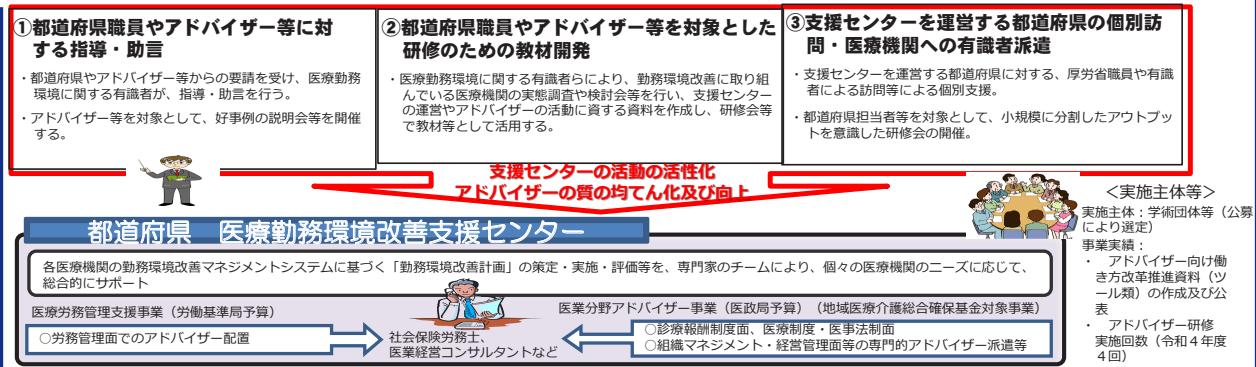
1 事業の背景

- 医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成26年10月1日施行）に基づき、勤務環境改善マネジメントシステム（※1）が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター（※2）が設置されている。
- （※1）医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み
- （※2）医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制を各都道府県で整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。平成29年3月、全都道府県に設置済み。

2 事業の概要・目的

- 医療勤務環境改善支援センターは、各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を総合的にサポートしているが、各都道府県により設置時期や取組状況が様々であることから、①有識者による、都道府県職員やアドバイザー等に対する指導・助言、②支援センターの運営やアドバイザーの活動に資する資料の作成を委託事業により実施し、支援センターの活動の活性化やアドバイザーの質の均てん化とその向上③支援センターの活動に対する、厚労省職員や有識者による訪問等による支援、支援センターを運営する都道府県等に対して有識者による個別支援、都道府県担当者等を対象とする研修会を、小規模に分割開催し、知識のインプットにとどまらず、アウトプットを意識した研修会の開催を行う。

3 事業スキーム・実施主体等



➤薬局薬剤師の専門性の高度化推進

薬局機能高度化推進事業

医薬局総務課（内線4264）

令和6年度当初予算案 46百万円（62百万円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

データヘルス改革・電子処方箋の導入等を通じた各種医療情報の共有が進む中で、薬局薬剤師はデジタル技術を活用して患者・国民サービスの質及び利便性の向上を図る取組を積極的に進めることが求められている。

また、薬局薬剤師については、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加え、高度な知識・技術と臨床経験を有する薬剤師による高度な薬学的管理ニーズへの対応を図る機能（高度薬学管理機能）を発揮することが必要となる場合がある。

本事業は、令和4年7月にとりまとめられた薬局薬剤師ワーキンググループのとりまとめ「薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン」の内容も踏まえ、①薬局DXの推進、②対人業務強化のためのガイドライン作成、③高度な専門性の発揮、④健康サポート機能の観点から、対策を実施し、現状の分析やこれらの取組の効果を検証する検討会を開催することにより、**これらの成果を地域レベルで活用するとともに、対物業務から対人業務へのシフトを推進し、薬局機能、薬剤師サービスの高度化に繋げるものである。**

2 事業の概要・スキーム

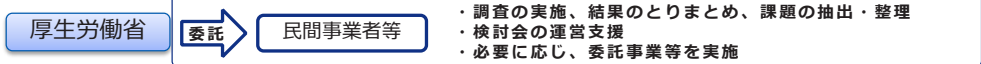
令和5年度事業で実施した取組（デジタル技術を活用した先進的な薬局の取組、薬剤師の専門性を高めるための薬剤レビュー研修の実施、自治体と薬局が連携して実施する健康サポート活動等）の効果検証結果をもとに評価・分析、課題の抽出を行うとともに新たに以下について検討を行う。

○医療情報連携推進

- ・薬局起点の医療情報（トレーシングレポート等）の情報交換サービス対応の必要性等の検討（システム構築を進めるための論点整理など）
- ・その他、オンライン服薬指導等に係る研修を実施

○高度な専門性を発揮した薬剤師サービス提供の推進

- ・専門医療機関連携薬局の専門区分の追加検討のため、緩和ケアや小児医療等に係る薬剤師による専門性の発揮に係る実態やその有用性を把握するための調査を実施するとともに、関係学会における専門薬剤師養成のための研修プログラムを策定



※検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施

3 実施主体等

国（民間事業者、関係団体等に委託）

○地域包括ケアシステムの構築

➤地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護人材の確保支援

老健局高齢者支援課（内線3970）

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和6年度当初予算案 252億円（352億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和6年度においては令和5年度が終期となっているメニューの見直し等を行う。

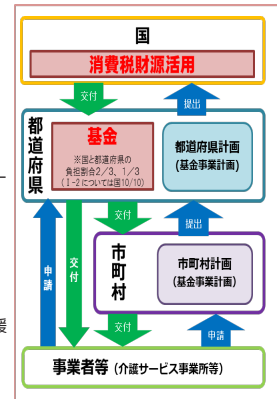
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成
 - ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
 - ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
 - ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
 - ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。
 - ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
2. 介護施設の開設準備経費等への支援
 - ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
 - ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
 - ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
 - ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
 - ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を実施。
3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善
 - ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
 - ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
 - ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
 - ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

<実施主体等>



地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分）

※メニュー事業の全体

老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3878）

令和6年度当初予算案 97億円（137億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和4年度交付実績：47都道府県）

※赤字下線（令和6年度拡充分）
※付き下線（事業の類型化）

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援（*） ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援（*） ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化（*） ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 等	○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講 ○ 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ○ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握（*） ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等	○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、面立支援等環境整備（*） ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）の導入支援 ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援（*） ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援（*）
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

拡
充

地域づくり加速化事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3982)

1 事業の目的 令和6年度当初予算案 89百万円(1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

- 団塊世代(1947~1949年生)が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修(全国・ブロック別)や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
- 令和6年度においては、引き続き伴走的支援の実施を図りつつ、以下の内容の充実を図る。
 - ①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、**地域レベルでの取組を一層促進**していく。
 - ②また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、第9期を見据え、**生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築(全国シンポジウムの開催含む)を図る。**

2 事業の概要・スキーム

1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① 地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施(全国32か所)
 - ・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施【拡充】
- ② 自治体向け研修の実施(各地方厚生(支)局ブロックごと)
- ③ 支援パッケージ(※)の改訂など地域づくりに資するツールの充実
 - (注)市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーターや協議体等がつながるためのプラットフォーム(PF)を構築【新規】

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- 国から民間事業者へ委託



【補助率】

- 国10/10

(実績)

令和4年度伴走支援を行った自治体 24自治体

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

老健局高齢者支援課(内線3970)

令和6年度当初予算案 12億円(12億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 84億円(国土強靱化分を含む)

1 事業の目的

- 高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法上の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、介護医療院(※)	定額補助	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440円/施設 ○自動火災報知設備 1,080円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325円/施設(500㎡未満) 等	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模介護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業 (令和5年度補正予算により追加)

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心の確保等のため、社会福祉連携推進法人や合併した社会福祉法人の広域型施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費6,160万円/施設	総事業費80万円/施設

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備(i) 水害対策に伴う改修等(ii)	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
		ii	なし	総事業費80万円/施設

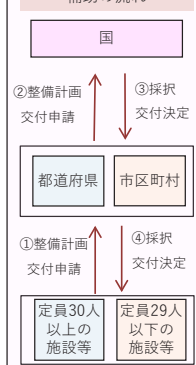
施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院		なし	なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		なし	なし

⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進。

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	定額補助	4,000円/㎡	なし

補助の流れ



<令和4年度交付決定>
472自治体

○救急・災害医療体制等の充実
 ➤災害医療における情報収集機能等の強化

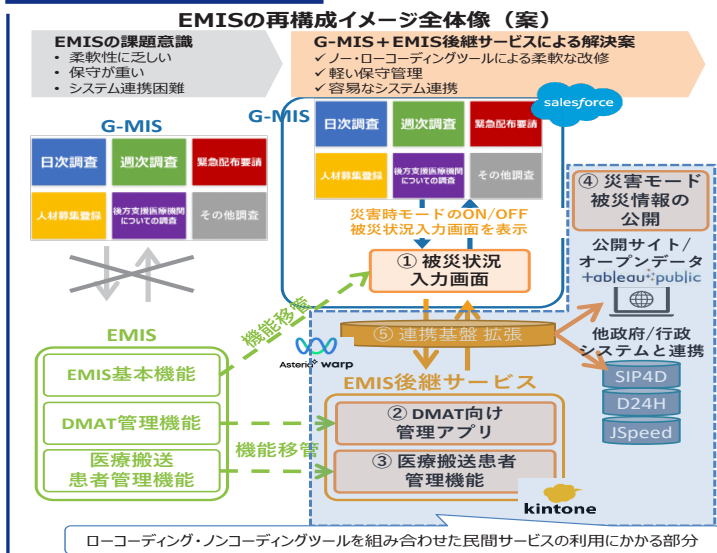
新規 **新EMISにおけるシステム利用** 医政局地域医療計画課（内線2548）

令和6年度当初予算案 1.7 億円（－） ※（）内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上 ※令和5年度補正予算額 55百万円

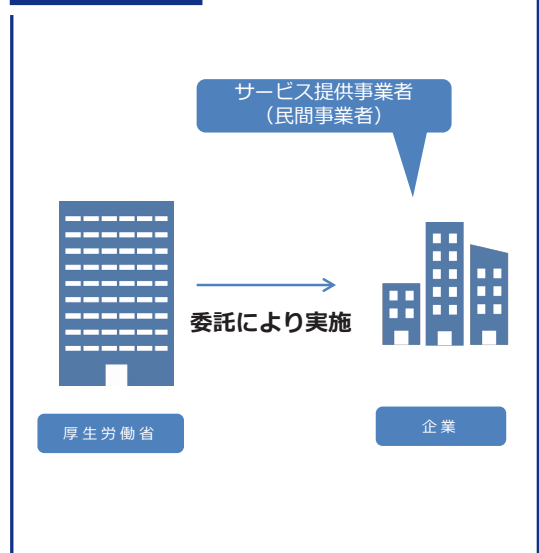
1 事業の目的

- EMISは災害医療における情報収集を担っているが、ユーザーインターフェイスの向上やデータを収集/分析する機能の充実、他システムとのデータ連携方法の確立等の課題を指摘されている。一方で、現状のEMISについては機能追加のたびに大規模な改修・保守が発生し、コスト面や迅速な機能提供に関して大きな課題となっており、日常的な業務に必要な機能改善が十分に実現していない。
- EMIS後継システムを必要な機能ごとに分解し、G-MIS（医療機関等情報支援システム）への一部機能の統合や、既存ローコーディング・ノンコーディングツールを可能な限り組み合わせ再構築された状態で提供されるサービスを調達する。本要求はこのうち、EMIS後継システムとして災害モードの公開機能やDMAT管理システム、医療搬送患者管理機能などを提供できる民間サービス利用にかかる費用を要求するものである。

2 事業概要・スキーム



3 実施主体



➤DMAT・DPAT体制の整備・強化

拡充 **災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備事業** 医政局地域医療計画課（内線4130）

1 事業の目的

令和6年度当初予算案 8.0 億円（8.0 億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 45百万円

- この事業では、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成研修を実施し、DMAT隊員の養成、技能維持や資質向上を図る。また、大規模災害発生時には複数の被災都道府県の災害医療提供体制の維持が必要なため、災害拠点病院等の関係機関と連携して、広域でのDMATの運用調整等を行う。
- 令和4年の改正医療法により、DMATの養成・登録の仕組みが法定化され、今後、新興感染症への対応を含め、DMATの体制を強化していく必要がある。災害対応においては、DMAT事務局は発災直後に被災地において、迅速に被災都道府県入りし、被害状況に応じた活動の調整を開始する必要があるため、DMAT事務局の拡充を行う。
- また、平成29年に当省と米国福祉保健省とで締結された協力覚書を基に日米DMAT連携が開始され、令和3年に机上訓練を行った。令和5年度には、日米DMAT連携について新たに協力覚書を締結し、令和6年度以降に実地訓練を行う予定であるなど、今後、継続的な連携体制を構築する必要があることから、事務局の体制の拡充が必要である。
- さらに、近年、毎年のように大規模な風水害が日本各地で発生していることや、新型コロナウイルス感染症拡大など、地域での災害を含む危機管理のリーダーとなる人材を養成する仕組みが必要であることから、DMAT事務局の災害対応や新型コロナ等を通じて得たノウハウを活かし、人材育成を行うとともに、DMAT事務局の体制を強化する仕組みを構築する。

2 事業の概要

- DMAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ①DMAT事務局運営（人件費、出張費、消耗品費、システム維持管理費、光熱水費等）
 - ②DMAT隊員養成研修（DMAT隊員養成研修、感染症対応研修等）の企画・実施
 - ③大規模地震時医療活動訓練・DMAT地方ブロック訓練
 - ④災害急性期対応研修
 - ⑤災害医療調査
 - ⑥J-SPEED電子カルテ運用
 - ⑦日米DMAT連携等国際受援
 - ⑧災害等危機管理専門家養成コース

3 実施主体

- ◆委託により実施（国立病院機構本部、兵庫県災害医療センター）

4 事業実績

- ◆DMAT研修修了者数：16,608人（令和5年4月1日）

拡充内容

①DMAT事務局運営

- DMAT事務局の事務職員がDMAT隊員養成研修をはじめとする研修運営要員に偏っていることを踏まえ、委託事業全般を不足なく実施するため、事務局幹部の意思決定を補佐し、関連する情報分析・調整等を行う職員を増員

⑦DMAT連携等国際受援

- 以下の業務を行うために必要な事務運営
 - ・実災害時の海外医療チームが行う活動の支援
 - ・海外医療チームとの訓練等の企画・運営

⑧災害等危機管理専門家養成コース

- 当該コースの履行者に係る人件費
- 2年間のコースであるが、希望者は1年追加できる。
- 必要に応じて、国立感染症研究所でも研修可能

令和6年度当初予算案 64百万円（61百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

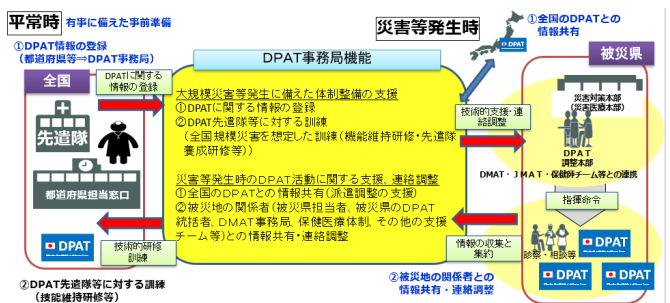
- 災害発生時に、被災地等における精神保健医療ニーズに対応するため、厚生労働省の委託事業としてDPAT事務局を設置し、平常時には、大規模災害に備えたDPATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施を行い、災害発生時には、全国のDPAT活動に関する支援、連絡調整等を行うことで、DPATの体制整備を行っている。
- DPATはこれまで自然災害を主な活動の場としてきたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大時には、感染症の専門家やDMAT等と連携し、クラスターの発生した精神科医療機関の業務継続支援を行うなど、感染制御と業務継続の両面の支援を活動を行っている。
- このため、DPAT活動の基本方針を定める「DPAT活動要領」に「新興感染症対応」を明確化するとともに、今後の新興感染症等の感染拡大時に対応するため、DPAT事務局の予算を増額し、体制を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

- DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ① DPAT事務局運営経費（平常時）
（人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費等）
 - ② DPAT隊員養成研修経費
（DPAT先遣隊研修、技能維持研修、感染症対応研修等の企画・実施）
 - ③ DPAT活動に係る技術的支援
（都道府県の行うDPAT研修への講師派遣等）

拡充内容

- ④ DPAT事務局運営経費（災害等発生時）
（先遣隊派遣調整、全体管理、人件費、謝金等）



3 実施主体等

- ・ 厚生労働省が選定した委託事業者が実施
（令和5年度の委託先は公益社団法人日本精神科病院協会）

4 事業実績

DPAT先遣隊研修修了者：933名（令和5年4月1日時点）

令和6年度当初予算案 25百万円（24百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成23年の東日本大震災における精神保健医療活動支援を通じて、指揮命令系統の改善、被災精神科医療機関への支援の強化等の課題が明らかとなり、平成25年度に「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の仕組みが創設され、同年度よりその養成が開始されている。
- 災害が発生した場合には被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。また、精神科医療機関の被災状況、それに伴う入院患者の搬送、避難所での診療の必要性等、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握した上で、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を継続することが地方自治体に求められる。
- 災害時には、「被災地での精神科医療の提供」、「被災地での精神保健活動への専門的支援」、「被災した医療機関への専門的支援」等の役割を担う「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」を整備することにより、災害等発生時の精神保健医療活動の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 地方自治体における「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の整備に対する支援を行う。
 - （1）運営委員会の設置等
行政機関、精神科医等からなる運営委員会を設置し、DPAT構成員の登録基準作成及び登録審査、研修・訓練の企画、活動マニュアルの作成、活動の評価、活動に関する情報交換等を行う。

拡充内容

- （2）DPAT構成員に対する研修
DPAT構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術等の習得、スキルアップ、チーム活動手法の訓練、活動報告の方法等を目的とした研修を全都道府県で実施する。



3 実施主体等

- （1）実施主体：都道府県及び政令指定都市
- （2）補助率：1/2

4 事業実績

実施自治体数：41都道府県 6政令指定都市
※ 令和4年度変更交付決定ベース

➤ 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築に係る経費

新規

災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築に係る経費

大臣官房厚生科学課
災害等危機管理対策室
(内線3844)

令和6年度当初予算案 37百万円 (-) ※ () 内は前年度当初予算額
※うちデジタル庁計上: 33.5百万円、厚生労働省計上: 3.6百万円

1 事業の目的

・災害時の医療・保健・福祉等に関する情報を統合し、災害に関する情報を必要な関係者に迅速に提供することにより、災害対応関係者（国、自治体等）の災害対応等に関する意思決定を支援。
・内閣府では、次期総合防災情報システム（SIP4Dの後継）を、D24Hとの自動連携を前提として構築し、令和6年度から運用を行うこととしている。

2 事業の概要

・災害時保健医療福祉活動支援システム（通称：D24H）のシステム運用（管理・保守・ヘルプデスク等対応）
⇒実災害対応、自治体・各種災害支援チーム（DMAT、DPAT、DHEAT、DWAT等）での訓練の実施
・D24Hのシステム内容に係る自治体向け説明
実施主体：国

3 事業スキーム・実施主体等

D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム）

○SIP4D（他省庁・民間企業等の災害情報）と厚生労働省関係情報（医療機関、社会福祉施設、保健所、避難所情報）などの被災地の医療・保健・福祉に関する情報を各システムから集約し、統合解析、マッピング化
○上記のほか、タスク管理、チャット機能により、災害対応関係者間のコミュニケーションツールとしても活用

厚労省関係情報

災害対応関係者が各システムに情報を入力
医療施設・DMAT活動（EMIS）、保健所、社会福祉施設（障害者、高齢者等）等

SIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）（内閣府）

各府省庁（気象庁、国交省等）、ライフライン事業者（電気・ガス）等の情報を集約・提供
※R6年度からは、次期総合防災情報システムが稼働（D24Hにより連携）

情報連携

D24Hの機能
(集約・加工・分析)

保健医療福祉活動支援地図 (D24H NOW)

迅速な
情報
提供

災害対応関係者
(D24Hの活用主体)

災害対応関係者の意思決定を支援
⇒実災害対応の他、訓練でも活用
厚生労働省、都道府県・市町村
保健医療福祉調整本部
災害派遣保健医療福祉チーム
(DMAT、DHEAT、DWAT等)

(算出されるデータの例)

・浸水地域の医療機関・社会福祉施設数
・保健所管轄毎の避難者数
・避難所の保健医療福祉情報（有症状者、ハイリスク者等）、避難所環境等
・医療、保健、福祉の需要供給状況
・ライフラインと施設の状況 等

➤ ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化

拡充

ドクターヘリ導入促進事業

医政局地域医療計画課（内線2550）

令和6年度当初予算案 95億円 (87億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

・地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

・ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。





ドクターヘリの運航を委託

厚生労働省 → 補助 → 都道府県 → 補助 → 基地病院（救命救急センター） → 運航会社

3 実施主体等

◆実施主体：都道府県（基地病院（救命救急センター））
◆補助率：1/2
◆補助基準額：
(現行) 3.31億円（飛行時間300時間以上）
3.07億円（飛行時間200以上300時間未満）
2.89億円（飛行時間200時間未満）
◆負担割合：国1/2、都道府県1/2

4 見直し内容

◆補助基準額：
令和4年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う

5 事業実績

○導入状況 46都道府県56機にて事業を実施（令和4年4月18日現在）
※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	鳥取県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2道県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県

- 42 -

救急現場に出動するドクターカー活用促進事業（救命救急センター運営・設備整備事業）

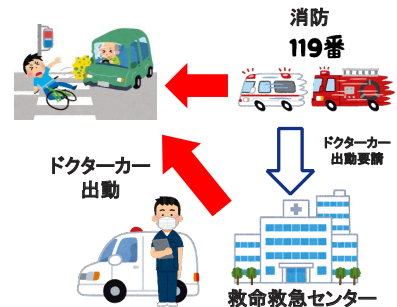
令和6年度当初予算案 医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ドクターカーについては、年間約3万件の現場出動の実績があり、令和4年度に実施した運用事例等に関する調査研究事業において、ドクターヘリと比較しても整備点検が容易であり、日没や天候によって運行に支障を来さないことから、出動要請に対する応需率も高く、救急医療のニーズに対する即応性の観点から非常に有用であることが示されており、引き続き、国による支援を行う必要がある。

2 事業の概要

- 支援項目
 - 車両整備に係る費用（初期導入費用・管理維持費用等）
 - 現場携行医療機材等の整備
 - 運行にかかる人件費等（ドライバーの確保等）



3 実施主体等

- ◆実施主体：各都道府県（救命救急センター）
- ◆補助率：1／3
- ◆負担割合：国1／3、都道府県1／3、医療機関1／3

4 事業実績

ドクターカーの購入費用については、41%が救命救急センター運営事業費や設備整備事業等の事業費を活用
※ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業報告書より（令和5年3月 日本航空医療学会）

○健康づくり・予防・重症化予防の推進 ➢「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築

新規

「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築

大臣官房厚生科学課国立高度専門医療研究センター支援室（内線2626）

令和6年度当初予算案 22億円（－）※（）内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 5.4億円

1 事業の目的

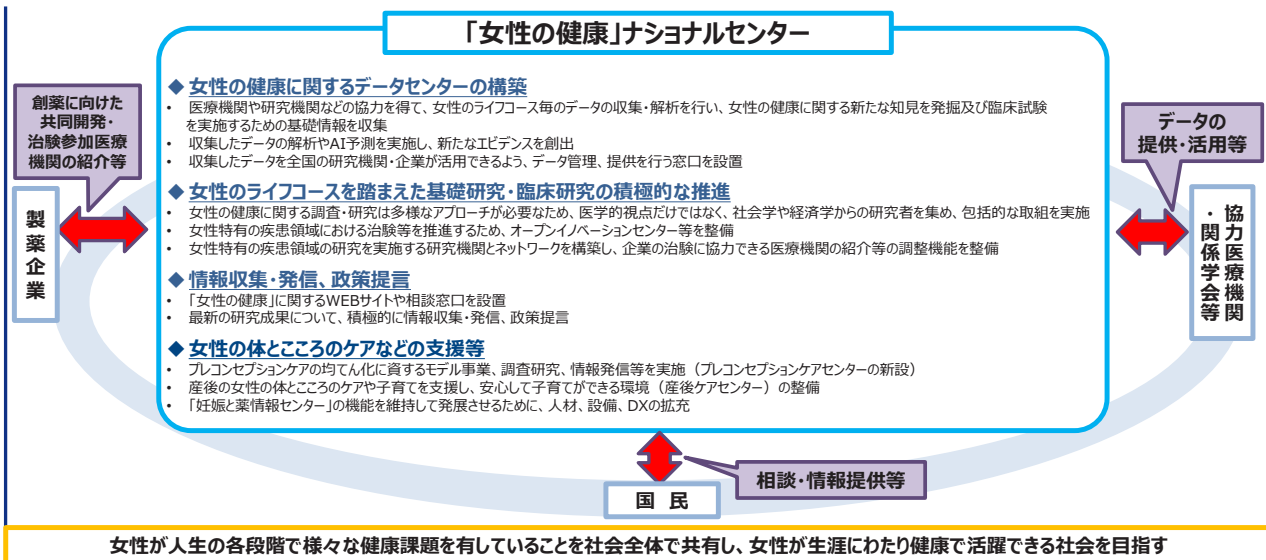
- ・女性は、ホルモンのバランスの変化等により、ライフステージ毎にその心身の状況が大きく変化し、様々な健康上の問題等が生じるため、女性の健康や疾患について、心身における性差も加味し、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、病態の解明と予防及び治療に向けた研究を推進する。

2 事業の概要

- ・国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、「女性の健康」に関する司令塔機能を担い、女性の体とこころのケアなどの支援等に関するモデル的な取組の均てん化を行う。

実施主体：国立研究開発法人国立成育医療研究センター

3 事業スキーム・実施主体等



➤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業

保険局高齢者医療課（内線3190）

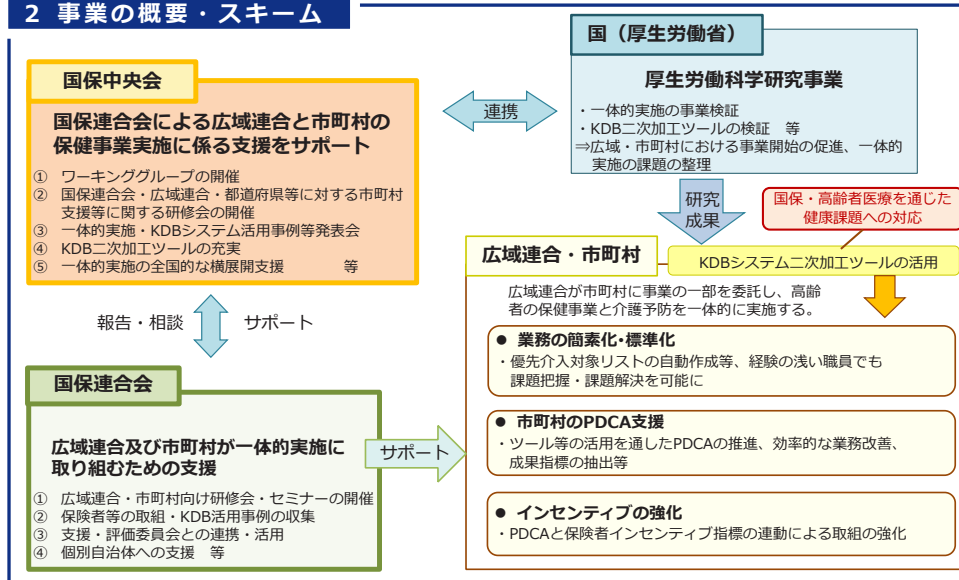
令和6年度当初予算案 1.0億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和2年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施※」について、令和6年度までに全ての市町村において取組が実施されるよう取り組むとともに効果的な事例の横展開を図る。

※高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ・実施主体：国保中央会
国保連合会
- ・補助率：定額
- ・事業実績：全広域連合及び全市町村等を対象に実施。
- ・一体的実施市町村数：
793（令和3年度）
1,072（令和4年度）

※令和6年度までに全ての市町村での実施を目指す。

➤ 糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などの保健事業等への支援

糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援

保険局保険課（内線3173）

令和6年度当初予算案 52百万円（52百万円）※（）内は前年度当初予算額

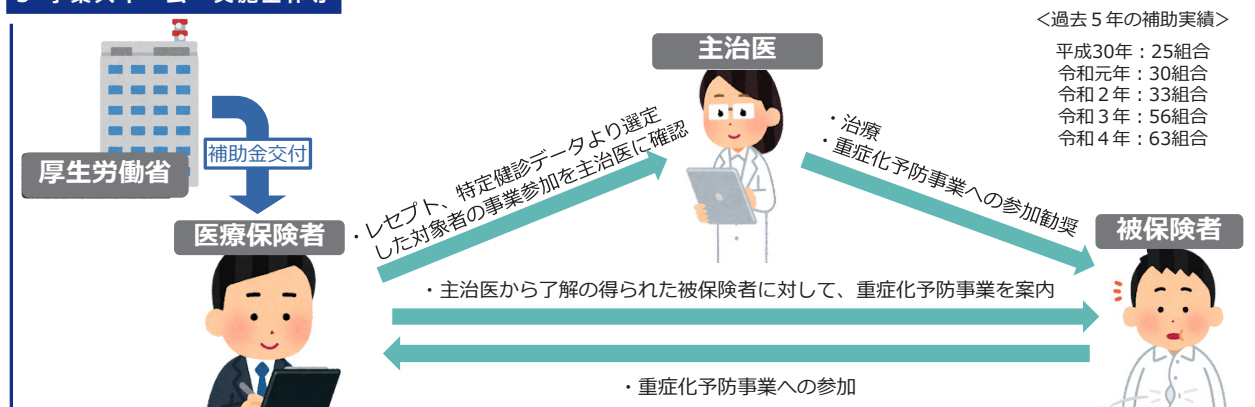
1 事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日閣議決定）において、「重症化予防の先進・優良事例の把握を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考にしながら、さらに効果的に取組を推進する。

2 事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等の費用を補助する。
- 令和4年度より、糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための保健指導等も補助の対象とする拡充を行った。

3 事業スキーム・実施主体等



糖尿病性腎症重症化予防・データヘルス計画に関する保健事業の実態把握・分析に必要な事業

保険局国民健康保険課（3255）

令和6年度当初予算案 46百万円（50百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

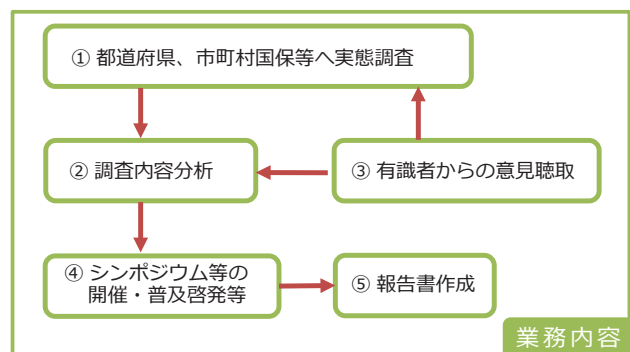
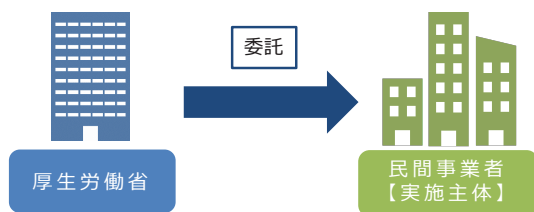
新規人工透析導入の主な原疾患である糖尿病性腎症の重症化予防は、健康寿命の延伸とともに、医療費適正化の観点からも重要である。このため、厚生労働省では平成28年に糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、自治体における取組事例の収集や横展開、事業実施に係る財政支援等により、保険者の取組を推進している。

また、令和6年からはじまる第3期データヘルス計画に向けて、計画策定の手引きを令和5年5月に改訂し、すべての保険者で、糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防に取り組むこととした。

本事業では、自治体における取組の状況や課題を分析し、取組の質を向上させる具体的な方策を検討することにより、地域における糖尿病性腎症重症化予防等の取組の充実・質の向上を目指す。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 厚生労働省からの委託により、以下の業務内容を実施する。



拡
充

予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施

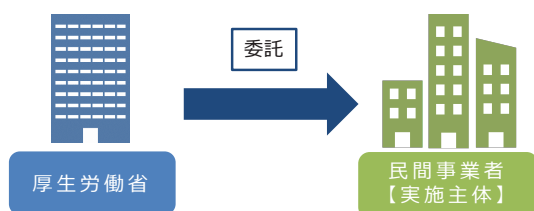
保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室（内線3383）

令和6年度当初予算案 1.1億円（82百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度から令和4年度まで、保険者等によるエビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を促進するため、特定健診・特定保健指導などをはじめとした分野において実証事業を実施し、特定保健指導において、成果が出たことを評価する評価体系（アウトカム評価）を導入する等の成果を得てきた。また、保険者等における保健事業の計画等で活用できるよう、USPSTF（アメリカ予防医療専門委員会）やNICE（英国国立医療技術評価機構）でエビデンスに基づき推奨されている予防・健康づくりの取組や本邦での取組事例等からなるポジティブリストを作成してきた。
- 今後も、予防・健康づくりに関する諸外国における質の高いエビデンスや国内での取組事例を収集等を通じて、ポジティブリストの質の向上やエビデンスのアップデートを継続的に行う。また、肥満の解消や生活習慣病予防等のための予防・健康づくりの取組についての実証事業を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



【業務内容】

- ・ 諸外国のエビデンスの整備に関する調査や国内の事例調査等を通じたポジティブリストの継続的なアップデート
- ・ 保健事業関係者への調査
- ・ 実証事業の実施
- ・ 事業や調査の分析
- ・ 報告書作成

など

○認知症施策の総合的な推進

➢ 共生社会の実現に向けた本人発信支援や地域づくり支援、認知症の人やその家族の相談支援体制と若年性認知症の人への支援体制の推進等

認知症施策推進大綱等に基づく施策の推進（全体像）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

1 事業の目的

令和6年度当初予算案 134億円（128億円）※()内は前年度当初予算額

- ◆ 令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。
- ◆ また、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を踏まえた取組を行う。

2 事業の概要

①認知症に係る地域支援事業の充実 【86億円の内数（社会保障充実分）】

- ・認知症初期集中支援チームの設置
- ・認知症地域支援推進員の設置
- ・「チームオレンジ」の整備
- ・認知症の人と家族への一体的支援の推進

②認知症施策推進大綱の取組の推進（認知症総合戦略推進事業） 【5.5億円（5.5億円）】

- ・広域的な認知症高齢者見守りの推進
- ・認知症の普及相談、理解の促進
- ・若年性認知症支援体制の拡充
- ・認知症本人のピア活動の促進
- ・認知症本人・家族に対する伴走型の支援拠点の整備

③認知症疾患医療センターの運営 【13.2億円（12.9億円）】

- ・地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動の支援
- ・地域包括支援センター等地域の関係機関とも連携した診断後等の支援
- ・新規治療薬の治療及び精密な診断治療が可能な認知症医療体制の拠点整備

④認知症理解のための普及啓発等 【45百万円（40百万円）】

- ・認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発
- ・日本認知症官民協議会を核とした社会全体の取組の推進

⑤成年後見制度の利用促進

【11.4億円（8.1億円）】

【97億円の内数等】

- ・成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備
- ・「市民後見人等の育成」
- ・成年後見人等への報酬

⑥認知症研究の推進 【14.3億円（12.3億円）】

- ・各種コホートの構築、認知症の病態解明、バイオマーカー開発、創薬の推進など、予防・診断・治療、リハビリテーションモデル等に関する研究開発および社会的課題に関する実態調査など認知症施策推進のための研究

⑦大阪・関西万博における認知症に関する情報発信事業 【23百万円（新規）】

- ・大阪・関西万博時の展示物などの取組みを検討

⑧その他・認知症サポーターの養成

- ・認知症介護研究・研修センターの運営、認知症サポート医の養成、介護従事者による認知症ケアの向上のための研修の実施等の人材育成
- ・地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業
- 等

拡充

認知症総合支援事業（地域支援事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

令和6年度当初予算案 86億円の内数（86億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

○認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会活動参加のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。

（推進員の業務内容）

- ・状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を図るための取組
- ・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組
- ・そのほか、一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力の向上を図るための支援、認知症グループホームなどでの在宅生活継続のための相談・支援、認知症カフェ等の設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問、認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業に関する企画及び調整

※ 以下の内容は令和6年度の新規事項

- ・認知症地域支援推進員が、若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の人への対応を行った場合に、その事務に要する経費を補助することを可能とする。
- ・認知症地域支援推進員等が、夜間・休日等の時間外に認知症の人等からの相談や対応に応じた場合やオンライン機器を活用して相談や対応を行った場合等に、それらの事務に要する経費を補助することを可能とする。

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23/100、国38.5/100、都道府県19.25/100、市町村19.25/100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数（※）本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数

➤ 認知症に対する早期発見・早期診断及び治療・進行抑制、介護方法、社会的課題の実態調査など、認知症施策推進のための研究等の推進

拡充

認知症研究の推進（認知症研究開発事業、認知症政策研究事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3871)

令和6年度当初予算案 14億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ研究、認知症診断に資するバイオマーカー研究、認知症ゲノム研究など病態解明を目指した研究及び認知症政策の推進に資する調査研究等を実施し、認知症施策推進大綱に掲げられた目標の達成を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

○ 認知症の予防、診断、治療、リハビリテーション、ケア等のための研究

○ 研究基盤の構築

○ 産業促進・国際展開

(1) 認知症研究開発事業

◆ 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ

◆ バイオマーカー研究

◆ 病態解明を目指した研究

(2) 認知症政策研究事業

◆ 認知症施策の推進に資する調査研究

◆ 認知症の遠隔医療およびケア提供を促進するための研究 等

【実施主体等】

補助先：（1）国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

（2）研究者・民間事業者等（公募により選定）

補助率：定額

継続中の課題

●大規模認知症コホート

●遺伝性認知症を対象としたコホート

令和5年度二次公募で開始

令和6年度新規研究

事業実績：令和4年度実施研究課題

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）（抜粋）

第2 具体的な施策

KPI/目標

認知症のバイオマーカーの開発・確立

認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化

日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始

薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築

➤ 認知症疾患医療センターにおけるアルツハイマー病の新規治療薬の適正な使用体制の整備の推進

拡充

認知症疾患医療センター運営事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3974)

令和6年度当初予算案 13億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 認知症疾患医療センターの設置・運営を通じて、地域の関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施する。

○ また、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図り、事業の着実な実施を推進していくことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

以下の機能を担う認知症疾患医療センターに対し、その運用に係る経費を補助する。

・専門的医療機能 … 鑑別診断とそれに基づく初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応、専門医療相談

・地域連携拠点機能 … 認知症に関する情報発信・普及啓発、認知症医療に関する連携体制強化・研修実施

・診断後等支援機能 … 診断後の認知症の人や家族に対し、今後の生活等に関する不安が軽減されるよう相談支援を実施

・事業の着実な実施に向けた取組の推進 … 都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与

また、令和6年度においては、アルツハイマー病の新薬が認知症疾患医療センターの一部で投与可能となることを見据え、投与対象となる認知症疾患医療センターでの相談対応等（※）が増加することが見込まれることから、その運用に係る経費を加算として補助する。

（※）薬剤投与についての地域の医療機関や一般の人からの相談対応、受診後に疾患修飾薬投与非対象であった者への支援を含む地域の医療機関等との連携 等

【実施主体】

【補助率】

【備考】

・都道府県・指定都市

・国1/2

・（事業実績）全国505カ所、319圏域／全335圏域 ※令和5年10月現在

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）（抜粋）

第2 具体的な施策

3. 医療・ケア・介護サービス

(1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備

(認知症疾患医療センター)

○ 都道府県は、二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り、認知症疾患医療センターを計画的に整備する。

○ 診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施すること等を通じ、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行う。

KPI/目標

認知症疾患医療センターの設置数

全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上（2020年度末）

— 47 —

〇がん対策、循環器病対策等の推進

➢効果的・効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチンの相談支援体制の確保

新規

HPV検査単独法導入に向けた精度管理支援事業

健康・生活衛生局
がん・疾病対策課（内線3827）

令和6年度当初予算案 22百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

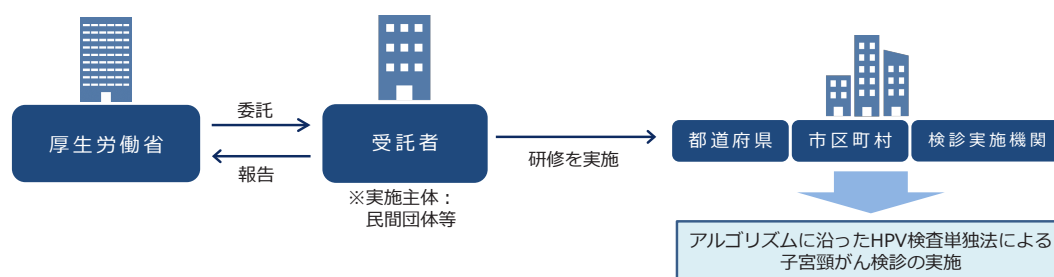
- 〇 HPV検査^{（※1）}単独法による子宮頸がん検診については、浸潤がん罹患率減少効果のエビデンスが示されていることを踏まえ、令和6年度から国が推奨する子宮頸がん検診に追加することを予定している。
- 〇 HPV検査単独法は、検査結果によって次の検査時期や検査内容が異なるなど、アルゴリズム^{（※2）}が複雑であることから、子宮頸がん検診を行う市区町村等がHPV検査単独法を導入し、円滑に運用できるよう支援する必要がある。

（※1）子宮頸がんの原因となる高リスク型HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染の有無を調べる検査。

（※2）検診結果ごとにどのような検査をいつ行うかを定めたもの。

2 事業の概要、スキーム、実施主体等

都道府県、市区町村、HPV検査単独法の実施を市区町村から受託する検診実施機関に対し、アルゴリズムに沿ったHPV検査単独法による子宮頸がん検診の精度管理について研修を行う。



HPV相談支援体制・医療体制強化事業

健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
（内線2377）

令和6年度当初予算案 1.1億円（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療については、症状を呈する患者に対してより身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県毎に協力医療機関が選定されている。
- また、当該ワクチンにかかる定期接種の個別の動奨については、令和4年4月から再開しており、それに伴い、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等について、都道府県や協力医療機関等に求められる役割を示したところである。
- 本事業については、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等をさらに強化する観点から、予防接種後に症状が生じた方等も念頭に、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談・医療体制強化のために地域ブロック別に拠点病院を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とする。
- なお、令和4年4月から積極的動奨が再開したことから、今後、拠点病院への相談や検討すべき症例は増加すると想定される。そのため、**1ブロックあたり概ね1～2医療機関を拠点病院として選定し、協力医療機関の質やサポート体制について充実を図り、それらに迅速かつきめ細やかに対応できるよう体制を構築するものである。**

2 事業の概要・スキーム・実施主体

1. 事業内容

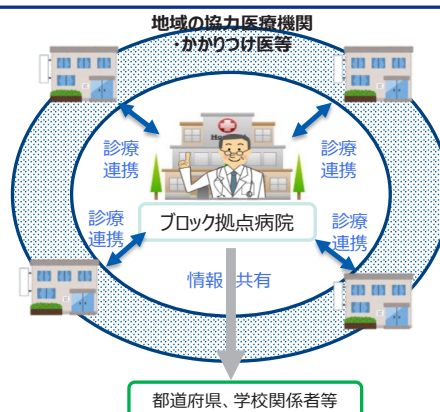
（1）医療機関との連携の構築

よりよい診療体制の構築に寄与するため、ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、ブロック内での事例や最新の知見を共有するための研修会等を実施する。また、協力医療機関でない医療機関に対しても、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や、接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療に関する情報提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

（2）都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携
都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

2. 実施主体

公募により実施（各ブロック（全10ブロック）あたり1～2医療機関程度）



拡
充

循環器病特別対策事業

健康・生活衛生局
がん・疾病対策課（内線2359）

令和6年度当初予算案 1.9億円（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「循環器病対策基本法」第11条第1項に基づき、都道府県は、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定することとされている。
- 本事業は、「都道府県循環器病対策推進計画」に基づき、都道府県において、地域の実情等を反映させた各種施策を着実に実施することにより、循環器病対策を推進するために必要な経費である。

2 事業の概要・事業イメージ

【事業創設年度:令和3年度・補助先:都道府県・補助率:1/2】

【事業内容】

都道府県が策定した都道府県計画の各種目標等の実現・達成のために以下の事業を実施する。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ① 都道府県循環器病対策推進事業 | ⑤ 循環器病の相談に資する事業 |
| ② 循環器病医療提供体制の促進等に資する事業 | ⑥ 循環器病対策に資する多職種連携推進事業 |
| ③ 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業 | ⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業 |
| ④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業 | |
- 設置箇所数の増10府県→25府県



リウマチ・アレルギー疾患対策の推進

健康・生活衛生局
がん・疾病対策課（内線2359）

令和6年度当初予算案 10億円（9.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- アレルギー疾患対策については、「アレルギー疾患対策基本法」及び「アレルギー疾患対策基本指針」に基づき、各種施策の着実な推進を図る。
- リウマチ疾患対策については、平成30年11月に取りまとめられた厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ等対策委員会報告書に基づき、各種施策の着実な推進を図る。

2 事業の概要

アレルギー情報センター事業

- | | |
|---|--------------|
| ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成 | 令和6年度当初予算案 |
| ② リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 | 42百万円(42百万円) |

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

- | | | |
|-------------------------|---------------------------|--------------|
| ① アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 | ③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 | 令和6年度当初予算案 |
| ② アレルギー疾患医療の診断等支援 | ④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 | 56百万円(56百万円) |

リウマチ・アレルギー特別対策事業

- | | | |
|--------------------------|--------------|--------------|
| ① 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催 | ③ 正しい知識の普及啓発 | 令和6年度当初予算案 |
| ② 医療提供体制の整備 | ④ 関係者の人材育成 | 69百万円(69百万円) |

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ① 都道府県拠点病院等における両立支援コーディネーターの配置 | 令和6年度当初予算案 |
| ② 治療と仕事の両立に係る計画の策定及び支援 | 38百万円(38百万円) |

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- | | |
|--|--------------|
| ① 免疫アレルギー疾患政策研究事業 | 令和6年度当初予算案 |
| ② 免疫アレルギー疾患実用化研究事業（医薬品PJ、ゲノム・データ基盤PJ、疾患基礎研究PJ） | 7.8億円(7.8億円) |

※主な事業実績【アレルギー情報センター事業における令和4年度リウマチ・アレルギー相談員養成研修会受講者数:1,337名】

慢性腎臓病（CKD）対策の推進

健康・生活衛生局
がん・疾病対策課（内線2359）

令和6年度当初予算案 2.0億円（2.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○平成30年7月にとりまとめられた「腎疾患対策検討会報告書」に基づき、重症化予防のための普及啓発や病診連携体制の構築等、慢性腎臓病（CKD）対策の推進を図る。

2 事業の概要

腎疾患対策費		
・ 腎疾患対策検討会報告書に基づく腎疾患対策推進に関する情報提供	等	令和6年度当初予算案 3百万円(3百万円)
慢性腎臓病(CKD)特別対策事業		
・ 患者等一般向けの講演会等の開催 ・ 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施 ・ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供 ・ 慢性腎臓病（CKD）診療連携構築事業の実施	等	令和6年度当初予算案 35百万円(35百万円)
慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業		
・ 慢性腎臓病（CKD）の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置 ・ 健康保険組合等と連携した受診勧奨を実施するために必要な支援 ・ 企業・産業医等に対して研修会などの実施による周知を図るなど連携・協力体制の構築 ・ 多職種連携による療養指導等の実施	等	令和6年度当初予算案 21百万円(21百万円)
厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金		
・ 腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築 ・ 災害時の透析医療確保に資する研究 ・ 腎臓をターゲットとした診断法・治療法の研究開発	等	令和6年度当初予算案 1.4億円(1.4億円)

※主な事業実績【慢性腎臓病(CKD)特別対策事業令和4年度実施自治体数:44自治体】

○肝炎対策の推進

➤肝炎患者等の重症化予防の推進

肝炎患者等の重症化予防の推進

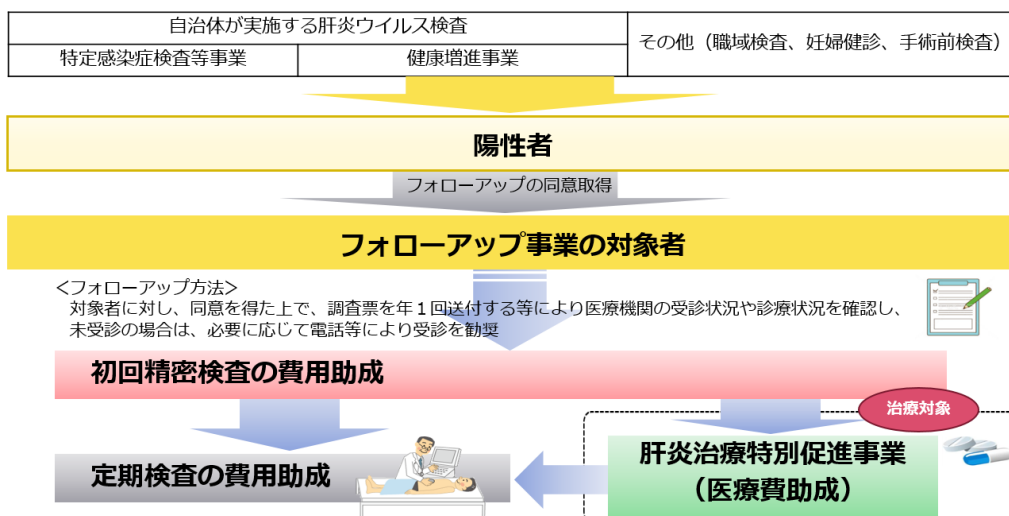
健康・生活衛生局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室（内線2948）

令和6年度当初予算案 39億円（39億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



◆事業実績（令和3年度実績）

B型肝炎ウイルス検査：841,608人 C型肝炎ウイルス検査：836,080人 初回精密検査費用の助成：870人 定期検査の費用助成 3,075人

肝がん・重度肝硬変の治療研究

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室（内線2904）

令和6年度当初予算案 14億円（14億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを旨とした肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。実施主体は都道府県、補助率1/2。（平成30年12月開始）

2 事業の概要・スキーム

【助成対象】

- ✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者
- ✓ 年収約370万円以下

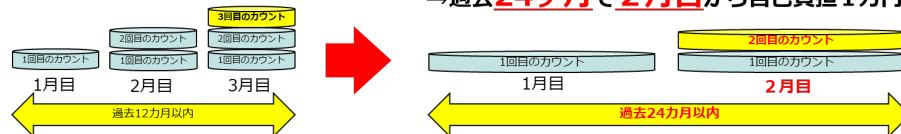
【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円※1
住民税非課税		35,400円※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円※3
住民税非課税Ⅱ		24,600円
住民税非課税Ⅰ	75歳以上 1割又は2割	8,000円
		15,000円

※1：多数回該当44,400円
（12月以内に4回以上）
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円
後期高齢者2割負担の方
については令和7年9月
未まで配慮措置あり

- ✓ 入院医療
- ✓ 外来医療

- ✓ 高額療養費の限度額を超えた月が過去12ヶ月で3月目
⇒過去24ヶ月で2月目から自己負担1万円



◆事業実績：47都道府県で実施

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づく給付金等の支給

B型肝炎特別措置法に基づく給付金等の支給

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
B型肝炎訴訟対策室（内線2101）

令和6年度当初予算案 1,179億円（1,178億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和5年度第補正予算額 1.6億円

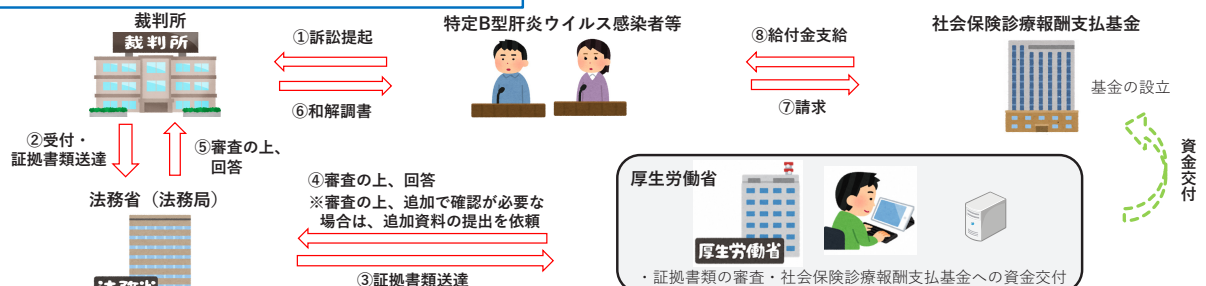
1 事業の目的

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給することにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、社会保険診療報酬支払基金に基金を造成し、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を受けた者及びその相続人に対し、給付金等の支給を行う。（令和4年度末の和解者数：89,018人）

■「訴訟提起」から「給付金支給」までの実務の流れ



○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進
➤難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

健康・生活衛生局
難病対策課（内線2298）

令和6年度当初予算案 1,607億円（1,598億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 29億円

1 事業の目的

難病患者等への医療費助成等を実施するとともに、第210回臨時国会において成立した難病法及び児童福祉法の一部改正法等を踏まえ、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

2 事業の概要・スキーム等

(1) 難病患者等への医療費助成の実施

- 難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。

（主な事業）難病医療費等負担金／令和6年度当初予算案：1,283億円／実施主体：都道府県、指定都市／補助率：1／2／実績（令和4年度末時点の支給認定者数）：104万人

(2) 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実

- 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。

（主な事業）難病相談支援センター事業／令和6年度当初予算案：6.7億円／実施主体：都道府県、指定都市／補助率：1／2

(3) 難病の医療提供体制の構築

- 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行うとともに、全ゲノム解析の効果を患者に還元していくため、これまでの研究事業等の成果を活用して、臨床現場と研究の両面におけるゲノム等情報の最適な利活用方法についての検証等を実施する。

（主な事業）難病医療提供体制整備事業／令和6年度当初予算案：5.7億円／実施主体：都道府県／補助率：1／2
難病ゲノム等情報利活用検証事業／令和5年度補正予算額：3.2億円／実施主体：民間団体／委託

(4) 小児慢性特定疾病対策の推進

- 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援等を行う。

（主な事業）小児慢性特定疾病医療費負担金／令和6年度当初予算案：172億円／実施主体：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率：1／2
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金／令和6年度当初予算案：9.2億円／実施主体：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率：1／2

(5) 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進

- 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発（遺伝子治療、再生医療技術等）等に関する研究を行う。

（主な事業）難病治性疾患政策研究事業／令和6年度当初予算案：17.8億円
難病治性疾患実用化研究事業／令和6年度当初予算案：85.4億円、令和5年度補正予算額：16億円

➤移植医療対策の推進

移植医療対策の推進

健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室（内線2365）

令和6年度当初予算案 35億円（33億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 27百万円

造血幹細胞移植対策の推進 25億円（24億円）

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネーター期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤（バンク）が安定的に運営できるよう支援を行う。

2 事業の概要

- ①骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） 4.9億円（4.9億円）
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。

（参考）【令和5年度補正予算】
・スワブ検査法実証事業費 27百万円
「口腔粘膜等のぬぐい液（スワブ法）」を使用したドナー登録方法の導入に向けた実証実験事業を行う。

- ②骨髄データバンク登録費 6.5億円（6.5億円）
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。

- ③臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費） 6.5億円（6.2億円）
産科施設における採取手技料を増額するとともに、臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。

- ④造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 77百万円（77百万円）
患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、医療機関・研究者等に提供することで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の確保を図る。

- ⑤造血幹細胞提供支援機関事業 2.0億円（1.9億円）
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。

- ⑥造血幹細胞移植医療体制整備事業 3.9億円（4.0億円）
移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

3 実施主体等

- ◆実施主体：①（公財）日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県、市町村等
◆補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆骨髄バンクドナー登録者数：544,305人（令和5年3月末時点）
◆臍帯血新規公開本数：2,241本（令和4年度）
◆移植数：2,415件（令和4年度）（内：骨髄移植等 1,055件 臍帯血移植 1,360件）

臓器移植対策の推進 10億円（9.0億円）

1 事業の目的

脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、あっせん業務体制の強化、臓器提供施設の体制整備や連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築を引き続き推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

2 事業の概要

- ①臓器移植対策事業費（日本臓器移植ネットワーク運営費） 10億円（8.8億円）
臓器のあっせん業務について中心的役割を果たす日本臓器移植ネットワークの基盤強化を図るとともに、地域における臓器提供施設の整備を推進するなど、公平かつ適正なあっせんを通じた臓器移植の実施のための体制整備を図る。

- （主な事業）
●あっせん業務体制の強化【拡充】 3.8億円（3.3億円）
ドナー候補である脳死が疑われる患者の情報を日本臓器移植ネットワーク等に早期から共有し、患者家族に臓器提供の選択肢提示を確実に行う仕組み（ドナー候補情報共有制度）を導入し、国内での臓器移植を大幅に拡充させることとしており、本制度導入による臓器提供数の増加に対応出来るよう、臓器移植コーディネーターの増員等を行い、選択肢提示及びあっせんに係る体制の強化を図る。

- 臓器提供施設連携体制構築事業の拡充【拡充】 2.6億円（98百万円）
「臓器提供施設連携体制構築事業」の参加施設において、ドナー候補情報共有制度の導入に伴い、脳死が疑われる患者の情報を早期から能動的に把握するための体制を構築するとともに、高度な移植医療の能力を有する拠点施設を加え、臓器提供の適応の判断や臓器摘出の際のドナーの全身管理等を支援する体制を整備する。

- ②普及啓発等事業費 26百万円（25百万円）
臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発等を図る。

3 実施主体等

- ◆実施主体：①（公社）日本臓器移植ネットワーク、②国
◆補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供
・平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から令和5年3月末までの間に926名（うち令和4年度105名）

※上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.6億円（1.6億円）を計上している。

○歯科保健医療の推進

➤健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進

拡
充

8020運動・口腔保健推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度当初予算案 12億円（11億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物物所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額

1）8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置

2）8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業

ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業

イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業

ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】元年度46箇所、2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所

3. 歯科口腔保健支援事業【拡充：ライフステージ別に効果的な普及啓発を実施】

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

【実施主体：株式会社 等】

- ・歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・セミナー、シンポジウム等の開催等



2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1／2→1／2相当定額

1）口腔保健支援センター設置推進事業

【事業実績】元年度43箇所、2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所

2）口腔保健の推進に資するために必要となる事業

I 歯科疾患予防等事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】

① 歯科疾患予防事業【都道府県・保健所設置市については1,211千円→1,782千円】

② 歯科健診事業

③ 食育推進等口腔機能維持向上事業

II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】

① 歯科保健医療推進事業【都道府県・保健所設置市については1,069千円→2,001千円】

② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業

III 歯科口腔保健推進体制強化事業

IV 調査研究事業

① 歯科口腔保健調査研究事業

② 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】I 元年度66箇所、2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所
II 元年度65箇所、2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所

拡
充

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業（就労世代の歯科健康診査等推進事業）

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度当初予算案 3.7億円（3.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2023」においても、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」について記載された。
- 成人期以降、歯周病等の罹患率が高い一方、歯科健診の受診率が低く、職域を含めた歯科健診の充実の必要性が指摘されている。
- 今後、更なる歯科健診の普及を図っていくには、歯科健診の効果を検証し、歯科健診の有効性について普及啓発を行う必要がある。

現行	乳幼児期	学齢期	20代・30代	40～74歳	75歳以上
歯科健診	乳幼児歯科健診	学校歯科健診	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診		後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診
				40、50、60、70歳 歯周疾患検診	※下線部は実施が義務

➤就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健診・受診勧奨の方法等について検討を行う。

➤就労世代の歯科健（検）診推進に向け、歯科健診の有効性について、レセプトデータ等を活用し、必要な検証を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

I 歯科健診や受診勧奨等の実施の支援等を行うモデル事業

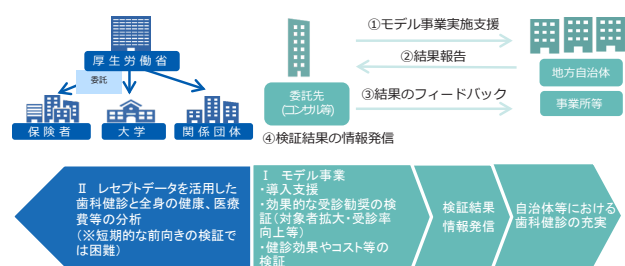
- 歯科健診を実施していない事業所等や、歯周疾患検診をはじめとした歯科健診を実施していない地方自治体（対象者の拡大や受診率向上に向けた取組を含む）を支援。
- モデル事業の結果について、効果・コスト・実施体制等を、持続可能性も含めて検証するとともに、検証結果について情報発信を実施。

II レセプトデータを活用した評価分析事業（新規）

- 歯科健診の有効性（口腔と全身の健康の関係、医療費適正化効果等）について、Iでは検証困難な中長期的なレセプトデータ等を活用した検証を行う。

【実施主体：株式会社 等】

【事業実績】・検討委員会及び作業部会の開催回数 元年度14回、2年度9回、3年度7回、4年度5回



【効果的な受診勧奨の例】

- ・簡易検査キット等を活用した歯科健診・受診勧奨
- ・レセプト情報を活用した歯科健診等の受診勧奨 等

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業 （歯周病等スクリーニングツール開発支援事業）

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度当初予算案 2.0億円（2.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」が記載された。
- しかし、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は52.9%（H28国民健康・栄養調査）であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%（推計値）にとどまっている。
- また、歯周疾患検診を実施する市町村は、全国で79.4%（R3地域保健・健康増進事業報告）にとどまっている。
- 歯科健診を実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がいない」といった「歯科専門職の不在」や手間がかかるといった「時間的負担」等が挙げられている。

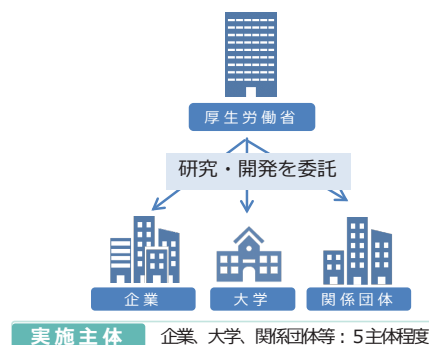


自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

- ◆ 歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。
（要件イメージ）
- 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- 歯周病に関するリスク評価を含むこと
- 従来の歯科健診による方法との比較（相関の検証等）を行うこと
- 医療機器又は体外診断用医薬品の承認をめざすものであること
- 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること



拡充 後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業

保険局高齢者医療課（内線3190）

令和6年度当初予算案 7.8億円（7.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、広域連合は歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施。

国は広域連合に対し国庫補助（増額）を行うことにより、歯科健診事業を推進。

※経済財政運営と改革の基本方針2023

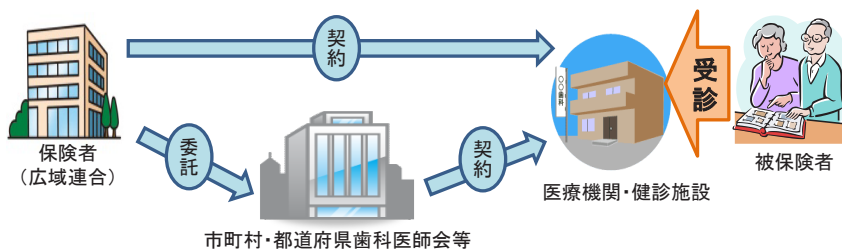
全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。

- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、国（厚生労働省）において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。

（例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（H30.10策定））咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等（歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況）

- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

2 事業のスキーム



3 実施主体等

実施主体：広域連合
補助率：1/3
負担割合：国1/3、地財措置1/3
保険料1/3
事業実績：
実施広域連合数（受診者数）
令和2年度 44（33.6万人）
令和3年度 46（36.3万人）
令和4年度 47（44.9万人）

拡
充

歯科医療提供体制構築推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度当初予算案 2.7億円（2.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆ 少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆ 「骨太の方針2023」においても、「歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む」との方針が示されている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取組を補助する。第8次医療計画の開始初年度であることを踏まえ、補助実施数を拡充する。【拡充】
【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額
【事業実績】4年度 6都道府県

補助対象事業のイメージ（案）

- ・ N D B（National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース）や K D B（Kokuho Database; 国保データベース）等を活用した地域の歯科保健医療提供状況の状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制（医科歯科連携体制の構築等を含む）の検討
- ・ 病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・ 口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・ 障害児者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築



○国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開

➤ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指した関係国際機関等への拠出による保健システムの強化等の支援、薬剤耐性（AMR）対策に関する研究開発等の推進

感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

令和6年度当初予算案 8.5億円（8.4億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額74億円

1 事業の目的

- CEPI (Coalition for Epidemic Preparedness Innovations) は2017年1月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する国際基金。
- 日本、ノルウェー王国、ドイツ連邦共和国、英国、欧州委員会、オーストラリア連邦、カナダ、ベルギー王国、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、ウェルカム・トラスト等が拠出を行っている。
- 平時には需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発を促進し、現在、新型コロナウイルスに対するワクチンの開発も支援している。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

第1期（2017-2021年）

活用予算 23億ドル

日本はこのうち **2.2億ドル（約243億円）**（全体の約10%）を拠出

- ・ 既知の感染症に加え、COVID-19 ワクチンの開発に拠出
- ・ アストラゼネカ、ノババックス、モデルナの開発に貢献

第2期（2022-2026年）

目標増資額 35億ドル

日本は2022年3月8日のCEPI第2期増資会にて
今後5年間で **3億ドル**の拠出を新たに行うことを表明

- ・ 次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間短縮
- ・ 新たなワクチン製造技術の開発
- ・ エボラ等既知の病原体のワクチン、COVID-19次世代ワクチンの開発
- ・ 臨床研究ネットワークの構築→日本への裨益が期待される。
- ・ 日本からNECのAIを活用したプロジェクトが採択

実施主体：CEPI
（感染症流行対策イノベーション連合）

拠出先：世界銀行

事業実績：10.8億円（令和4年度実績）

3億ドルの拠出を表明する後藤茂之厚生労働大臣（当時）



世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）拠出金

令和6年度当初予算案 15億円（49億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額165億円

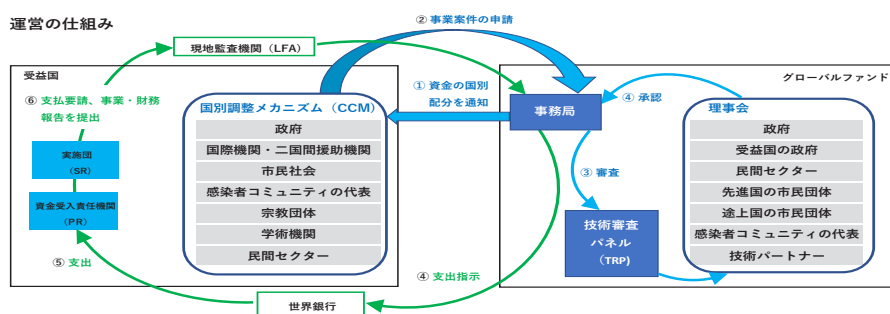
1 事業の目的

- グローバルファンドは、途上国におけるエイズ・結核・マラリアの予防、治療、ケア等の対策を資金支援し、官民のパートナーシップにより、感染症抑制のためドナー国、財団、民間企業、N G O等が結束して対処することを目的としている。
- 2000年のG 8 九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年、ジュネーブに設立された官民連携パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 途上国におけるエイズ、結核、マラリア（三大感染症）の予防、治療、ケアを実現し、促進するための事業や、三大感染症対策を効果的に実施するための強靱かつ持続可能な保健システムを構築するための事業に対して資金供与を行い、途上国の保健状態の改善に貢献する。
- 2002年の設立以来、途上国における三大感染症対策が飛躍的に進展し、三大感染症から4,400万人以上の命を救済してきた。
- グローバルファンドの活動は、従来、H I V /エイズ、結核、マラリアの三大感染症に特化した医薬品等の供与等を内容とする途上国支援であったため、外務省が拠出してきており、厚労省は拠出をしてこなかった。
- 今般、2023年～2025年の第7次増資に向けてグローバルファンドは将来のパンデミックへの備えとしての保健システム強化を重点の一部として掲げたことから、将来のパンデミック対応等への活用を目的としたグローバルファンドの保健システム強化に拠出を行い、各国の保健制度の強化を図っていくことで、我が国への感染症流入防止を図る考えである。

運営の仕組み



実施主体:グローバルファンド
(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)
拠出先:グローバルファンド
(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)
事業実績:91.3億円(令和4年度実績)

GARDP拠出金

令和6年度当初予算案2.5億円（2.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- GARDPは、新しい抗菌薬の研究開発と診断開発（Research & Development : R&D）を推進する目的で開始された官民パートナーシップを推進する非営利組織（本部：スイス・ジュネーブ。2016年5月設立。）。
- 特徴として、WHOによる、薬剤耐性（AMR）に関するグローバルな戦略推進と、DNDi（顧みられない病気の新興開発イニシアティブ）による専門知識活用両者の強みを持つ。
- 製薬企業等と連携して治療薬の開発（後期臨床試験）を実施。日本企業では塩野義製薬、エーザイ株式会社、武田薬品工業株式会社、第一三共株式会社と新規抗菌薬開発と薬剤耐性克服の研究開発プロジェクトを運営。
- 従来の治療薬が効かない薬剤耐性菌感染症の流行を防ぐため、引き続き本事業の実施が必要。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

GARDPが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発（後期臨床試験）の支援を通じてAMR対策の推進に寄与するとともに、GARDPのガバナンスに日本人が関与しリーダーシップを発揮していく。



実施主体:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）

拠出先:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）

事業実績:2.5億円(令和4年度実績)

治療方法・治療薬の普及

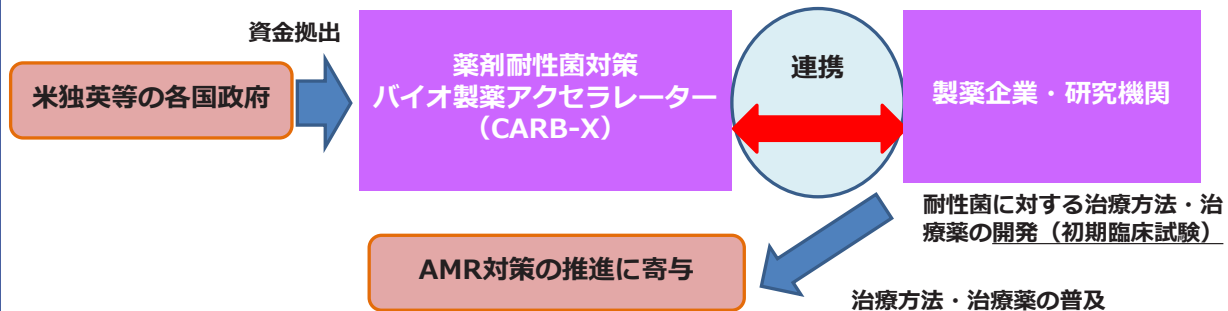
令和6年度当初予算案 1.4億円（－）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- CARB-Xは、薬剤耐性菌感染症の革新的な治療薬・診断法の研究開発を促進するため、2016年に設立された官民パートナーシップ。
- 世界では、従来の治療薬が効かない多剤耐性菌等が蔓延しており、その対策への重要性は認識されているものの、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発が進んでいない。
- その中で、CARB-Xは製薬企業等と連携して治療薬の開発（初期臨床試験）の支援を行い、実績を上げているところ。これまでの連携企業の中には、日本企業が含まれており、本事業を通じて日本企業の研究開発も間接的に支援していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

CARB-Xが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発（初期臨床試験）の支援を通じてAMR対策の推進に寄与する。



実施主体：薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター（CARB-X）

拠出先：薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター（CARB-X）

➤ 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進

医療技術等国際展開推進事業

医政局総務課医療国際展開推進室（内線4457）

令和6年度当初予算案 4.4億円（4.4億円）※（ ）内は前年度当初予算額

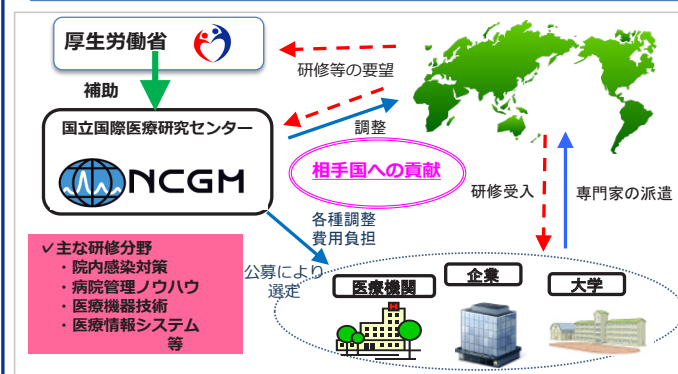
1 事業の目的

- 我が国は、国民皆保険の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成した。今後は、長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題。
- 厚生労働省では医療の国際展開のため各国の保健省との協力関係の樹立に尽力している。
- 国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する者の相手国への派遣、相手国からの研修生の受け入れをし、相手国の公衆衛生水準の向上に貢献する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 我が国医療の国際展開に向け、国立国際医療研究センター（NCGM）が実施主体となり、
 - ① 我が国医療政策や社会保障制度等に見識を有する者や医療従事者等の諸外国への派遣、
 - ② 諸外国からの研修生を我が国の医療機関等への受け入れ、
 による研修を通じた相手国の医療人材の育成事業を実施する。
- TICAD 8 やグローバルヘルス戦略を踏まえて、主にアフリカにおけるネットワーク構築と研修を実施する。
 - ① NCGMの現地派遣局員を生かした現地と日本の医療機関・企業等とのネットワーク形成
 - ② 現地の課題・ニーズの把握とニーズに即した研修の実施

実施主体：NCGM
補助率：定額（10/10相当）



3 事業実績

- ✓ 2015年から世界で30カ国で実施。延べ66,000人超の医療従事者を育成
- ✓ 相手国の国家計画やガイドラインに採択、保険収載された我が国の医療技術：過去4年間（2018-2021）で **計27例**
 - ★ ベトナム
 - ・ EBUS技術料が保険収載 等
 - ★ インドネシア
 - ・ 保健省により透析液に関する水質基準が策定 等
- ✓ 相手国での調達につながった製品・技術：過去4年間（2018-2021）で **計63例**
 - ★ ベトナム
 - ・ 超音波気管支鏡機器(3台)
 - ・ 補聴器(390台) 等
 - ★ カンボジア
 - ・ 血液検査装置(100台)

○食の安全・安心の確保

➢経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化

食の安全・安心の確保 輸入食品の監視体制の強化

感染症対策部企画・検疫課
(内線2467)

令和6年度当初予算案 21億円 (19億円) ※()内は前年度当初予算額

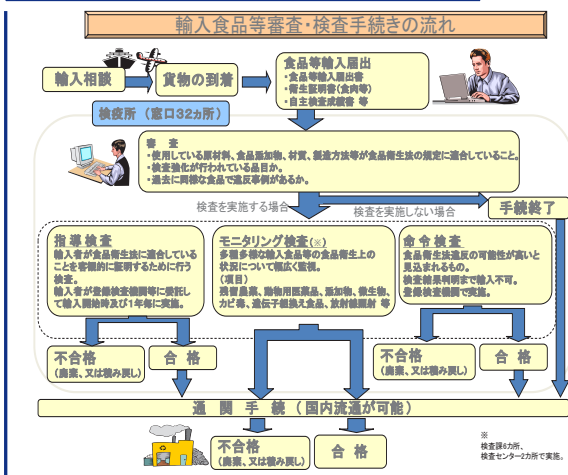
1 事業の目的

我が国には、世界各国(約200カ国)から年間246万件、3,162万トン(令和3年度実績)の食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの6割程度となっている。今後も国際的な経済連携協定(TPP11、日EU・EPA、RCEP等)の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品等の安全・安心の確保を図る必要がある。

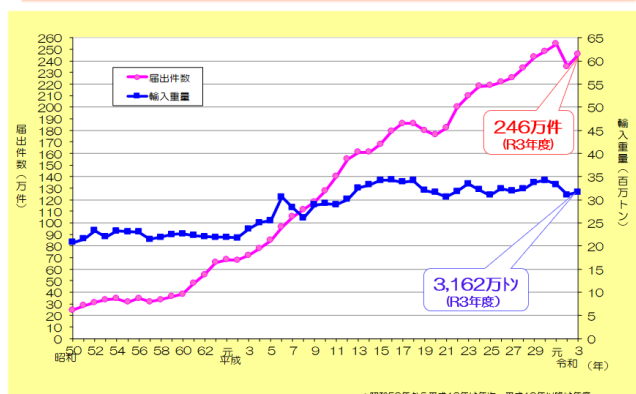
2 事業の概要

輸入食品・検疫検査センターにおいて使用しているガスクロマトグラフ質量分析計等の検査機器について、10年以上使用しているものがあり、サポートが終了しているものや、部品の製造が終了することにより今後故障した際に修理できなくなるなど、検査機器の更新が必要な状況となっている。これらの状況を踏まえ、主に検査機器の更新維持のための経費等を要求するものである。

3 事業のスキーム・事業主体等



食品等の輸入届出件数・重量推移



○次なる感染症に備えた体制強化

➢保健所や地方衛生研究所等の体制整備

新規

地方衛生研究所の機能・体制強化

健康・生活衛生局健康課 (内線2398)

令和6年度当初予算案 39億円の内数(36億円) ※()内は前年度当初予算額

※保健衛生施設等施設整備費補助金の内数

1 事業の目的

- 地方衛生研究所については、令和4年12月に成立した地域保健法の改正により、保健所設置自治体に対し、地方衛生研究所等の有する機能(地域保健法に規定する地域における専門的な調査研究・試験検査等)を確保するために必要な措置(整備や連携等)を講ずる責務が定められ、令和5年5月に成立した改正地域保健法において、地域保健法に規定する地域における専門的な調査研究・試験検査等を行う機関を「地方衛生研究所等」と定義付けられ、その位置づけが明確化された。
- 次の感染症危機に備え、地方衛生研究所は、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立感染症研究所との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな感染症に係る知見の収集、国立感染症研究所への地域等の状況等の情報提供、地域の変異株の状況の分析及び本庁や保健所等への情報提供、民間の検査機関等における検査等に対する技術支援等の実施などを通じサーベイランス機能を発揮することが求められることを踏まえ、感染症有事にしっかりと対応できる検査・サーベイランス体制を構築するため、以下の要求を行う。

2 事業の概要・スキーム等

- 地方衛生研究所が、次の感染症危機において、事業目的に記載した役割を果たすことができるように、体制整備を行うため、地方衛生研究所等の感染症検査室に係る新設・改築・増設・改修等について、保健衛生施設整備費のメニューに位置づける。

<対象>

地域保健法第26条に基づく調査・研究、試験・検査を行うために必要な地方衛生研究所等の改修等のために必要な工事費または工事請負費及び工事事務費



3 実施主体等

実施主体: 都道府県、保健所設置市、特別区 補助率: 1/2

令和6年度当初予算案 1.6億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 感染症法等改正により、基本指針の記載事項に「病原体等の検査」が追加にされたことを踏まえ、感染研と地衛研の試験・検査等の業務における具体的な連携を深めるとともに、民間等と一体となった検査体制の抜本的強化を支援する体制を構築する。
- 病原体検出法の迅速な全国展開にかかる教訓に対応するため、以下の訓練等を実施する。
 - ・病原体検出マニュアルのアップデート
 - ・病原体検出法における反応試薬・検出機器等の組合わせの検討
 - ・感染研と地衛研との早期からの協議及び迅速な検証メカニズムの構築するとともに、地衛研の全国的な検査体制の強化
 - ・試薬の入手ルートの確保
 - ・試薬製造・販売業者、運送会社等関係事業者との連携含め検査試薬の全国展開のための枠組みの確保

2 事業の概要・スキーム

緊急時に展開する迅速な全国的な検査体制の構築

迅速に病原体検出法を構築するため、関係者の対応を整理、体制を確保する。

- ・作成された病原体検出法の候補について、地衛研と連携し検証を行う。
- ・地方衛生研究所全国協議会のネットワークを活用したブロック・全国単位での地衛研の検査体制の強化を図る。
- ・感染拡大を想定し、自治体、地衛研、検疫所、病院、民間検査会社などで検査を実施できるようにするための様々な試薬や機器での検証、検査資材の確保のための体制を構築する。
- ・全国に試薬を迅速に供給するための配備等に関する体制を構築する。
- ・試薬・機器メーカー等の民間の職能団体と自治体、地衛研、検疫所、大学、学会等と、病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制を確保するための訓練等を企画、実施する。



➤新興・再興感染症に係る臨床研究ネットワーク体制の構築

令和6年度当初予算案 4.1億円（2.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

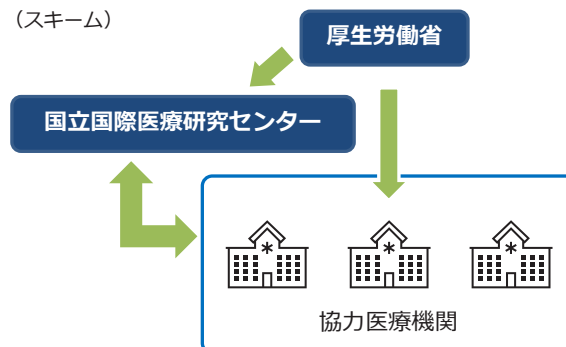
- 今後新たに発生する感染症に対しては、科学的根拠を迅速に創出するとともに、医薬品等の臨床研究開発を推進することが求められる。
- 改正感染症法では、新たに医薬品の臨床試験の実施等の協力を求めることその他の関係医療機関との緊密な連携を確保するとともに医薬品の研究開発を推進することが規定された。
 - ※（第56条の39第1項）国は、医薬品の臨床試験の実施等の協力を求めることその他の関係医療機関との緊密な連携を確保することにより、感染症患者に対する医療提供の基盤となる医薬品の研究開発を推進することとする。
 - （第56条の39第3項）研究開発の推進に係る事務について、国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができることとする。
- 臨床情報・検体等を速やかに収集し、検査方法や治療薬・ワクチン等研究開発の基盤となる新興・再興感染症データバンク（REBIND）を強化し、新たに平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な医療機関のネットワークを構築し、そのネットワーク及びREBINDを活用して、感染症の医薬品開発等の臨床研究を実施する体制を構築する。

2 事業の概要・スキーム等

（事業概要）

- ・今後新たに発生する感染症に対し、根拠のある対策を迅速にとるため、臨床情報・検体等を速やかに収集し、迅速に病態解明や検査方法や治療薬・ワクチン等の研究開発を行う基盤となるネットワークを構築するとともに、平時においては、国内で発生のみられる感染症について、本ネットワークを活用し、継続的な研究開発を行う。
- ・感染症事案発生時に、医薬品等を迅速に研究開発するための臨床試験（治験）を多施設で実施できる体制を確保するため、REBIND事業を発展的に拡張し、平時から本ネットワークを運用するための環境と体制を構築する。
- ・令和7年度からの本格運用に向け、感染症指定医療機関等から成る臨床研究ネットワークを形成し、協力医療機関の管理、事務等を担当する事務局を設置し、臨床研究ネットワーク協力医療機関の臨床研究を推進する。

（スキーム）





被用者保険への財政支援

 保険局保険課 (内線3245)
 保険局高齢者医療課 (内線3137)

令和6年度当初予算案 1,250億円 (820億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。また、令和5年通常国会で改正法が成立した医療保険制度改革に際し、令和6年度から特例的に、国費による支援を**430億円**追加し、被用者保険への財政支援強化を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 高齢者医療特別負担調整交付金（200億円）＜平成29年度から開始＞

拠出金負担（後期支援金、前期納付金）が、義務的支出（拠出金負担＋自保険者の法定給付費）に比べて過大となる保険者の負担を、全保険者と国費で軽減

国費充当（100億円）を拡大し、負担軽減対象となる保険者の範囲を拡大（100億円＋**100億円**）

（補助率：1/2→令和6年度から2/3）（令和5年度事業実績）138保険者

② 高齢者医療運営円滑化等補助金（950.4億円）＜（1）平成2年度から開始（2）平成27年度から開始（3）令和6年度から開始＞

前期納付金等の割合・伸びに着目し、拠出金負担が過大となる保険者に対して、負担の重さに応じた補助を行う。

国費充当（720.4億円）を拡大し、現行の支援を見直すとともに、賃上げ等により報酬水準が引き上がった

健康保険組合に対する補助を創設し、拠出金負担を更に軽減（720.4億円＋**230億円**）

（1）総報酬に占める前期納付金の割合（所要保険料率）が重い保険者に対する負担軽減（120.4億円）

（2）前期納付金等の平成23年度からの伸び率に着目した負担軽減（600億円）

（3）企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減（**230億円**）

（補助率：定額）（令和5年度事業実績）1,084保険者

③ 健康保険組合連合会交付金交付事業費負担金（100億円）＜令和6年度から開始＞

高額レセプトの発生した健康保険組合に対する支援を行う健康保険組合連合会の高額医療交付金事業について、国費による財政支援を制度化

（補助率：定額）

被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

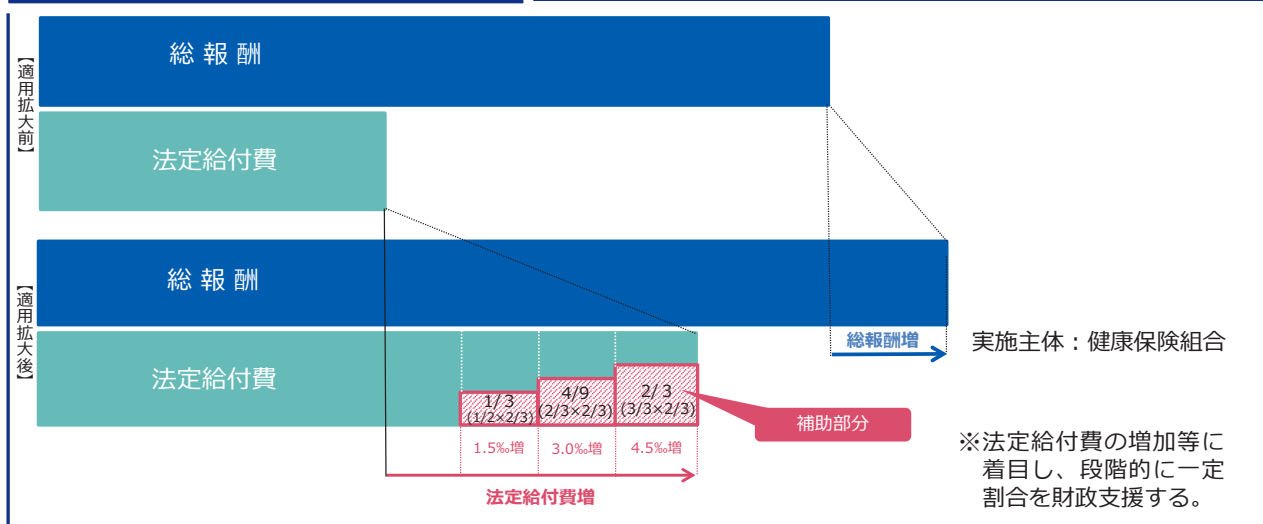
保険局保険課（内線3245）

令和6年度当初予算案 2.5億円 (10億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和4年10月及び令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行に伴う、加入者の増に伴う法定給付費の増により、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着目した財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



○最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

➢全国加重平均で1,004円となった最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るための、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

業務改善助成金

労働基準局賃金課（内線5348）

令和6年度当初予算案 8.2億円（9.9億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 180億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【助成率】

900円未満	900円以上950円未満	950円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

※（）内は生産性要件を満たした事業者の場合

【助成上限額】

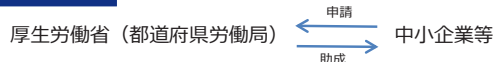
（単位：万円）

引き上げる労働者数	引上げ額（※2）			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上（※1）	120(130)	180	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の（）は事業場規模30人未満

3 実施主体等



4 事業実績

- ◆ 交付決定件数：5,672件
- ◆ 執行額：45.8億円 ※ 令和4年度実績

➢生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援

生活衛生関係営業収益力向上事業（生衛業『稼ぐ力』応援チーム）

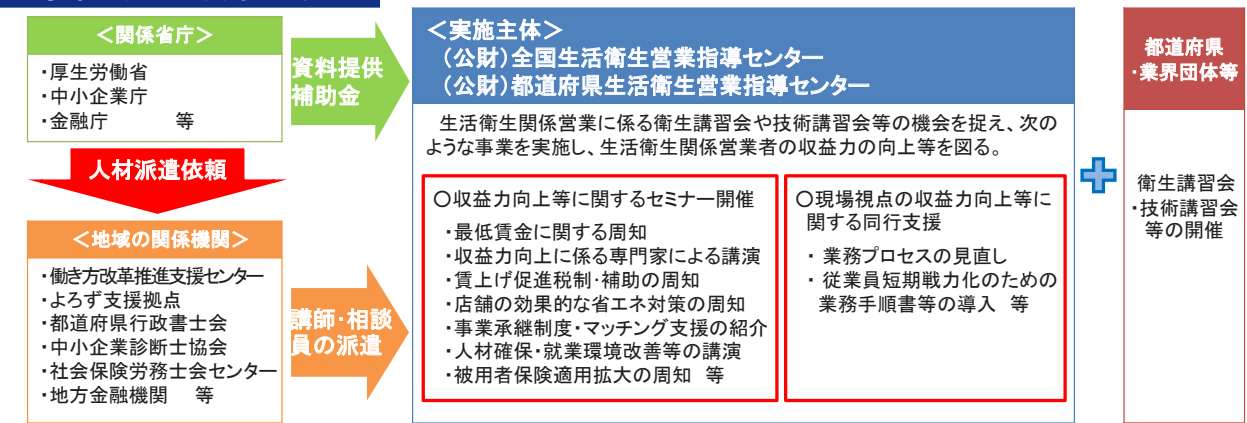
健康・生活衛生局生活衛生課
（内線2437）

令和6年度当初予算案1.0億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者である。新型コロナウイルスの影響が残る業種もある中、新型コロナウイルス特別貸付等の返済が始まるとともに、物価高騰、賃金引上げ、人材確保等に対応する必要があり、厳しい経営状況が続いている。生活衛生関係営業について、最低賃金の周知啓発を行うとともに、物価高騰・賃金引上げ等に対応するための収益力の向上や、人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催、事業所への同行支援等を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ・実施主体：(公財)全国生活衛生営業指導センター
- ・補助率：定額

- キャリアアップ助成金の要件緩和等による正社員転換を希望する非正規雇用労働者の正社員化促進等
 ➤ 「年収の壁」への対応に向けた支援強化パッケージの推進

拡充 キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局有期・短時間労働課（内線5268）
 職業安定局障害者雇用対策課（内線5868）

令和6年度当初予算案 1,106億円（829億円）※（）内は前年度当初予算額

令和4年度実績：75,265件、令和4年度執行額：589.2億円

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいたい）の非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名／コース内容	支給額（1人当たり）	加算措置／加算額（1人当たり）
正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員化（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ➤ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要 障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：80万円（60万円）（※） ②無期→正規：40万円（30万円）（※） ※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額 ➤ 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。 ①有期→正規：90万円（67.5万円） ②有期→無期：45万円（33万円） ③無期→正規：45万円（33万円）	正社員化コース ■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用 28.5万円 ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 40万円（30万円） ■母子家庭の母等又は父子家庭の父 ① 9.5万円 ② 4.75万円 ■人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換 ① 9.5万円 ② 4.75万円 ※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員転換 ① 11万円 ② 5.5万円
賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用 賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用 賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	①3%以上5%未満：5万円（3.3万円） ②5%以上：6.5万円（4.3万円） 1事業所当たり 60万円（45万円） 1事業所当たり 40万円（30万円）	賃金規定等改定コース ■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円） 賞与・退職金制度導入コース ■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）
社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施 ※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等 ※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等	(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※1） (2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円） ※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円	※（ ）は、大企業の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。

- ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

拡充 求職者支援制度

職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）
 人材開発統括官付訓練企画室（内線5600）

令和6年度当初予算案 259億円（268億円）※（）内は前年度当初予算額

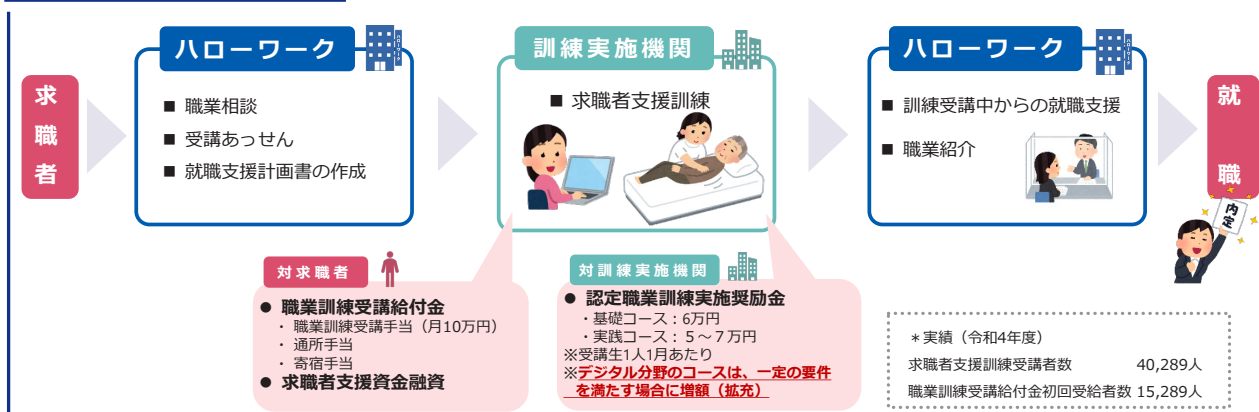
※令和5年度補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	3/4		1/4

1 事業の目的

- 雇用保険を受給できない求職者を対象に、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 ◆負担割合：原則、雇用協定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

無期転換ルール等の円滑な運用に係る取組

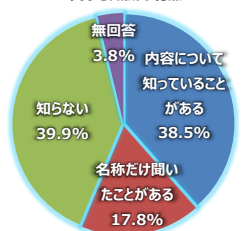
労働基準局労働関係法課（内線7753）

令和6年度当初予算案 29百万円（32百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

有期契約労働者が安心して働き続けることができるよう、無期転換ルール等の周知啓発を実施する。無期転換ルール等に関して、未だ労働者の認知度は低く、また、令和6年4月から施行される法令改正等もあることから、周知にさらに取り組み無期転換ルールの円滑な運用を図る。

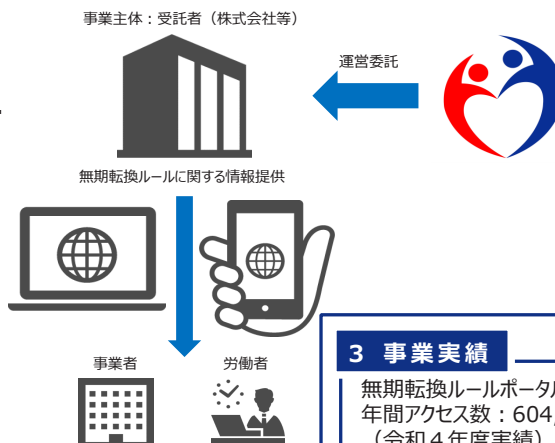
有期契約労働者の無期転換ルールに関する知識の有無



2 事業の概要・スキーム

労働者向け周知に重点を置きつつ、周知啓発等の取組を行うとともに、令和6年4月から施行される法令改正の内容について労使への周知を行い、無期転換ルール等の円滑な運用を図る。

- 無期転換ルールポータルサイトの運用
- インターネット広告（動画広告）・雑誌広告等多様な広告のほか、好事例企業の紹介等を実施 ※労働者向けコンテンツを充実
- 無期転換ルールハンドブック等製作（改訂）



3 事業実績

無期転換ルールポータルサイトへの年間アクセス数：604,370件（令和4年度実績）

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課（内線5275）
労働基準局労働条件政策課（内線5524）

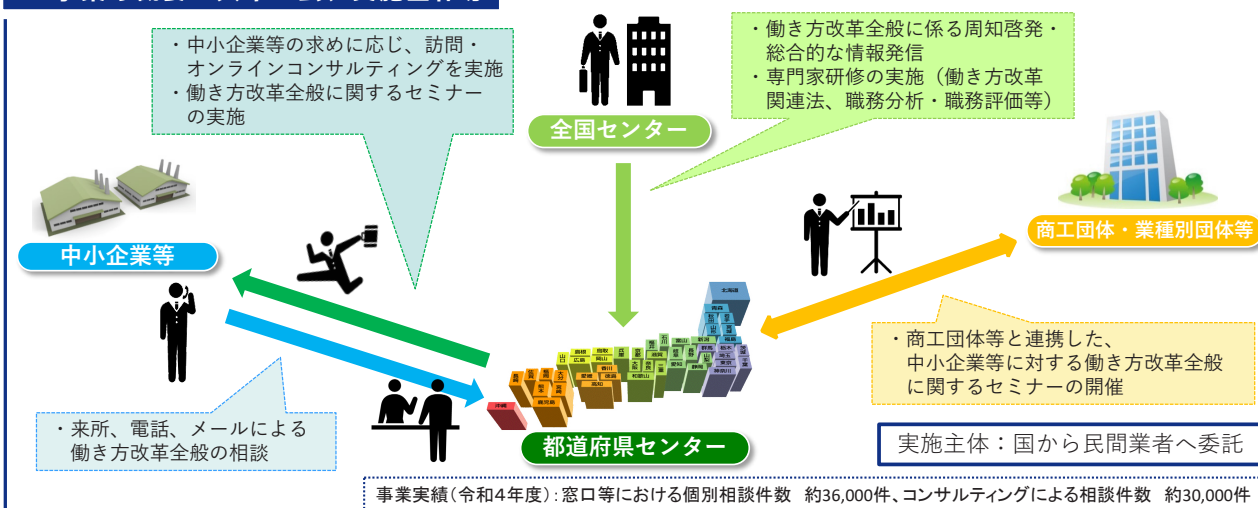
令和6年度当初予算案 31億円（37億円）※（）内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、47都道府県の都道府県センター及び全国センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



パートタイム・有期雇用労働者均衡待遇推進事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課
(内線7869)

令和6年度当初予算案 7.1億円(7.5億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	会計
	○		

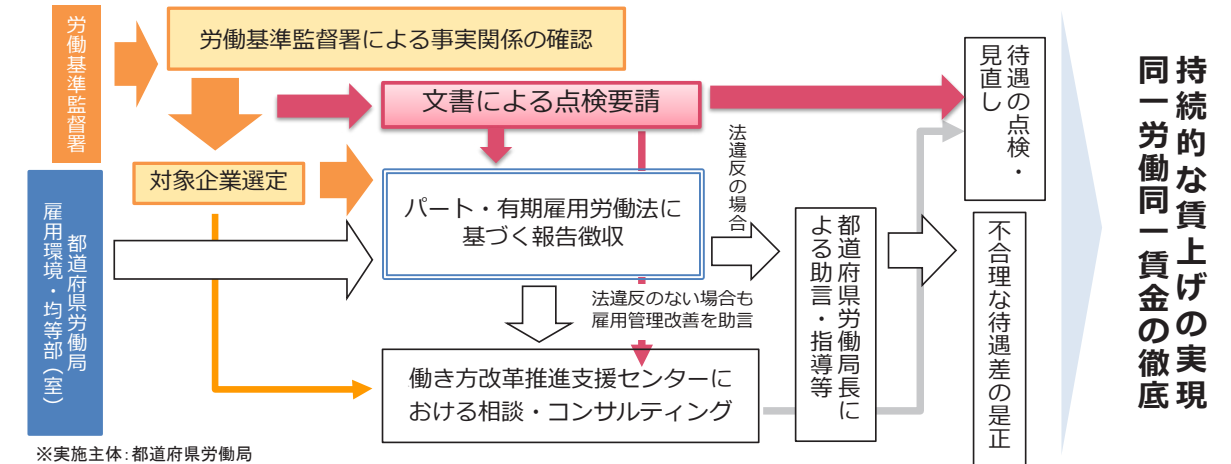
1 事業の目的

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)を踏まえ、令和4年12月から、新たに都道府県労働局と労働基準監督署が連携し、同一労働同一賃金の遵守の徹底の取組みを開始したところ。「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、「正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の格差の是正に向けて、同一労働・同一賃金制について、労働基準監督署による調査結果を踏まえ、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業等について、文書で指導を行い、経営者に対応を求めるなど、その施行を徹底する」とされたことを受け、更なる遵守の徹底に向けた取組を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行に関し、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底する。

⇨: 既存の取組 →: 令和4年12月～の取組 →: 令和5年11月～の取組



○リ・スキリングによる能力向上支援

➢ 指定された教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援

経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援

職業安定局雇用保険課 (内線5762)
人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (内線5390)

令和6年度当初予算案 128億円(117億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大と教育訓練を受講しやすい環境の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム

デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大

- 個人や地域の訓練ニーズを踏まえたデジタル分野等の成長分野の講座を拡大

教育訓練を受講しやすい環境の整備

- 教育訓練給付の受給手続のオンライン化
- 教育訓練支援給付金による訓練期間中の受講支援

専門実践教育訓練の概要

<給付の内容>

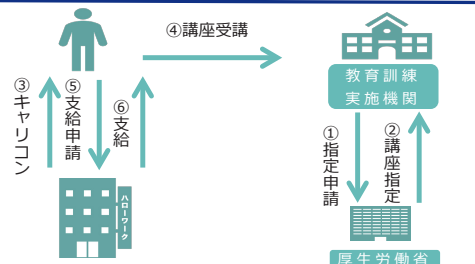
労働者等が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受講・修了した場合に、訓練費用の最大70%(※)を支給
※訓練費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給。訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職した場合は、訓練費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

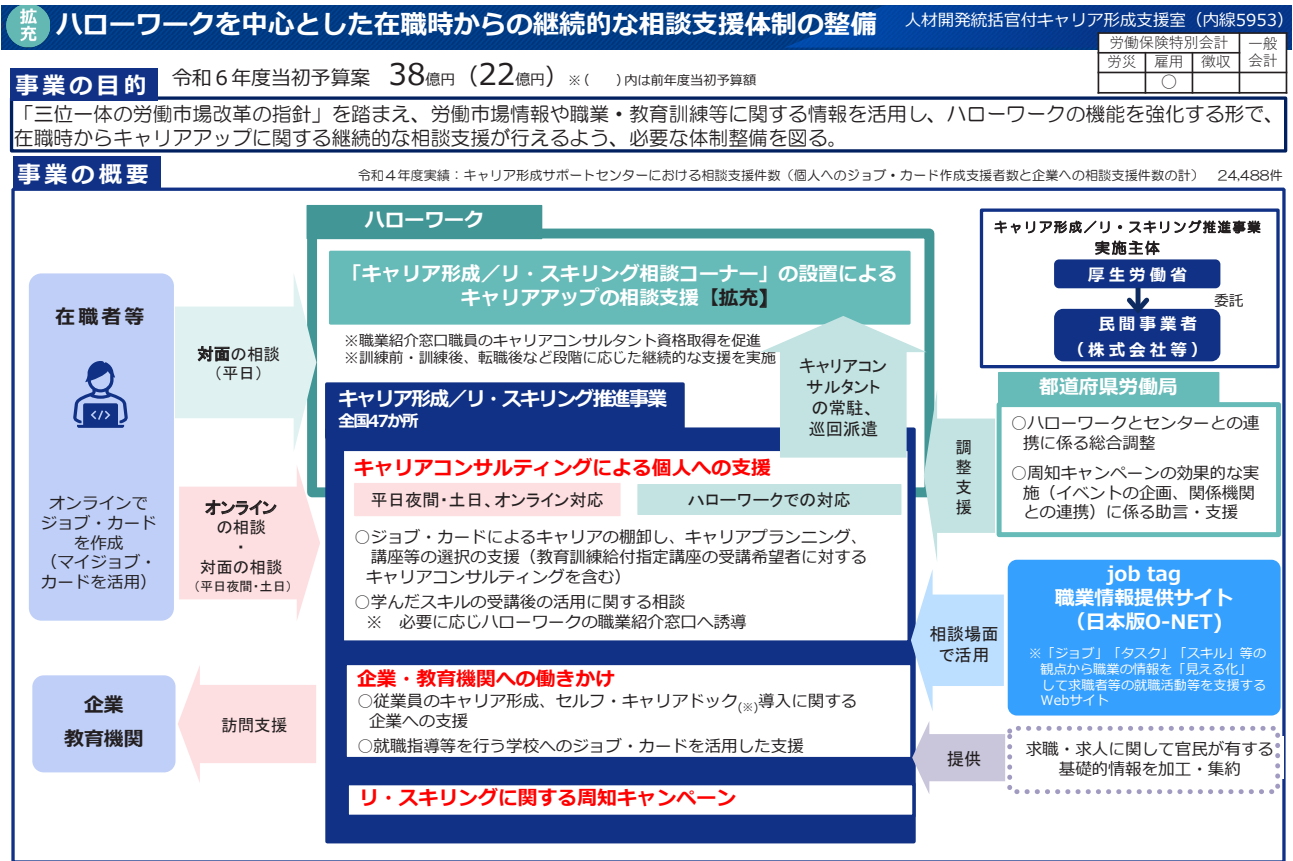
専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(令和6年度末までの暫定措置)
※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する



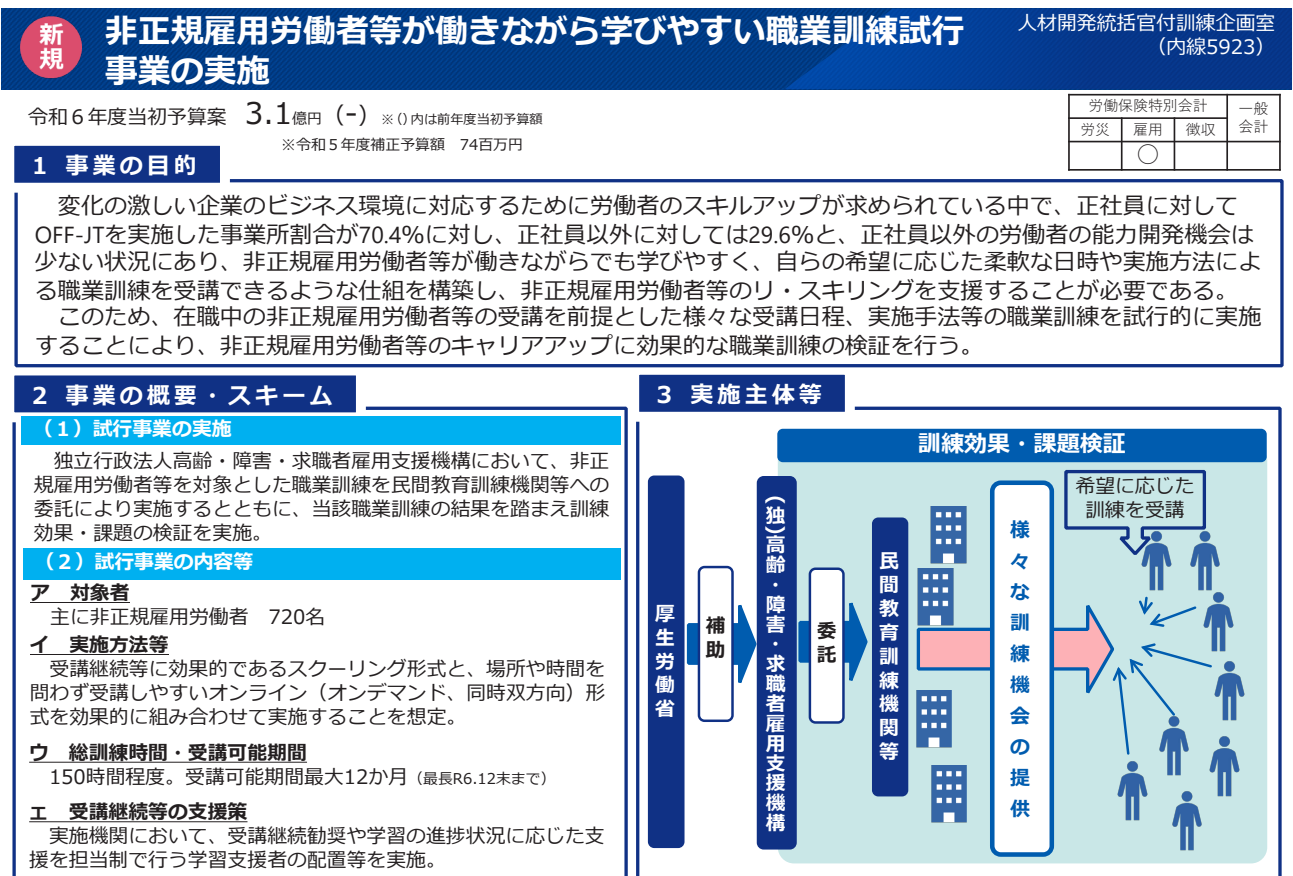
指定講座数: 2,861講座(令和5年10月1日時点)

- ①業務独占資格等の取得を訓練目標とする養成課程
例: 介護福祉士、看護師 等
- ②専修学校の職業実践専門課程等
例: 商業実務、情報処理 等
- ③専門職学位課程
例: 法科大学院、教務大学院 等
- ④大学等の職業実践力育成プログラム
例: 特別の課程(保健)、(社会科学・社会) 等
- ⑤一定レベルの情報通信技術資格取得を目標とする課程
例: シスコ技術者認定資格(CCNP) 等
- ⑥第四次産業革命スキル習得講座
例: AI、データサイエンス、セキュリティ等
- ⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

➤ 在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成／リ・スキリング推進事業等の実施



➤ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施



＞ 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成

拡充 公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上促進

令和6年度当初予算案 540億円 (546億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 制度要求

人材開発統括官付訓練企画室 (内線5926、5600)
職業安定局総務課訓練受講支援室 (内線5336、5273)

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	9/10		1/10

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④デジタル分野以外の訓練コースにおいてもDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、質的拡充を図る。

2 事業の概要

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

- (1) DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする【拡充】
(IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ)
- (2) 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1、5万円を上限に委託費等の対象とする

③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

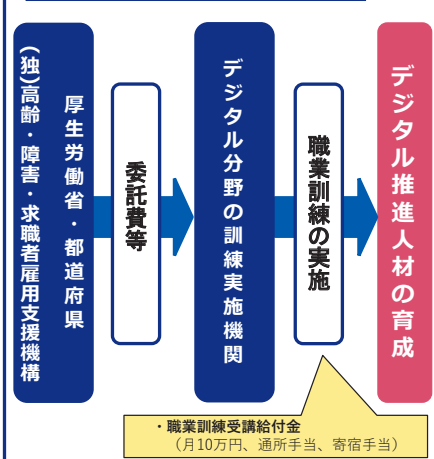
中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）の機会を拡充する【拡充】

④デジタルリテラシーの向上促進

デジタル分野以外の全ての公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の訓練コースにおいて、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、訓練の質的拡充を図る。

※①～②は令和8年度末までの期限措置

3 スキーム・実施主体等



＞ 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の実施

新規 デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業

令和6年度当初予算案 15億円 (－) ※()内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 18百万円

人材開発統括官付政策企画室 (内線5963)

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

生成AIを含むデジタル人材の育成が急務である中、以下の2つのタイプの人材はOFF-JTだけでは不十分で実務経験が必要とされている。

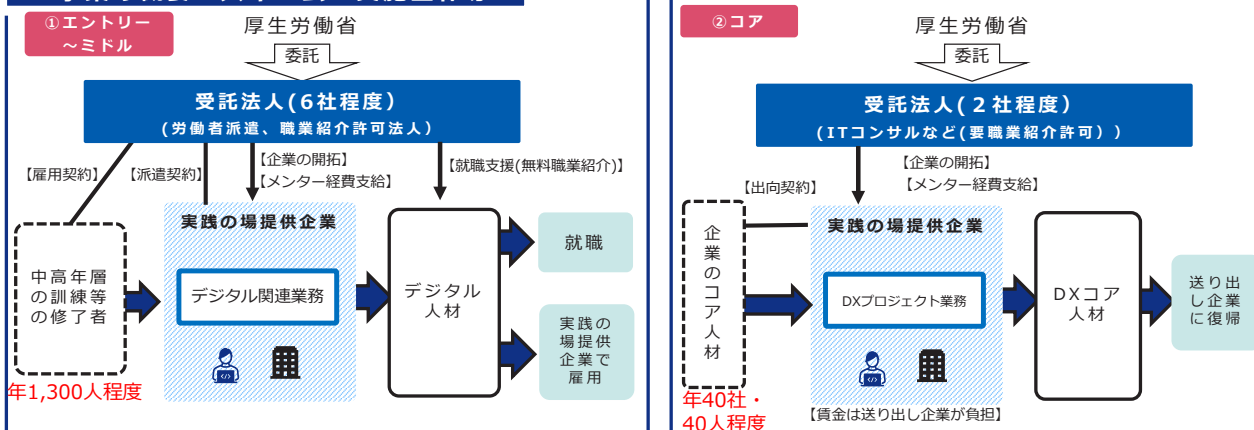
①他職種からIT人材に転職を目指す者のうち中高年齢者は、公的職業訓練等を修了し一定のスキルを得ても未経験のため就職率が低い傾向(※1)。

②IT以外の産業分野の企業のDX推進のためには、企業内に、DXを推進する人材が必要だが、こうした人材は座学講座だけでは不十分で、実践の場を通じて経験を積むことが必要(※2)。

このため、①、②のケースのための「実践の場」を創出するモデル事業を実施し、その効果・課題等を把握し、より効率的・効果的な支援の在り方を検証する。(事業実施期間：令和5年度～7年度)

※1 公共職業訓練修了後の就職率 全体20歳代68.2%、デジタル65.7%、全体35歳以上63.0%、デジタル53.5% (令和3年度 公共職業訓練(都道府県分))
※2 デジタル人材育成のため「自社のe-ラーニング」(59.3%)を実施しているものの、「取り組んでいるがDXにつながらない」(28.2%)、「推進できる人がいない」(27.4%)傾向がある。
育成が必要なDX人材は「現場でDXを企画・推進するデジタル変革人材」(65.6%)、「現場でデジタルを活用できるデジタル活用人材」(46.2%)などと考えられており、現場でのアウトプットも含めた「実践的な学び」の機会が必要(パーソルプロセス&テクノロジー株式会社「DX・デジタル人材育成トレンド調査2022」)

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



労働者の主体的なり・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等による企業における人材育成の推進

人材開発支援助成金 人材開発統括官付企業内人材開発支援室（内線5189、5251）

令和6年度当初予算案 645億円（658億円）※（ ）内は前年度当初予算額
うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスキリング支援コース 573億円（505億円）

労働保険特別会計	一般
労災	雇用 徴収 会計
	○

1 事業の目的

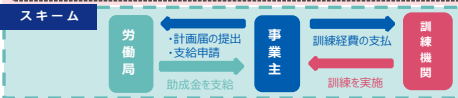
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。【令和4年度実績：26,943件（支給決定件数）】

長期教育訓練休暇制度の拡充

- 中小企業の賃金助成額の引き上げ及び柔軟化
 - ① 現行：6,000円/日・人（企業規模問わず）
⇒改正後：中小企業 8,000円/日・人 程度 *
大企業 6,000円/日・人 程度 *
 - ② 労働者が柔軟に休暇を取得できるように、時間単位の休暇を対象とする。
* 960（760）円/時・人×8時間＝約8,000（6,000）円
 - 中小企業における賃金助成支給上限日数の引き上げ
現行：150日/人（企業規模問わず）
⇒改正後：中小企業 200日/人 程度 *、大企業 150日/人 程度 *
* 200（150）日×8時間＝1,600（1,200）時間/人
- 【参考】三位一体の労働市場改革の指針（抄）
7. 多様性の尊重と格差の是正
(2) 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等
○ 中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成などの支援策の拡充を検討する。



コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外		
		OFF-JT		OJT
		経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）	正規雇用：45(30)% 非正規雇用：60% 正社員化した場合：70%	760(380)円/時・人	—
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練） 非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練）	45(30)% 60% 正社員化した場合：70%	最低6か月 20(11)万円/人 最低2か月 10(9)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円 ※制度導入助成	—	—
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル 75(60)% 成長分野 75%	960(480)円/時・人 ※国内大手院	—
	情報技術分野認定実習併用職業訓練（OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練）	60(45)%	760(380)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
	定額制訓練	60(45)%	—	—
	自発的職業能力開発訓練	45%	—	—
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度及び 所定外労働免除制度	長期休暇 20万円 ※制度導入助成 短時間勤務等 20万円 ※制度導入助成	960（760）円 /時・人 ※有給時	—
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60)%	960(480)円/時・人	—

※ 各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに経費助成率を15%加算。

スキルアップを目的とした在籍型出向の推進等

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース） 職業安定局雇用政策課労働移動支援室（内線5787、5878）

令和6年度当初予算案 87億円（93億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般
労災	雇用 徴収 会計
	○

1 事業の目的

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

2 事業の概要

○助成内容

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%（※）以上上昇させた事業主（出向元）に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

※ 賃金上昇率の5%は、消費者物価指数等の動向により変動する。

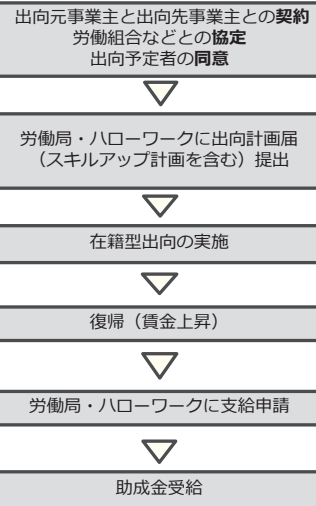
	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,490円／1人1日当たり （1事業主あたり1,000万円）	
支給対象期間	1か月～1年間	

3 想定される活用事例

- DXを目指す企業がIT企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- 自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりに関する品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

4 事業スキーム

○助成金支給までの流れ



産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）【経過措置】

職業安定局雇用政策課労働移動支援室
(内線5787、5878)

令和6年度当初予算案 67億円(89億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と当該事業再構築に必要な新たな人材(※)の円滑な受け入れを支援する。

※専門的な知識等を有する年収350万円以上の者

2 事業の概要

○対象事業主

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等
- ・事業再構築(※)に必要な新たな人材を雇入れた事業主

※事業再構築補助金(中小企業庁)の採択を受けた枠のうち、一部の枠が本助成金の対象となります。

○助成要件

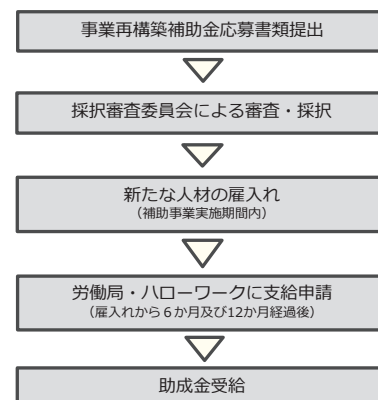
事業再構築の前後を通じて、労働者の雇用を確保した上で、当該事業再構築に必要なスキル等を保有する労働者を1人以上、常時雇用する労働者として雇入れること

○助成額

中小企業	中小企業以外
280万円 (6か月ごとに140万円×2期)	200万円 (6か月ごとに100万円×2期)

3 事業スキーム

○助成金支給までの流れ



新規

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）

職業安定局雇用政策課労働移動支援室
(内線5787、5878)

令和6年度当初予算案 9.4億円(-) ※()内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

人材確保に向けた産業政策との連携を図るため、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性を向上に資する取組等を人材の確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材(※)の円滑な受け入れを支援する。

※専門的な知識等を有する年収350万円以上の者

2 事業の概要

○対象事業主

- ・景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等
- ・生産性向上等(※)に必要な新たな人材を雇入れた事業主

※中小企業庁のものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金等の一部の枠において採択され、交付決定を受けている事業主が本助成金の対象となります。

○助成要件

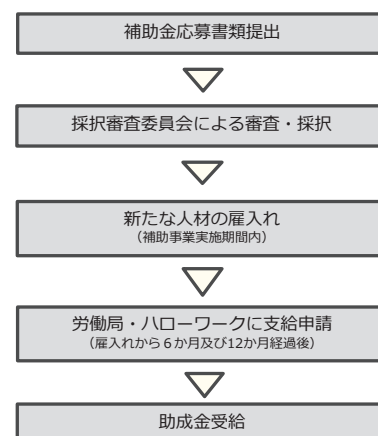
補助事業の前後を通じて、労働者の雇用を確保した上で、生産性向上等に必要なスキル等を保有する労働者を1人以上、常時雇用する労働者として雇入れること

○助成額

中小企業	中小企業以外
250万円 (6か月ごとに125万円×2期)	180万円 (6か月ごとに90万円×2期)

3 事業スキーム

○助成金支給までの流れ



○個々の企業の実態に応じた職務給の導入
 ➤職務給等に関する調査研究及び導入に向けた周知・広報

新規

職務給等に関する調査研究及び導入に向けた周知・広報

労働基準局賃金課
 (内線5414)

令和6年度当初予算案 62百万円 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

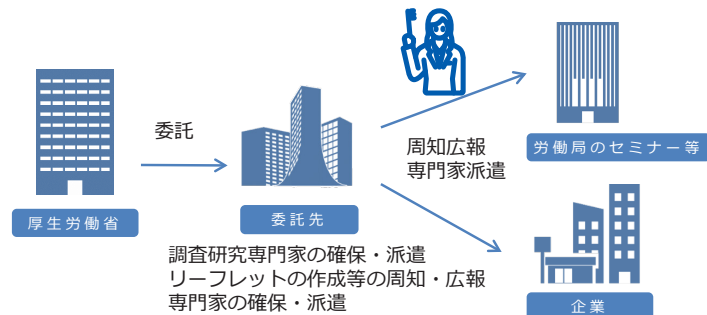
1 事業の目的

職務給については、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入については、ジョブの整理・括り方、人材の配置・育成・評価方法、ポスティング制度、リ・スキリングの方法、従業員のパフォーマンス改善計画(PIP)、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係、休暇制度等について事例を整理し、2023年内又は同年度内にとりまとめる。その際、企業の実態に合った改革が行えるよう、自由度を持ったものとする」とともに、中小・小規模企業等の導入事例も紹介する。」とされている。職務給の導入の企業への周知広報に当たっては、事例集だけではなく、個々の企業の参考となるよう、職務給を導入の際の留意点等をまとめるとともに、リーフレット等により丁寧に周知する必要がある。

民間企業の配偶者手当については、企業において労使間の話し合いを経て自主的に設定されているが、税制、社会保障制度とともに、女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、個々の企業において見直しを行う場合の留意事項等の周知を行い、労使間での話し合いを進めるよう促してきたところである。今後は、特に、中小企業や小規模企業が実際に見直しをできるよう、見直しのフローチャートを含むリーフレット等による周知を徹底する必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

職務給の導入や配偶者手当の見直しについて、民間事業者への働きかけを効果的に行うため、職務給導入の際の留意点をまとめる等の調査研究、リーフレット等による周知・広報、社会保険労務士等の専門家を労働局や民間企業が実施するセミナー等への派遣を実施する。
 調査研究、リーフレット作成、専門家の派遣等は委託事業者を通じて実施する。



○成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援

➤成長分野の業務や、一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野への労働移動の円滑化

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

職業安定局雇用開発企画課
 (内線5785)

令和6年度当初予算案 143億円 (155億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 特定求職者雇用開発助成金は、高齢者や障害者、ひとり親家庭の親、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 就職困難者について、成長分野（デジタル、グリーン）への労働移動支援を行うほか、賃上げを伴う労働移動の実現のため、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する者を雇い入れる事業主に高額助成を行う。

2 事業の概要・スキーム

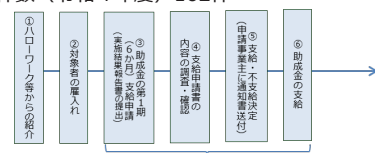
- ① 就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成（通常コース60万円～240万円の1.5倍となる90万円～360万円）を行う。
- ② 就労経験のない職業※1に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成※2を行ったうえで賃金引き上げ※3を行う事業主に対して、高額助成（通常コース60万円～240万円の1.5倍となる90万円～360万円）を行う。
 ※1 ①の成長分野以外も対象。
 ※2 50時間以上の訓練などが対象。
 ※3 雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げが必要。

3 実施主体等

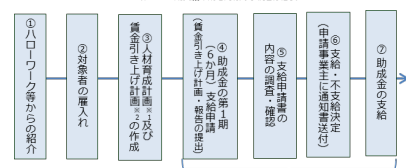
実施主体：国

事業実績：支給決定件数（令和4年度）162件

① の支給までの流れ



② の支給までの流れ



- ※1 対象者の雇入れ後、助成対象期間内に訓練を実施することが必要
 ※2 「賃金引き上げ計画」の計画期間（最大3年）終了後の「報告書」の提出をもって高額支給

副業・兼業に関する情報提供モデル事業

職業安定局雇用政策課労働移動支援室
(内線5787、5878)

令和6年度当初予算案 29百万円 (28百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

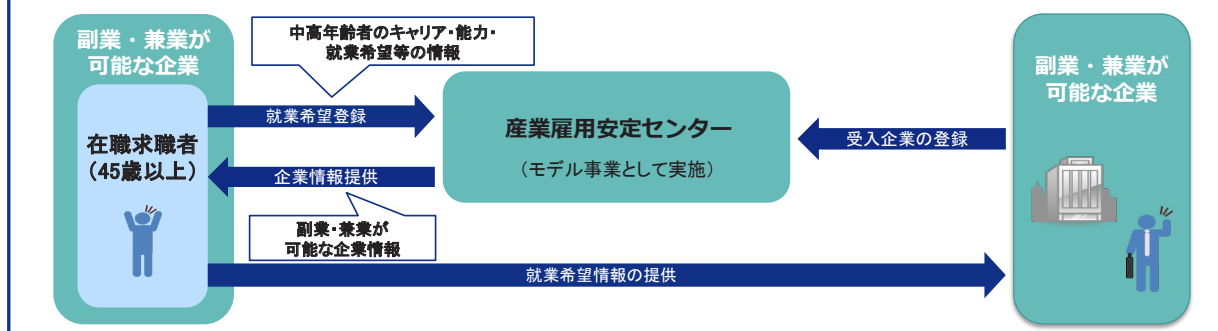
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

(公財) 産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報及びその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供することにより、副業・兼業への取組の拡大を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
- 副業・兼業が可能な企業情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
- 当該中高年齢者に対して希望に添った企業情報を提供。
- モデル事業として実施(東京、大阪及び愛知を想定)



新規 副業・兼業の事例集作成

職業安定局雇用政策課
(内線5732)

令和6年度当初予算案 19百万円 (－) ※ () 内は前年度当初予算額

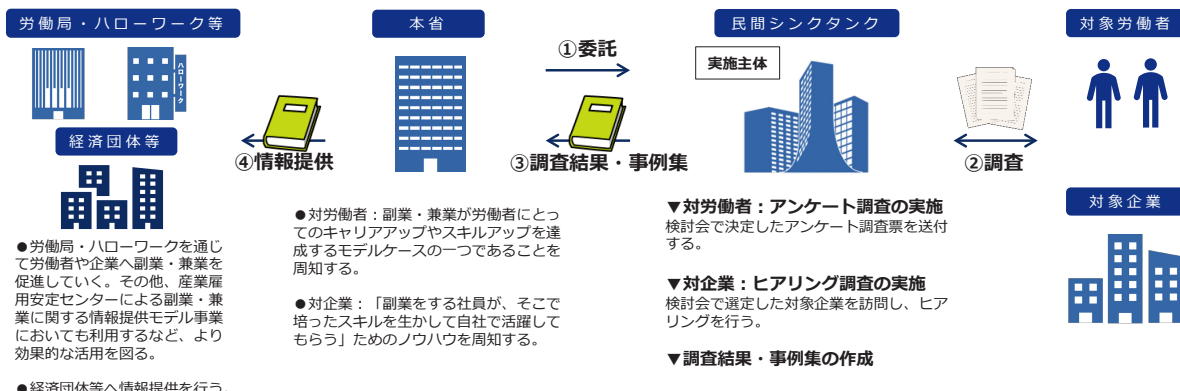
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

- 企業や労働者を取り巻く環境が変化していく中、企業は新たなビジネスモデルの確立、労働者は自身のキャリアを見据えた学び・学び直しが求められている。
- 特に、副業・兼業は、離職せずとも別の仕事に就くことが可能であり、スキルや経験を得ることで、労働者の主体的なキャリア形成に資するものであることから、副業・兼業の促進を図っていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

副業・兼業が労働者にとってのキャリアアップ・スキルアップにつながり、自社にもメリットがある事例を集めた事例集を作成し、企業には社員の副業・兼業が自社のメリットになることを周知し、また労働者に対しても副業・兼業が自身のキャリアアップ・スキルアップにつながることを周知する。



➤職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上

拡充

職業情報提供サイト（日本版O-NET）の運用等

職業安定局労働市場情報整備推進企画室
(内線5184)

令和6年度当初予算案 4.1億円 (3.4億円) ※()内は前年度当初予算額

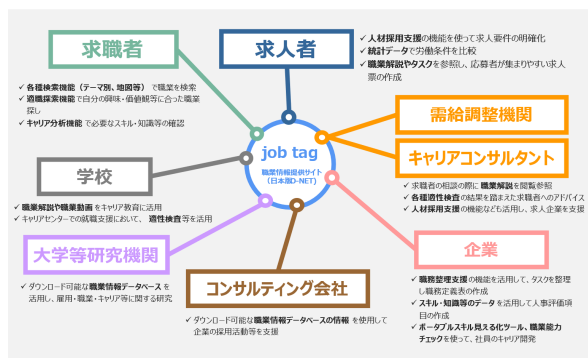
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 産業・労働市場の変化の中で、国全体の労働生産性を向上させていくためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かせるよう、人材配置のミスマッチを減らしていくことが必要。このため、企業、在職者、求職者、学生が信頼して活用できる情報インフラを整備し、「労働市場の見える化」を進めていく。
- 職業情報提供サイト（日本版O-NET）※を運用し、いつでも・手軽に・無料で職業情報を入力できる環境を整備する。

※ 愛称：job tag（じょぶたく）。「ジョブ」（職業、仕事）、「タスク」（仕事の内容を細かく分解したもの、作業）、「スキル」（仕事をするのに必要な技術・技能）等の観点から職業情報を見える化し、求職者等の就職活動や企業の採用活動を支援するWebサイト。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



令和6年度の主な拡充内容

- 求職・求人に関する官民の基礎的情報の共有に向けた改修
- タスク・スキル情報と賃金情報の充実に係る調査・改修

実施主体：委託事業（民間事業者）

事業実績：年間アクセス件数 16,248,427件（令和4年度）



仕事の性質や内容、興味・価値観、資格、賃金等、利用者の立場や志向に合わせて、さまざまな方法で職業を検索できる。

約520（R5.6.1）の職業について、職業の一般的な仕事内容・作業を動画などで紹介している。

職業別×都道府県別の賃金、求人倍率などを客観的なデータで確認することができる。

拡充

職場情報総合サイト（しょくばらば）の運用等

職業安定局労働市場情報整備推進企画室
(内線5184)

令和6年度当初予算案 1.8億円 (1.3億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 意欲ある個人が能力を最大限活かすことが出来るよう、円滑な労働移動を推進することは、持続的な賃上げにつながる好循環を生み出すカギとなるものであり、希望する労働者が主体的に安心して労働移動できるよう支援していくことが重要。
 - 企業の職場情報※を求職者、学生等に総合的・横断的に提供することにより、職業選択を支援して労働市場のマッチング機能を強化していく。また、企業が労働市場で選ばれるために雇用管理改善（働き方改革、人材育成、女性活躍等）に積極的に取り組むインセンティブを強化していく。
- ※ 採用状況に関する情報、働き方に関する情報、女性の活躍に関する情報、育児・仕事の両立に関する情報、能力開発に関する情報など

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 企業の職場情報を求職者、学生等に総合的・横断的に提供するためのウェブサイト「職場情報総合サイト（しょくばらば）」を運営。
- 既存の事業（女性活躍等）で提供している職場情報を収集等した上で、求職者、学生等に対して検索、企業間の比較を容易にする一覧化の仕組みを提供する。

実施主体：委託事業（民間事業者）
事業実績：職場情報総合サイトへの掲載企業数 90,266件（R5.5.1）

令和6年度の主な拡充内容

- 【課題】
 - 現行、「しょくばらば」へは主要3サイト※に掲載されている企業のみの掲載となる。
 - ※「若者雇用促進総合サイト」、「女性の活躍推進企業データベース」、「両立支援のひろば」
- また、掲載元サイトの情報以外に入力可能な情報が限定されている。
- 【拡充内容】
 - 主要3サイトに掲載されていない企業（＝すべての企業）も、「しょくばらば」への掲載が可能な仕組みとする。
 - 職場情報の開示に係る記載について、自由度の高い記載ができる仕組みとする。

<検索結果のイメージ（現行サイト）>

職場情報の確認
企業詳細ページから、企業の基本情報と詳細な職場情報を確認することができます。



複数の企業の比較

選択した複数の企業の職場情報を並べて比較することができます。

▼企業間比較ページ



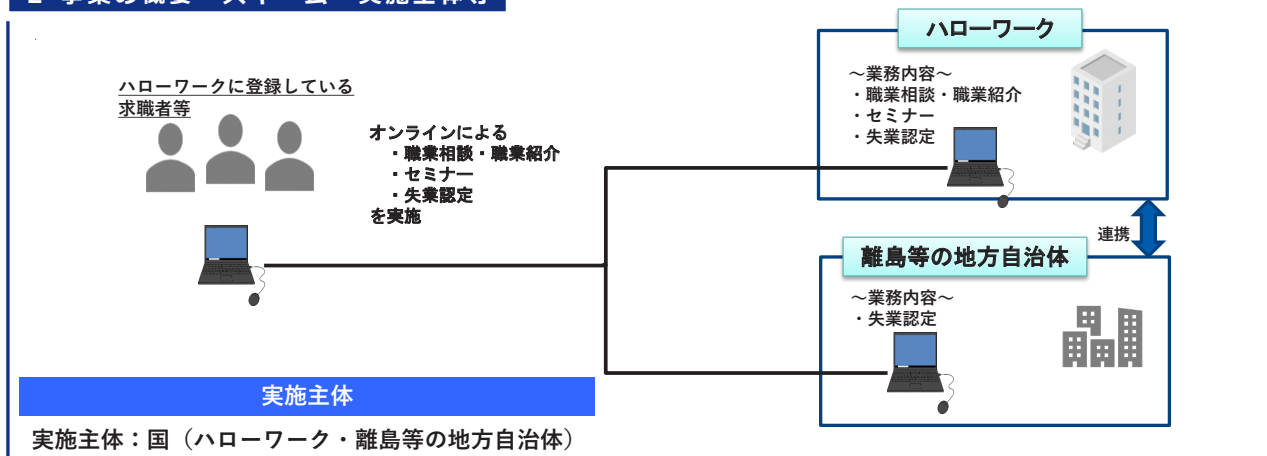
令和6年度当初予算案 34億円(－) ※()内は前年度当初予算

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、社会全体としてオンライン化・リモート化が急速に進んでおり、ハローワークにおける職業相談・紹介業務及び離島等の雇用保険の認定業務についても、ハローワークに来所しなくてもこれらのサービスの提供が受けられる機会を提供するため、Web会議サービスを活用したオンライン職業相談・職業紹介及びオンラインによるセミナー等を全国のハローワークで実施するとともに、離島等の地方自治体の施設において雇用保険のオンライン認定を実施し、求職者及び雇用保険受給者の利便性の向上を図るとともに、来所による職業相談・職業紹介の予約についても、専用サイト等から相談予約することができるよう環境を整備する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）における医療・介護分野等への就職支援の強化

人材確保対策総合推進事業（人材確保対策コーナーにおける就職支援の強化）

職業安定局総務課人材確保支援総合企画室（内線5852）

令和6年度当初予算案 48億円(44億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

※令和5年度補正予算額 68百万円

医療、介護、保育、建設、警備、運輸等(※)への支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置。(※求人倍率の高い人材不足分野)

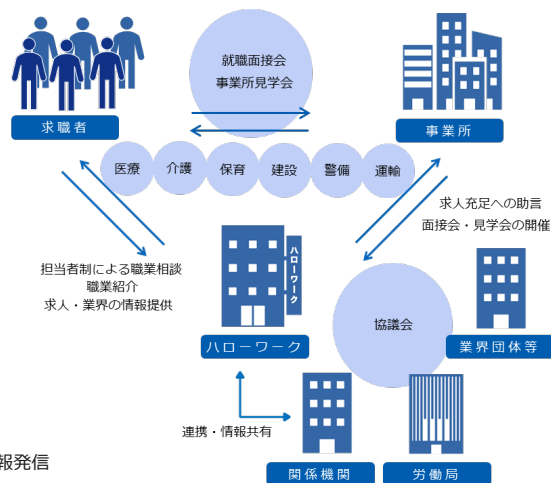
地方自治体や業界団体等と連携して、当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人充足と職場定着のための雇用管理改善等の事業所支援を強化して、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、人材確保と雇用管理改善を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充するほか、職場定着のための雇用管理改善等の支援を一貫して行う体制を整備する。

設置箇所	115か所 → 117か所
実施体制	職業相談員 185人 → 187人 就職支援ナビゲーター 251人 → 255人 就職支援コーディネーター 339人 → 343人 就職支援コーディネーター※ 12人 → 59人(労働局配置等) 雇用管理改善等コンサルタント(委嘱) 新設
支援内容	- 協議会における地域の関係機関と連携した枠組み作り - 求人者に対する支援 - 求人者への求人充足に向けた助言・指導 - 事業所見学会、就職面接会等の開催 - 職場定着のための雇用管理改善等の支援 - 求職者に対する支援 - 担当者制による職業相談・職業紹介 - 求人情報の提供、最新の業界動向、仕事の内容や魅力等の情報発信 - 関係機関、業界団体との連携による支援 - 関係機関、業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催 - ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターとの連携による巡回相談やイベントの実施



事業実績 令和4年度就職件数：78,423件

○フリーランスの就業環境の整備

➤フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発、同法の執行体制や相談体制の充実

拡
充

フリーランス・事業者間取引適正化等法の円滑な施行

雇用環境・均等局
在宅労働課フリーランス就業環境整備室
内線（4509）

令和6年度当初予算案 1.5億円（4百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

第211回国会において、フリーランス・事業者間取引適正化等法が可決成立し、令和5年5月12日に公布されたところ。
また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）では、「フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充実等に取り組む」とされている。
このため、法の周知広報、都道府県労働局における執行体制の整備等により、法の円滑な施行を図る。

2 事業の概要、実施主体等

（1）法の周知広報、実態把握の実施 ※公正取引委員会・中小企業庁においても別途予算措置

公正取引委員会及び中小企業庁と連携し、以下の（イ）・（ロ）を実施。

（イ）法の周知広報

- ・周知用リーフレット・パンフレットの作成・発送
- ・周知ポスターの作成・発送
- ・広報動画作成

（ロ）実態把握の実施【新規】

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）では、「フリーランス個人やフリーランス関係団体から問題事例を吸い上げるメカニズムを充実させるため、意見交換を行う枠組みを検討する。これらの取組から得られた情報をもとに、問題事例の多い業種には集中調査を実施する等、状況把握に努める」とされたことを踏まえ、フリーランスとの取引において問題事例の多い業種に対して集中的な調査を実施。

（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議（抄））

衆議院（七）本法の趣旨、本法に違反する事案等について、業務委託事業者、特定受託事業者及び業務委託を仲介する事業者に対し、十分に周知・広報を行うこと。

参議院（一）本法の趣旨、本法に違反する事案等について、業務委託事業者、特定受託事業者、業務委託を仲介する事業者等の当事者を含む関係者に対し、十分に周知・広報すること。

（2）都道府県労働局における執行体制の整備【新規】

法の周知広報・相談対応及び発注事業者に対する調査・助言・指導等を実施するため、フリーランス就業環境整備指導員（仮称）及びフリーランス就業環境整備相談員（仮称）を都道府県労働局に配置。

（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議（抄））

参議院（二）本法に違反する事案等を的確に把握し、それに対する指導、勧告等の措置が迅速かつ適切に執行されるよう、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の体制を十分に整備するとともに、各行政機関の一層の連携強化を図ること。

拡
充

フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

雇用環境・均等局
在宅労働課フリーランス就業環境整備室
（内線4509）

令和6年度当初予算案 67百万円（78百万円）※（）内は前年度当初予算額

※ 中小企業庁・公正取引委員会の予算措置額を含む事業総額
令和6年度当初予算案2.0億円（1.3億円）

1 事業の目的

- フリーランスとして働く方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、関係省庁と連携し、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の成立により、今後も相談窓口におけるフリーランスからの相談が増加することが見込まれることから、相談窓口の体制拡充やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行い、フリーランスとして働く方が安心して働ける環境整備を図る。

2 事業の概要・スキーム等

【事業の概要】

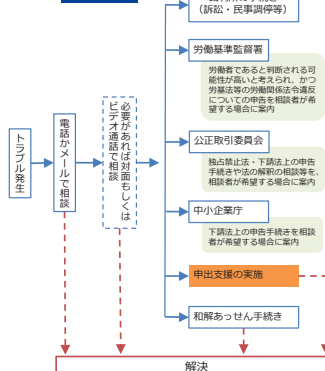
フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについてフリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）の設置、運営

- ・ 弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応
- ・ 和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法における申出支援の実施

【事業の拡充点】

- ・ 相談及び和解あっせんに対応する弁護士、事務補助員増員
- ・ 申出支援の実施【新規】

相談の流れ



フリーランス・個人事業主の方へ！
（スタイリスト・若い事務員・データ入力・フォトグラファー・エンジニアなど）

弁護士に無料相談できます！
フリーランス・トラブル110番

こんなトラブルで悩んでいませんか？

- ・ 依頼者が急に仕事をキャンセルし、代金を払わずに帰っていった。
- ・ 依頼者が仕事の進捗を遅く、納期を過ぎてしまった。
- ・ 依頼者が仕事の成果を認めず、支払いを拒否した。
- ・ 依頼者が仕事の成果を認めず、支払いを拒否した。

弁護士による和解あっせん手続きでワンストップで解決することができます！
（※弁護士が対応）（※和解あっせん）（※和解あっせん）（※和解あっせん）

3 実施主体

民間事業者等（委託事業）

4 事業実績

- ・ 令和4年度相談件数：6,884件
- ・ 和解あっせん受付件数：182件

拡充

働く人におけるメンタルヘルス対策の促進

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和6年度当初予算案

3.2億円（3.0億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般会計
労災	雇用
徴収	
○	

1事業の目的

○ 個人事業主等の安全衛生確保においては、過重労働、メンタルヘルス対策が課題となっており、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）の附帯決議においても、「労災保険特別加入者が利用できるメンタルヘルス等の相談窓口の体制を一層拡充すること」とされたところ。

○ このような状況を踏まえ、本事業においては、労働時間管理・健康管理等を行う健康管理アプリの運営を引き続き行うとともに、働く人のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」のうちの、**相談事業について、拡充する。**

2事業の概要・スキーム

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

① 働く人のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、メンタルヘルスシンポジウムの開催

② **メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置（電話・メール・SNS）**【拡充】

78（78）百万円

227（208）百万円

＜令和4年度実績＞

情報提供	相談
サイトアクセス数 893.3万件	電話 27,177件 メール 4,234件 SNS 7,808件

＜対象＞

＜実施主体＞

国（委託事業：一般社団法人、株式会社等）

健康管理アプリ

働く人個人がアプリを使用することによる労働（勤務）時間管理・健康管理（健康診断結果、ストレスチェック、疲労蓄積度）の実施、助成金や健康相談についての情報提供

14（14）百万円

令和4年度執行率：80.5%

○ 「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進
➤ 「多様な正社員」制度に係る導入支援等の実施

拡充

「多様な正社員」制度導入支援等事業

雇用環境・均等局
総務課雇用環境政策室（内線5194）

令和6年度当初予算案

54百万円（61百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般会計
労災	雇用
徴収	
	○

1事業の目的

※下線が拡充部分

「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）において「女性版骨太の方針2023に基づき、L字カーブの解消に資するよう、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて（中略）多様な正社員の普及促進」に取り組む方針が示され、労働者が多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備を進めることが重要となっている。

このため、短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度といった「多様な正社員」制度の導入拡大を図る。

また、企業が自らの雇用管理上の課題を分析・把握し、ステップを踏んで「多様な正社員」制度等を選択・導入できるよう、「課題分析ツール」の作成等を行う。

2事業の概要・スキーム、実施主体等

事業運営検討会

委託事業（民間団体）

セミナーの開催（※）

先行企業の事例収集

事例やセミナー動画をサイトで配信

課題分析ツールの作成【新規】

支援員による導入支援の実施

※令和4年度参加者数566人

アプローチ対象企業

興味・関心のある企業

導入を検討している企業

導入を希望している企業

事業主の自主的な取組を促進

多様な働き方を選択できる労働市場の形成

参考

経済財政運営と改革の基本方針2023【R5.6.16閣議決定】

第2章 新しい資本主義の加速

4. 包摂社会の実現（女性活躍）より抜粋

女性版骨太の方針2023に基づき、L字カーブの解消に資するよう、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて、プライム市場上場企業を対象とした女性役員に係る数値目標の設定やその達成を確保する仕組みの導入など女性登用の加速化、女性起業家の育成・支援等を進めるとともに、多様な正社員の普及促進や長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援等の多様で柔軟な働き方の推進、仕事と家庭の両立に向けた男性の育児休業取得の促進やベビーシッター・家事支援サービス利用の普及、男女間賃金格差の更なる開示の検討、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、非正規雇用労働者の正規化や処遇改善、女性デジタル人材の育成、地域のニーズに応じた取組の推進、就業支援や養育費の確保を含めたひとり親家庭支援など女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を強化する。

- 74 -

➤適正な労務管理下におけるテレワークの推進

拡充 テレワーク・ワンストップ・サポート事業

雇用環境・均等局在宅労働課
(内線7856)

令和6年度当初予算案 1.2億円 (1.2億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用	徴収
1/2	1/2	

1 事業の目的

- テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※下線が拡充部分

- テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

実施主体：株式会社等

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを強化

③ 全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

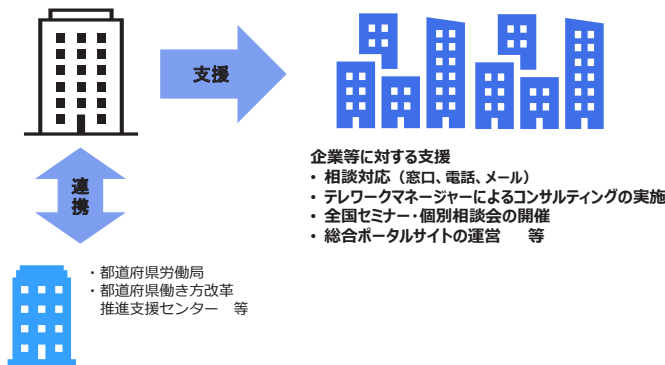
④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

※令和4年度におけるポータルサイトからの資料ダウンロード件数：20,752件

テレワーク相談センター

適正な労務管理下におけるテレワークの実施



拡充 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

雇用環境・均等局在宅労働課
(内線 7856)

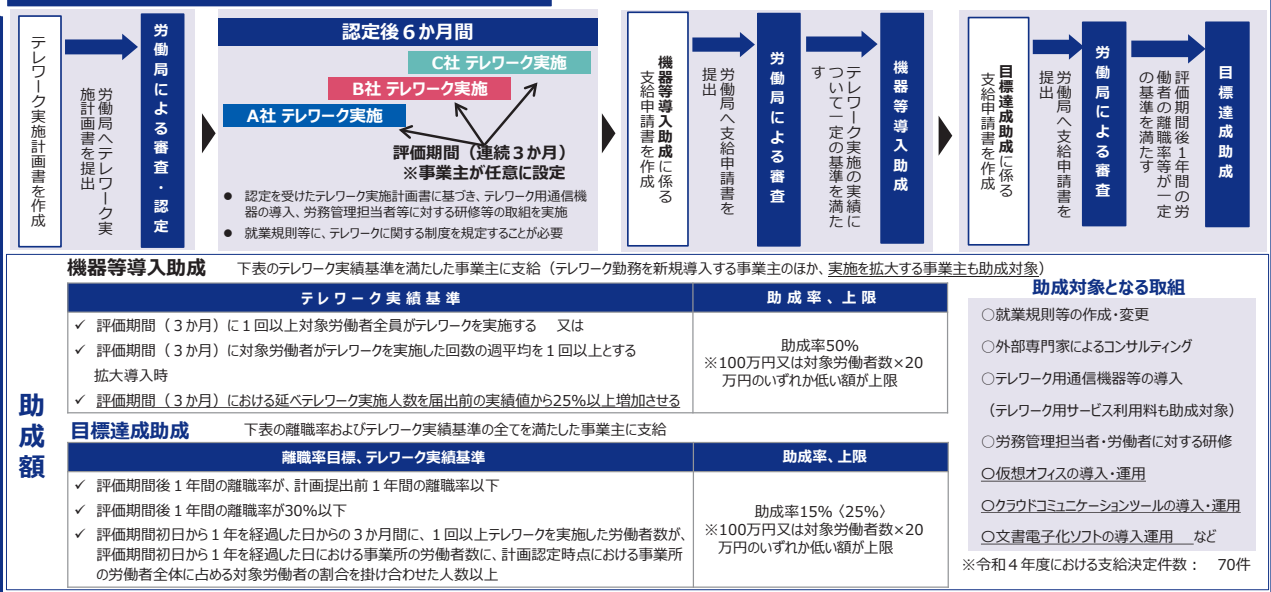
令和6年度当初予算案 2.2億円 (2.3億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症対策として、これまでにない規模でテレワークが実施されているが、ポストコロナにおいては、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着が必要。
- このため、適正な労務管理下におけるテレワークを導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主にに対し助成金を支給し、支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



➤ 勤務間インターバル制度導入促進のための支援の実施

拡充

勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

令和6年度当初予算案 1.3億円（68百万円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

勤務間インターバル制度導入促進に向けた労使に対する効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

労働時間等設定改善法が改正され、勤務間インターバルは労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その導入が事業主の努力義務とされたところ（施行日：平成31年4月1日）。

令和3年7月に閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」には、勤務間インターバル制度について、**2025年（令和7年）までに、①勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を5%未満とすること、②勤務間インターバル制度を導入している企業割合を15%以上とすることの2つの数値目標**が掲げられ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）等では、「勤務間インターバル制度の普及を図る」とされた。

以上により、上記改正労働時間等設定改善法の周知とともに、労使一体となった勤務間インターバル制度導入促進に向けた更なる取組が重要となることから、勤務間インターバル制度導入促進に向けた効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

○業種別導入マニュアルの作成、社会保険労務士等の専門家によるアウトリーチ型のコンサルティングの実施（拡充）

長時間労働が懸念され、制度の導入率や認知度が低調な業種を対象にした業種別導入マニュアルを作成する。

また、有識者検討会や社会保険労務士等の専門家によるアウトリーチ型のコンサルティングを実施し、労働時間やワークエンゲージメント等の観点からどのような効果が生じたかを継続的に把握する。

※業種別導入マニュアルの作成部数（食料品製造業種）48,000部（令和4年度）

働き方・休み方改善ポータルサイトにおいても掲載し周知

○勤務間インターバル研修講師派遣（新規）

産業医や衛生管理者等に対する研修講義において勤務間インターバル制度の内容・効果を周知し、企業における取組を波及させる。

○シンポジウムの開催

有識者の講演や導入企業の先進的な取組事例の発表により、制度の重要性や導入のメリットを周知・啓発し、併せて助成金や導入マニュアル等の導入支援策も周知する。

○インターバル制度導入支援のための動画コンテンツの作成・周知

インターバル制度の導入を希望する企業向けに、企業の先進的な取組事例や制度導入の手順、留意点などを紹介した動画コンテンツを作成し、ポータルサイトや都道府県労働局を通じて周知・啓発する。

○雑誌等を活用したインターバル制度の周知・啓発

事業主や企業の人事労務担当者向けの雑誌等を活用して、制度の周知・啓発を実施する。等



<導入マニュアル（全業種版）>

実施主体：委託事業（民間団体）

➤ 年次有給休暇の取得促進に向けた働き方等の見直し及び選択的週休3日制の普及促進のための支援等の実施

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進

令和6年度当初予算案 1.5億円（1.5億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」や「少子化社会対策大綱」等の政府目標で示された**2025年（令和7年）までに年次有給休暇取得率70%以上を達成**するため、労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

時季を捉えた年次有給休暇取得促進等に係る広報事業（委託事業（民間団体））

「過労死大綱」で示された、年次有給休暇取得促進期間及び全国の労使団体や個別企業の労使への集中的な広報のため、以下の取組を実施する。

（1）年次有給休暇の取得促進

○年次有給休暇の連続取得の促進を図る環境整備のため、

◇夏季、年末年始、ゴールデンウィーク

◇年次有給休暇取得促進期間（10月）の時季を捉えた集中的な広報を実施

○ポスター・リーフレットの作成、駅貼広告、新聞広告、インターネット広告を実施

※年次有給休暇取得促進ポスターの駅貼広告 705箇所（令和4年度）

（2）特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度等普及事業

「第4次犯罪被害者等基本計画」で周知・啓発が求められている犯罪被害者等休暇のほか「労働時間等設定改善指針」に示されている「特に配慮を必要とする労働者」に対する休暇制度として、社会的関心が高い又は政府として導入促進が求められている休暇制度（ボランティア休暇、病気休暇、犯罪被害者等休暇、裁判員休暇など）の普及促進を図るため、以下を実施する。

○特別休暇の普及に向けた検討会の開催

○特別休暇制度に係る企業の好事例を元に特別休暇導入の動機・考え方やその効果を分かりやすくまとめた事例集及びリーフレットの作成

※特別休暇制度導入事例集制作部数 47,000部（令和4年度）

○特別休暇制度の普及のためのポスター・リーフレットを作成

【年次有給休暇取得促進ポスター】

【特別休暇制度導入事例集】



令和6年度当初予算案 6.5億円（6.0億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			

1 事業の目的

ワーク・ライフ・バランスや労働者の健康保持に資する働き方を推進するため、企業の自主的な働き方・休み方の見直しに効果的な施策を行うとともに、それに向けた社会的機運の醸成を図る。

改正労働基準法による時間外労働の上限規制を踏まえた企業の適切な対応への支援

年次有給休暇、特別休暇、選択的週休3日制等の好事例の収集・提供及びコンサルティングによる休暇等の普及促進

企業への助言・指導等による働き方の見直しの支援及び大企業の働き方改革に伴う下請け等中小企業への「しわ寄せ」防止

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及事業

- 過労死大綱等を踏まえ、働き方・休み方改革の目的タイプ別の取組事例を収集するとともに、骨太の方針等で普及に取り組むこととされていることから、コンサルティングを実施するとともに、選択的週休3日制度を導入している企業の事例についても事例収集を行う。また、これらの好事例を周知するとともに、働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」（ポータルサイトに掲載）の効果的な活用を図り、労働環境改善に向けた支援を行う（委託事業（民間団体））。
 - 過労死大綱を踏まえ、ポータルサイトについて必要な改修を行い、効果的な情報発信を行う（委託事業（民間団体））。
- ※働き方・休み方改善ポータルサイトへのアクセス件数1,805,091件（令和4年度）

② 生産性が高く、仕事と生活の調和が取れた働き方の普及のためのシンポジウムを開催等

- 過労死大綱や少子化社会対策大綱を踏まえ、働き方・休み方の改善に取り組む労使の意識高揚、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ライブ配信によるシンポジウムを開催する（委託事業（民間団体））。

③ 長時間労働につながる取引環境の見直し

- 過労死大綱で掲げられている「しわ寄せ」防止総合対策推進のため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告を行う等により、社会全体の機運の醸成を図る（委託事業（民間団体））。

④ 労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

- 少子化社会対策大綱等の数値目標ならびに各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しない理由等について調査する（委託事業（民間団体））。

⑤ 労働時間等見直しガイドライン等の周知

- 労働時間等見直しガイドラインリーフレット等の作成、配布（委託事業（民間団体））。

⑥ 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置。
- 「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施。

不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業

雇用環境・均等局
雇用機会均等課（内線7905）

令和6年度当初予算案 40百万円（40百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			

1 事業の目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約4.4組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも13.9人に1人となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができず、16%（男女計（女性23%））の方が退職している。また、国会も含め社会的に、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備への関心が高まっている。このため、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、当該休暇制度等の導入・利用に取り組む事業主を支援することにより、不妊治療と仕事との両立できる職場環境の整備を推進することとする。

2 事業の概要・スキーム

I 専門家による検討委員会の開催

- ① 不妊治療と仕事との両立支援担当者を対象とした研修の企画・運営の検討
- ② 不妊治療と仕事との両立を支援する企業内制度の導入マニュアル、サポートハンドブックの見直しに向けた検討 等

II 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とした研修会の実施

不妊治療を受けやすい休暇制度や両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組む企業等の両立支援担当者等を対象に、労働者からの相談対応のノウハウや休暇制度等の利用を円滑にするためのプランの策定方法等、具体的実務に役に立つ情報提供を行う研修会（動画配信）を実施する。

III 不妊治療と仕事との両立に係る事業主、労働者等への周知啓発

不妊治療と仕事との両立に係る事業主、労働者等の理解を促進するため広報媒体を用いた周知啓発を行い、不妊治療と仕事との両立支援の取組の重要性について社会的機運の醸成を図る。

事業実績（令和4年度）：セミナーに参加して「非常に参考になった」「参考になった」と回答した企業の割合 89.8%

3 実施主体

委託事業（民間団体）

参考

第4次少子化社会対策大綱【R2.5.29閣議決定】
（不妊治療への支援より抜粋）
○不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備

不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

雇用環境・均等局
雇用機会均等課（内線7905）

令和6年度当初予算案 93百万円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般
労災	雇用
○	徴収
	会計

1 事業の目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約4.4組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも13.9人に1人（2020年）となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができずに16%（女性の場合は23%）の方が退職しており、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題となっている。
このため、不妊治療についての職場における理解を深め、不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた事業主を支援することにより、不妊治療による離職防止を図る。

2 事業の概要・スキーム

1 支給対象となる事業主

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主

2 支給要件

（1）環境整備、休暇の取得等

- ① 不妊治療と仕事との両立を支援する企業トップの方針を雇用する労働者に周知していること
- ② 不妊治療のための休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥）について、労働協約又は就業規則に規定するとともに労働者に周知していること
- ③ 不妊治療と仕事との両立のための社内ニーズの把握（調査の実施）を実施していること
- ④ 不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任していること
- ⑤ 両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療両立支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥のうちいずれか1つ以上）を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと

（2）長期休暇の加算

上記（1）の休暇取得者も含め、休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させたこと

3 支給額

（1）環境整備、休暇の取得等

上記2（1）により環境整備を図り、最初の休暇制度又は両立支援制度の利用者が合計5日（回）以上利用した場合

1事業主当たり、30万円

（2）長期休暇の加算

上記2（2）により休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

1事業主当たり、30万円（（1）の休暇取得者が20日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。）

4 支出科目

労働保険特別会計 雇用助成金から支給

支給機関

都道府県労働局

支給実績（令和4年度）：49百万円（169件）

➤ 時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等の時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援の実施

働き方改革推進支援助成金

労働基準局労働条件政策課（内線5524）

令和6年度当初予算案 71億円（68億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般
労災	雇用
○	徴収
	会計

1 事業の目的

〇実施主体：都道府県労働局 〇令和4年度支給件数 5,789件 支給額 54億円

- 〇生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 〇令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種等については、他の業種と比べ労働時間が長い実態があることも踏まえ、引き続き支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

コース名	成果目標	助成上限額※1（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	建設事業 以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②所定休日の増加	成果目標の達成状況に基づき、①～②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円※2 ②4週4休→4週8休：100万円 合計350万円
	自動車運搬の業務 以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に10時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①～②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円※2 ②11H以上：170万円※3 合計420万円
	医業に従事する医師 以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ③医師の働き方改革の推進	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円※2 ②11H以上：170万円※4 ③50万円 合計470万円
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る） 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	月80H超→月60H以下：250万円※2
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②年休の計画的付与制度の整備 ③時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：200万円※5 ②25万円 ③25万円 合計250万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に助成）	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合 上限額：1,000万円

〇助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

※1 賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に15万円～最大150万円加算（5%以上の場合は、24万円～最大240万円加算）。（常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額が倍になる。）

※2 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減幅によって以下の助成上限額となること。（※5においても同様）
月80H超→月60～80H：150万円/月60～80H→月60H以下：200万円

※3 10H～11Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額150万円

※4 9H～10Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額120万円

10～11Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額150万円

※5 月80H超→月60～80H：100万円/月60～80H→月60H以下：150万円

医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

労働基準局労働条件政策課（内線5545）

令和6年度当初予算案 9.1億円（9.3億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

都道府県医療勤務環境改善支援センターによる労務管理支援【医療労務管理支援事業】

実施主体：民間委託事業者

全国47都道府県の医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）に、社会保険労務士等労務管理の専門家（医療労務管理アドバイザー）を配置し、医師労働時間短縮計画に基づく取組や追加的健康確保措置の実施など医師の働き方改革に取り組む医療機関に対する支援を行うとともに、各種相談対応、個別訪問支援等、医療従事者の勤務環境改善に向けた医療機関の自主的な取組を支援する。



勤改センターの支援力向上【医療労務管理支援強化事業】

実施主体：民間委託事業者

医療機関に対する支援に関して高いノウハウを有する医療労務管理アドバイザー等（スーパーバイザー）を地域ごと（ブロック単位）に配置し、医療労務管理アドバイザーの支援能力向上に役立つ助言等を行うとともに、医療労務管理アドバイザー等への研修を実施することにより、勤改センター（医療労務管理支援事業）の支援力向上を図る。

（実施事項）

- ・スーパーバイザー（SV）による助言などによる支援：SVが勤改センターへ個別訪問、医療機関への同行支援を通じて助言等の支援を行う。
- ・アドバイザー向け研修の実施：医療労務管理アドバイザーに対して医療機関の支援方法に関する研修を実施。

医療機関に対する情報発信

実施主体：民間委託事業者

上限規制などの制度概要、各種支援施策、自主的改善の取組に活用できる支援ツールなど、医療機関に対して勤務環境改善に有用な情報を発信。

（実施事項）

- ・ポータルサイト（いきサボ）の運営 等



自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

労働基準局労働条件政策課（内線5389）
労働基準局監督課（内線5542）

令和6年度当初予算案 1.7億円（2.6億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- ・自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。⇒労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- ・長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。⇒荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- ・自動車運転の業務等の時間外労働の上限規制の適用猶予業種は、令和6年度から上限規制の適用が開始された。

⇒引き続き上限規制や見直し後の改善基準告示等の事業者や労働者への集中的周知、企業・国民等の更なる理解のため周知・広報。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

（1）荷主と運送事業者による取引環境改善の促進

- 自動車ポータルサイトの継続運営

（2）時間外労働上限規制等の周知・広報

- 適用猶予業種の事業者・労働者向け周知・広報
- 改善基準告示の事業者・運転者向け周知・広報
- 企業・国民向け周知広報

取引環境改善への企業の理解・社会の認識が必要

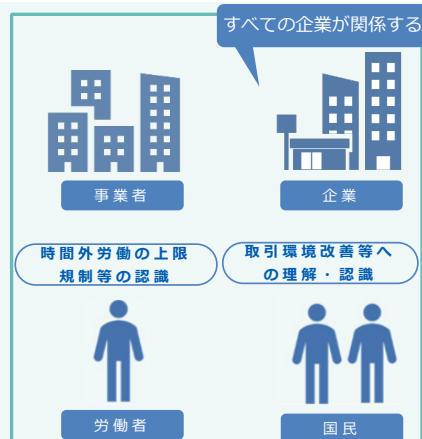
実施主体等

実施主体：民間委託事業者
事業実績（令和4年度）：自動車ポータルサイトアクセス数
396,777人

（2）周知・広報



- ・広報設計
- ・アニメーション動画作成
- ・広報の実施
- ・広報効果の測定



○ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援
 ➤相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進

拡充 総合的ハラスメント防止対策事業 雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線7843）

令和6年度当初予算案 6.7億円（6.4億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
約1/4	約3/4		

1 事業の目的

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 周知・啓発**
- ポスターの作成・配布
 - 職場のハラスメント防止対策パンフレット等（事業主向け・労働者向け）の作成・配布
 - ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
 - ツイッター、フェイスブック等を利用した広報
 - ハラスメント撲滅対策の全国集中実施（職場のハラスメント撲滅月間）
 - ・シンポジウムの開催等
 - ・月間ポスターや啓発動画の作成
 - 就活ハラスメント・カスタマーハラスメント防止に関する情報発信

実施主体

実施主体：国、都道府県労働局、委託事業（民間会社）

事業実績

ポータルサイトへの月平均アクセス数：190,223件

- 企業等への支援**
- 事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした、研修の実施
 - 業種別カスタマーハラスメントの取組支援 ※拡充内容
 - 全国の労働局による事業主向け説明会の開催

相談対応

- 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントに関するメール、SNSによる相談窓口の設置
- カスタマーハラスメントに関するメール、SNSによる相談窓口の設置
- 全国の労働局における、職場におけるハラスメントに関する相談対応

➤産業保健総合支援センターによる相談支援の充実など、中小企業等の産業保健活動に係る支援の強化や働く人のメンタルヘルス対策の一層の強化（一部再掲）

拡充 産業保健活動総合支援事業 労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和6年度当初予算案 49億円（43億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①事業者や産業医等の産業保健スタッフ等に対する研修、情報提供等、②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供、③助成金等の各種支援を行う。
- 支援内容について、メンタルヘルス対策のさらなる強化の観点から、①精神科産業医、心理職の配置を新たに行い、②両立支援コーディネーターの配置拡大とともに、令和6年4月施行の化学物質の自律管理に係る規制にあわせて相談対応等の拡充を行う。

2 事業の概要・スキーム

労働者健康安全機構



- 【拡充】団体経由産業保健活動推進助成金：355（242）百万円
助成対象範囲の拡大（事務費を追加、総事業費を基準とした助成に見直し）、助成上限額の引き上げ、助成率の引き上げ等

（全体共通）

- 情報提供・広報、連絡会議等：104（104）百万円

産業保健総合支援センター



47都道府県

- 産業保健関係者の育成：327（325）百万円
 産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修、事業者・労働者等向け啓発セミナー等

（産業保健総合支援センター、地域産業保健センター共通）

地域産業保健センター



全国約325箇所

- 【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援：4,077（3,614）百万円

メンタルヘルス対策促進員等による訪問指導（精神科産業医、心理職等による支援（拡充））、両立支援コーディネーターによる両立支援（拡充）、産業保健活動に関する相談対応（化学物質の自律管理への移行に係る相談対応（拡充）等）等

実施主体：労働者健康安全機構（補助金）
 補助率：10/10

令和4年度執行率：128.3%

令和6年度当初予算案 3.2億円 (3.0億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 個人事業主等の安全衛生確保においては、過重労働、メンタルヘルス対策が課題となっており、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）の附帯決議においても、「労災保険特別加入者が利用できるメンタルヘルス等の相談窓口の体制を一層拡充すること」とされたところ。
- このような状況を踏まえ、本事業においては、労働時間管理・健康管理等を行う健康管理アプリの運営を引き続き行うとともに、働く人のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」のうちの、**相談事業について、拡充する。**

2 事業の概要・スキーム

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ① 働く人のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、メンタルヘルスシンポジウムの開催 : 78 (78) 百万円
- ② **メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置（電話・メール・SNS）**【拡充】 : 227 (208) 百万円

<令和4年度実績>

情報提供	相談
サイトアクセス数 893.3万件	電話 27,177件 メール 4,234件 SNS 7,808件

<対象>



健康管理アプリ

働く人個人がアプリを使用することによる労働（勤務）時間管理・健康管理（健康診断結果、ストレスチェック、疲労蓄積度）の実施、助成金や健康相談についての情報提供 : 14 (14) 百万円

<実施主体>

国（委託事業：一般社団法人、株式会社等）

令和4年度執行率：80.5%

➤ 高齢労働者の労働災害防止に資する装備・設備の導入や運動指導の実施等の支援

令和6年度当初予算案 6.9億円 (6.4億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 少子・高齢化の進展に加え、高齢者雇用安定法により65歳までの高齢者雇用確保措置の義務化などにより、労働者の高齢化が一層進むものと予測される。
- 60歳以上の高齢労働者の労働災害は死傷者数、割合ともに増加傾向にある。（平成30年には全労働者に占める割合が初めて1/4を超え、令和4年は3割に迫っている）

【参考】高齢労働者の労働災害発生状況

	平成11年	令和4年
全労働者	141,055人	132,355人
60歳以上	21,054人	37,988人
割合	14.9%	28.7%

出所：労働者死傷病報告における休業4日以上の死傷者数

- **高齢労働者が安全安心に働くことができる職場環境の実現**
- 高齢労働者が安全安心に働くには、若年期からの健康づくり等が重要。また、高齢労働者のみならず、「年齢問わず」一生涯を通じて労働者が安全安心に働くことができる職場環境の実現を図るため、高齢労働者の身体機能の低下を補う装備・設備の導入や予防的観点からの労働者の身体機能向上のための健康づくり等を、中小企業等が積極的に行うことができるよう支援する。
- また、近年、高齢労働者の増加に伴って「転倒」や「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」等の労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害の増加に歯止めがかかっておらず、高齢労働者の労働災害防止対策の一層の推進が重要であり、特に転倒防止については、段差等の物理的な要因だけでなく、高齢労働者本人の身体機能の低下による影響も大きく、若年期からの健康づくり等の支援が不可欠であることから、身体機能のチェックや運動指導の実施等に係る補助を拡充する等により、事業者による労働者の転倒災害防止対策等の取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- (1) 対象事業主
労災保険加入の中小企業等の事業主
- (2) 補助対象

ア 労働者の転倒等防止対策にかかる身体機能のチェック・運動指導の実施等
・労働者の身体機能のチェック・運動指導の実施等

- イ 高齢労働者の労働災害防止対策
 - ・ア以外の転倒・墜落災害防止対策
 - ・重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策
 - ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備等
 - ・その他の高齢労働者の労働災害防止対策
- ウ 労働者の健康保持増進の取組
 - ・コーポヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組

【拡充】
令和6年度から「補助率を3/4に引き上げ」、補助対象を60歳以上の労働者を雇用する中小事業者のみならず「全ての中小事業者」に拡充する

(3) 補助率上限額

- ・補助対象ア：補助率3/4（上限100万円）
（対象は、全ての中小事業者）
- ・補助対象イ：補助率1/2（上限100万円）
（対象は、60歳以上の労働者を雇用する中小事業者）
- ・補助対象ウ：補助率3/4（上限30万円）
（対象は、全ての中小事業者）

(4) 実施主体

一般社団法人等

(5) 交付実績（令和4年度）

- ・交付件数 .. 1,285件
 - ・交付金額 .. 約5.3億円
- （（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実施）

女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業

令和6年度当初予算案 1.8億円（1.8億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

企業における女性活躍推進に関する情報や、女性活躍推進と仕事と家庭の両立に係る取組を一覧化し、公表する場を提供することにより、女性の活躍推進のための取組や、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境整備を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【女性の活躍推進企業データベース・イメージ】

URL▶▶ <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

スマホ版▶▶



企業比較が可能！

最新の数値が掲載されていて各社の比較もしやすい！

企業名	A社	B社
所在地	東京都〇〇区123	東京都〇〇区456
企業規模	101人～300人	10～100人
企業認定等	女性の活躍を進めて認定を取得している企業だ！	
採用した労働者に占める女性労働者の割合	(事務職) 40% (技術職) 30%	(事務職) 20% (技術職) 10%
労働者に占める女性労働者の割合	(事務職) 30.2% (技術職) 3.3%	(事務職) 12.2% (技術職) 1.5%
男女別の育児休業取得率	(事務職) 男性：30%、女性：95% (技術職) 男性：22%、女性：89%	(事務職) 男性：7%、女性：90% (技術職) 男性：0.5%、女性：89%
年次有給休暇の取得率	(正社員) 75%	(正社員) 50%
管理職に占める女性労働者の割合	30% (1,500人) 管理職全体 (男女計) 5,000人	
男女の賃金の差異 全労働者	80.2%	既に、男女の賃金の差異を開示している企業だ！
うち正規雇用労働者	74.4%	
うち非正規雇用労働者	102.3%	

【事業概要】

「女性の活躍推進企業データベース」の活用の促進・機能強化等

■特に、101人以上300人以下の企業がデータベース上で女性活躍推進法に基づく情報公表を行うよう、また多くの企業が男女の賃金の差異をデータベース上で公表するよう周知や登録勧奨等を行い女性活躍等に関する企業情報の見える化を推進する。

■大学・キャリアセンター等との連携や学生向けイベントの開催等により、学生等求職者が男女の賃金の差異に着目し企業選択を行うよう周知・啓発を進めるとともに、データベースの機能強化やコンテンツの充実等を図りデータベースのユーザビリティの向上を図る。

■女性の活躍推進及び仕事と育児・介護の両立支援について、他の模範となる取組を行う企業の事例を収集・取りまとめを行い、企業向けに発信する。

【事業実績】年間アクセス件数（令和4年度）

女性の活躍推進企業データベース：456,488件

【実施主体】委託事業（民間団体等）

拡充

母性健康管理等推進支援事業

令和6年度当初予算案 64百万円（55百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

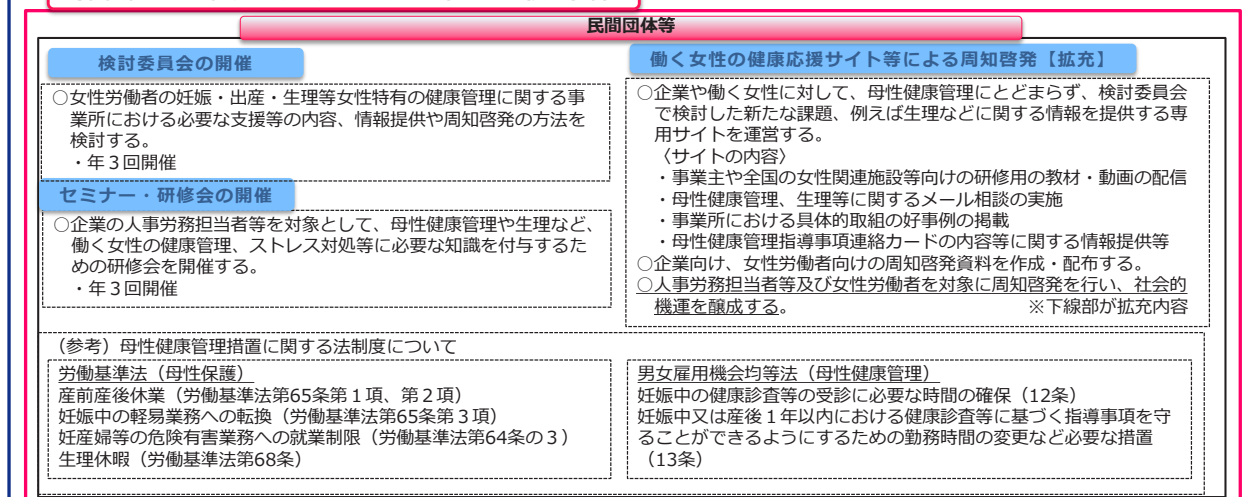
妊娠中又は出産後も働き続ける女性が増加している中、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置が事業所内で適切に実施されることが必要であり、母性健康管理措置について、事業主及び労働者に対して継続的な周知が必要である。

また、女性の活躍推進を図るためには、妊娠中又は出産後の女性労働者に限定することなく、女性全体が健康で働き続けられるよう支援が必要であり、生理等の女性労働者に特有の健康管理に係る諸問題についても、事業主や女性労働者等の理解を深めていくことが重要である。「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」においても、働く女性の妊娠・出産等、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職を防ぐ支援を求められている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

母性健康管理等に関する周知啓発及び専用サイトの運営（委託事業）

【事業実績】サイトへのアクセス件数：5,767,756件（令和4年度）



○仕事と育児・介護の両立支援
 ➤仕事と育児・介護の両立支援のため、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等も含めた支援の拡充

拡充 両立支援等助成金

雇用環境・均等局職業生活両立課 (内線7929)

令和6年度当初予算案 181億円 (100億円) ※()内は前年度当初予算額 令和4年度支給実績: 出生時両立支援コース 7,886件
 育児休業等支援コース 10,642件 労働保険特別会計 一般会計
 介護離職防止支援コース 988件 労災 雇用 徴収

1 事業の目的

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

コース名/コース内容		支給額 (休業取得/制度利用者 1人当たり)	加算措置/加算額
育児休業	出生時両立支援コース 41.5億円 (55.4億円) 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育児開始	①第1種 (男性の育児休業取得) 1人目 20万円 対象労働者が子の出生後8週以内に育児開始 2~3人目 10万円 ②第2種 (男性育児取得率の向上等) 1年以内達成: 60万円 第1種受給年度と比較し男性育児取得率 (%) が30ポイント以上上昇した場合等 2年以内達成: 40万円 3年以内達成: 20万円	出生時両立支援コース> ①第1種 1人目で雇用環境整備措置を4つ全て実施した場合 10万円加算 ②第2種 第1種受給時にプラチナくるみ認定事業主であった場合 15万円加算 <育休中等業務代替支援コース> プラチナくるみ認定事業主は、①③を以下の通り割増。 ①育児休業中の手当支給 業務代替手当の支給額を4/5に割増 ③育児休業中の新規雇用 代替期間に応じた支給額を割増 最大82.5万円 ・最短: 7日以上: 11万円 ・最長: 6か月以上: 82.5万円 育児取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合 ①~③に10万円加算 (1か月以上の場合のみ) <各コース共通> 育児休業等に関する情報公表加算 申請前の直近年度に係る下記①~③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円加算 対象の情報: ①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育児取得日数 ※出生時両立支援コース (第2種) 以外が対象。各コースごと1回限り。
	育児休業等支援コース 40.2億円 (38.7億円) 育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育休取得・復帰	①育休取得時 30万円 プランに基づき3か月以上の休業取得 ※無期雇用者、有期雇用労働者各1人限り ②職場復帰時 30万円 育休から復帰後、継続雇用	
	育休中等業務代替支援コース (仮称) 87.8億円 (新規) 育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用 (派遣受入含む) を実施	①育児休業中の手当支給 最大125万円 ・業務体制整備経費: 5万円 (育休1月未満: 2万円) ・業務代替手当: 支給額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで ②育短勤務中の手当支給 最大110万円 ・業務体制整備経費: 2万円 ・業務代替手当: 支給額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで ③育児休業中の新規雇用 最大67.5万円 代替期間に応じた以下の額を支給 ・最短: 7日以上: 9万円 ・最長: 6か月以上: 67.5万円 ※①~③合計で1年度10人まで、初回から5年間	
	新規 選べる働き方制度支援コース (仮称) 3.7億円 (新規) 育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン (仮称)」により制度利用者を支援	制度2つ導入し、対象者が制度利用 20万円 制度3つ以上導入し、対象者が制度利用 25万円 ※1年度5人まで	
育児期の働き方	介護離職防止支援コース 5.1億円 (2.9億円) 「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援	介護休業 ①休業取得時 30万円 ②職場復帰時 30万円 ※休業、両立支援制度それぞれで1年度5人まで 介護両立支援制度 30万円	個別周知・環境整備加算 休業①/両立支援制度に15万円加算 対象労働者への個別周知・雇用環境整備の実施 業務代替支援加算 休業②に新規雇用20万円加算 休業取得者の業務代替体制の整備 手当支給等5万円加算

拡充 中小企業育児・介護休業等推進支援等事業

雇用環境・均等局職業生活両立課 (内線7863)

令和6年度当初予算案 3.4億円 (3.0億円) ※()内は前年度当初予算額 労働保険特別会計 一般会計
 労災 雇用 徴収

1 事業の目的

「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)を受けた、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の次期改正を見据え、子育て期の労働者及び主たる介護の担い手である働き盛り世代の離職防止の観点から、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施するほか、措置導入・運用のマニュアル等を作成することにより、制度の周知・理解促進を図る。また、介護に直面する前の制度の周知や正しい知識の付与が重要であることから、介護休業制度等の周知事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

<事業主・労働者支援> ※下線部が拡充部分

(1) 中小企業育児・介護休業等推進支援事業

○中小企業で働く労働者の育児休業・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰による継続就労、仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入を支援するほか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を推進するため、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。(支援担当者85人→95人)
 ○改正育児・介護休業法に基づく雇用環境整備や個別周知・意向確認等について好事例の提供、各社の課題等を踏まえた効果的な手法の提案、個別労働者の育休復帰支援プラン等の取組を支援する。

<介護等に直面していない労働者を含めた支援>

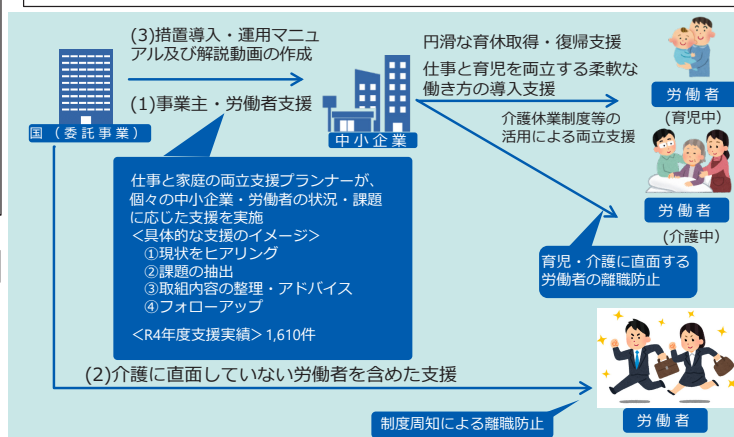
(2) 従業員の介護離職防止のための介護休業制度等周知事業

介護休業制度等特設サイトを受け皿としてインターネット広告等の実施や動画作成、リーフレット配付等により、労働者等に介護休業制度や育児休業制度を予め広く周知し、介護に直面した際の離職を防止するとともに、仕事と育児、介護を両立しやすい職場環境づくりを促進する。

実施主体 民間事業者等 (委託事業)

(3) 中小企業育児・介護両立基盤整備事業 (新規)

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法への対応や柔軟な働き方に取り組む中小企業に対し、職場環境の基盤整備を支援するため、措置導入・運用のマニュアル等を策定するほか、企業が閲覧できるマニュアル解説動画を作成することで、制度の周知・理解促進を図る。



各当事者に働き掛けることで効果的に育休取得・仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入支援の促進、介護離職防止等に取り組む

男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）

雇用環境・均等局職業生活両立課
(内線7859)

令和6年度当初予算案 1.3億円 (1.3億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般
労災	雇用
	徴収
	○

1 事業の目的

■「イクメンプロジェクト」とは、積極的に育児をする男性「イクメン」及び「イクメン企業」を周知・広報・支援するプロジェクト（H22年度から実施）

■令和6年度においては、改正育児・介護休業法に沿った企業の取組を促進するセミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、企業の採用に密接に関連する大学生等の若年者層の育児休業等に関する意識調査を実施（新規）し、令和5年4月から一部企業に義務付けられた育休取得率の公表と関連付け、企業の取組を促していくことで男性の育休取得促進を強力に推進する。

数値目標

★ 男性の育児休業取得率：現状 13.97%(令和3年) → 目標 50%※ (令和7年)

※「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において、令和7年目標を30%から50%に引き上げ、令和12年目標を85%とする旨示されている。

★ 第1子出産前後の女性の継続就業率：現状 69.5%(令和3年) → 目標 70% (令和7年)

育休が、家庭を変える。社会が動く。

育MEN
イクメンプロジェクト

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○若年層の育児休業取得に対する意識調査の実施（新規）

・大学生等の若年者層を対象に育児休業等に関する意識調査を実施し、調査結果を効果的に活用することで社会的機運を高めるとともに、企業における円滑な人材獲得を支援する

○企業向けシンポジウムの開催（新規）

・男性の育児休業取得促進に積極的に取り組んでいる企業経営者や管理職（イクボス）のパネルディスカッション等を実施し、好事例を周知・啓発することで企業での育休取得促進の取組を支援

○経営層・企業（管理職）向けセミナー・若年層セミナーの実施（企業版両親学級を含む）

・企業の取組を促進する経営層・企業（管理職）向け、今後育児を担う若年層向けセミナーを実施

・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに研修動画や資料等の充実を図る

○普及啓発資料の作成

・男性の育児休業の取得促進に向け、周知資料の母子健康手帳との同時配付や周知・啓発動画の配信等により、子どもが産まれる予定の全プレバ・プレママに周知を徹底

○公式サイト運用

・改正育児法の周知やイクボス宣言・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとして運用

＜R4年度実績＞イクメンプロジェクト公式サイトアクセス件数 約110万件

イクメンプロジェクト
委員会

国（委託事業）

情報・ノウハウの提供・機運の醸成

情報発信

企業

労働者

実施主体
民間事業者等（委託事業）

拡充 マザーズハローワーク事業

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5779）

令和6年度当初予算案 42億円 (40億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般
労災	雇用
	徴収
	○

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。

子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充

設置箇所	マザーズハローワーク マザーズコーナー	21か所 → 23か所 185か所 → 183か所	支援内容
実施体制	職業相談員 就職支援ナビゲーター 求人者支援員	239人 → 239人 321人 → 325人 31人 → 33人	
事業実績	令和4年度重点支援対象者 就職件数 61,381件		

マザーズハローワークへの誘導

就職支援メニューの提供

就職

・SNS・HPによる
情報発信

・職業相談
(担当者制・予約制)
オンライン職業相談

・職業紹介
オンライン職業紹介

・オンライン求人情報提供

・仕事と子育てが両立しやすい
求人情報の収集・開拓

・保育情報や子育て支援
サービス情報の提供

・セミナー（面接対策等）
パソコン講習
オンラインセミナー・面接会

・キッズコーナー等の整備

・アウトリーチ型支援の
実施（出張相談・出張セミナー）

- 85 -

○多様な人材の就労・社会参加の促進

➢高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

シルバー人材センター等補助金

(高齢者就業機会確保等事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業)

職業安定局高齢者雇用対策課
(内線5822)

令和6年度当初予算案 141億円 (141億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 6.4億円

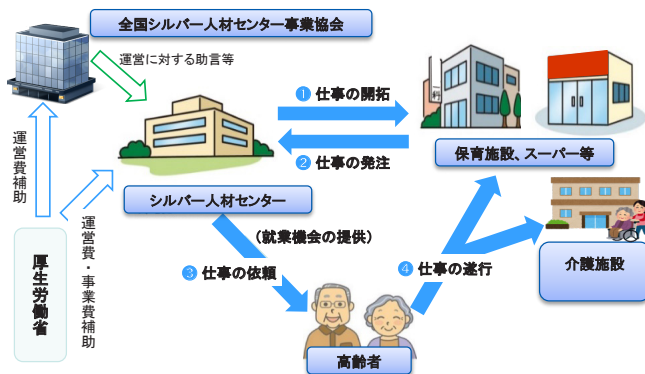
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	1/2		1/2

1 事業の目的

- ・高齢退職者に対して臨時的、短期的又は軽易な業務に係る就業機会を確保・提供することにより、高齢退職者の能力の積極的な活用を図り、福祉の増進に資することを目的とするシルバー人材センター連合等への運営費を補助する。
- ・シルバー人材センターによるサービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するため、その事業費を補助する。
- ・また、介護の専門的な知識・経験が必要ない介護補助業務等を切り出すとともに、シルバー人材センターを利用したことがない介護施設にシルバー人材センターを1カ月無償で活用してもらうことによって、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進する。
- ・その他、全国シルバー人材センター事業協会への運営費を補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○事業のイメージ



○実施主体

シルバー人材センター連合、全国シルバー人材センター事業協会

○シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り など

○補助率

運営に係る経費の1/2の範囲内で補助

○事業実績

就業延人員数：63,159,063人日(令和4年度)

高齢者活躍人材確保育成事業

職業安定局高齢者雇用対策課
(内線5826)

令和6年度当初予算案 15億円 (13億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

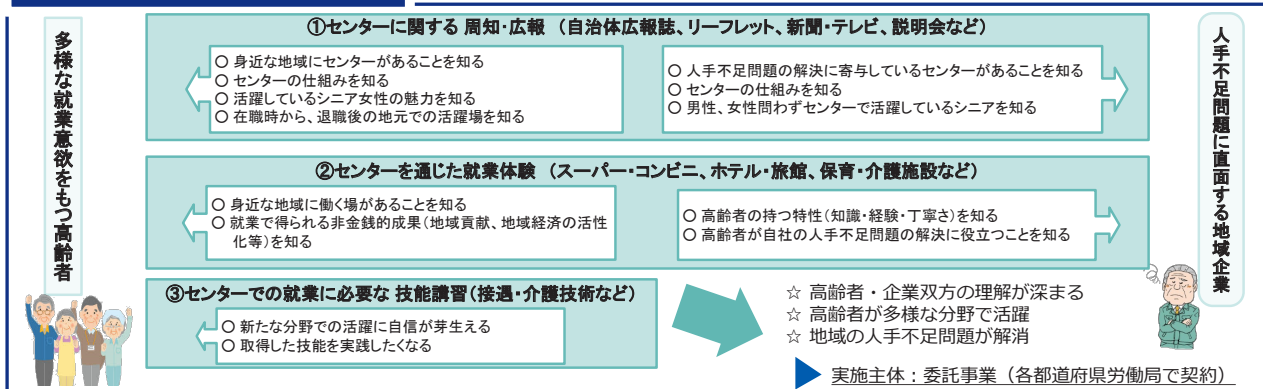
1 事業の目的

- 労働力人口の減少等により、サービス業等での人手不足や、育児・介護等の現役世代の活躍を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題。
- 高齢者の中には、退職後の就業に意欲的な者がいる一方で、経済的理由により働く必要がない等の理由から、必ずしも就業に意欲的でない者も多くみられる。また、地域の企業の中には、未だ高齢者の活用に積極的でない、又は興味はあるがどのように活用していいかわからない企業も存在する。
- そのため、本事業により、シルバー人材センター（以下、センターという）の新規会員の増加等を通じ、高齢者の就業を推進していく。

2 事業の概要

- 以下の取組により、センターの新規会員獲得や新たにセンターを活用する企業の増加を目指す。
 - ①高齢者・企業に対するセンターの周知・広報の実施
 - ②高齢者・企業がセンターへの理解を深めるため、就業体験の実施
 - ③センターでの就業に必要な技能講習の実施
- また、既にセンターの会員であるが新たな分野で活躍を希望している会員等に対して、就業体験や技能講習を実施することにより、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指す。
- 実績：令和4年度新規入会者数 14,954人

3 事業スキーム・実施主体等



「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチングの強化

職業安定局障害者雇用対策課
(内線5301)

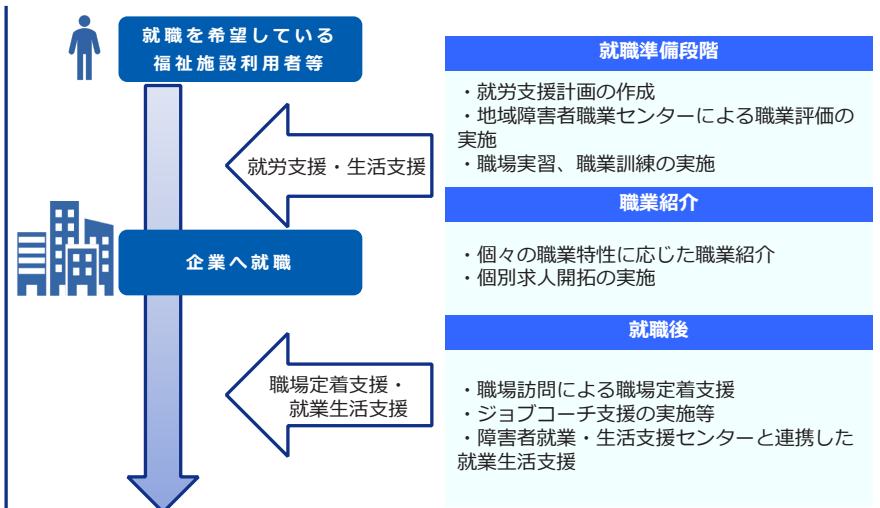
令和6年度当初予算案 17億円 (17億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

・福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設の職員、その他の就職支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

主査：ハローワーク職員

- ・専門援助部門が担当
- ・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査：福祉施設等職員

- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 就労移行支援事業所
- 職業能力開発校
- 特別支援学校 等

その他の就労支援者

- ジョブコーチ
- 相談支援事業所
- 福祉事務所
- 発達障害者支援センター
- 難病相談・支援センター
- 医療機関 等

4 事業実績

障害者向けチーム支援事業による障害者の就職率：55.9%（令和4年度）

障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等

職業安定局障害者雇用対策課
(内線5301、5854)

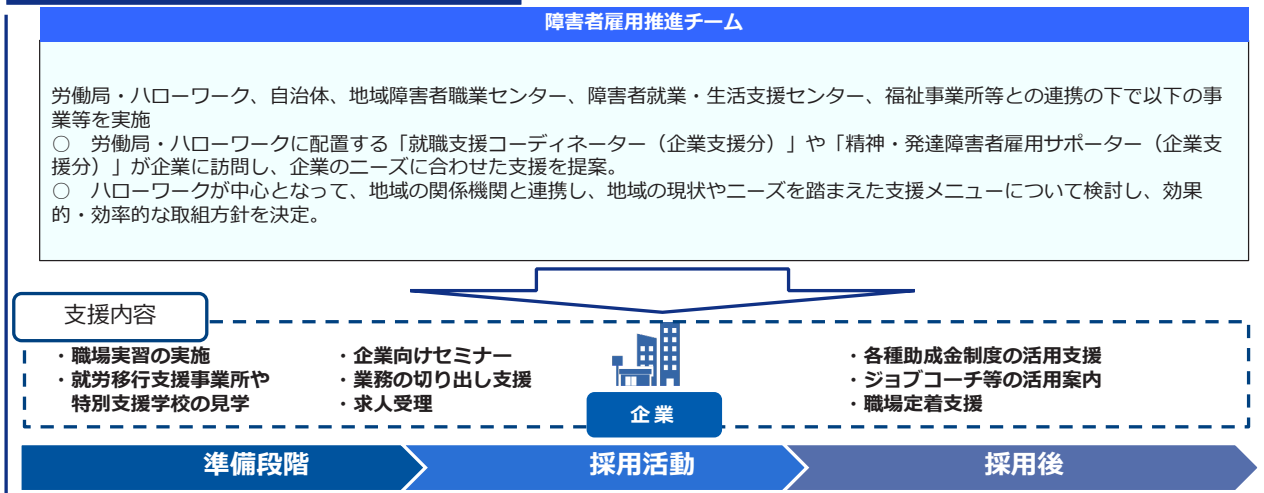
令和6年度当初予算案 10億円 (10億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

・障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、求人ニーズに適した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



3 事業実績

○ 企業向けチーム支援事業の対象事業中、新たに障害者を雇用した企業の割合：43%（令和4年度）

精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援 (精神・発達障害者雇用サポーター)

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室 (内線5854)

令和6年度当初予算案 19億円 (19億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

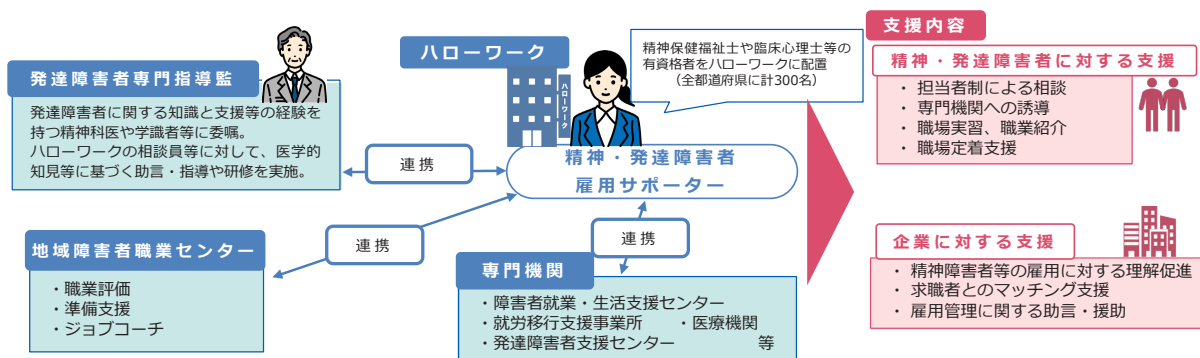
1 事業の目的

- きめ細やかな支援を要する精神障害及び発達障害のある求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
- ハローワークに精神・発達障害者等の専門知識や支援経験を有する者を配置し、障害特性に応じた専門的な就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

求職者に対する職業相談・紹介を実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。

- 令和6年度からは、新たに「精神・発達障害者雇用サポーター」を設置する。



3 事業実績

- ・精神障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階 (①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん) へ移行した者の割合 83.0%
- ・発達障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階 (①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん) へ移行した者の割合 83.3% (令和4年度)

難病相談支援センターと連携した就労支援の強化

職業安定局障害者雇用対策課 (内線5860)

令和6年度当初予算案 3.3億円 (2.2億円) ※ () 内は前年度当初予算額

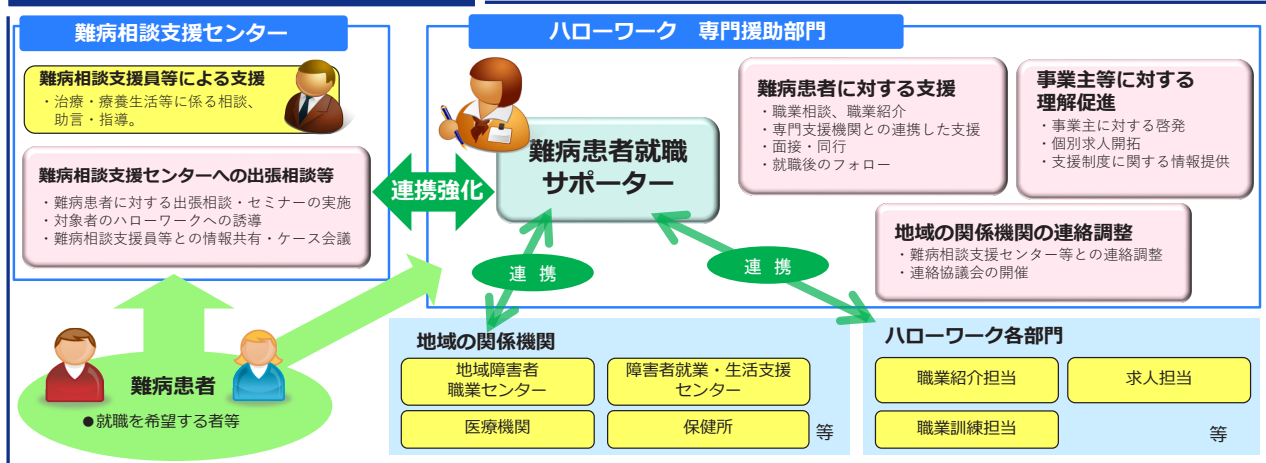
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	1/2		1/2

1 事業の目的

- ハローワークに「難病患者就職サポーター」(※)を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施。

- ※ 配置数 : 全国51人
配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
採用要件 : 医療・社会福祉等の資格保有者又は実務経験者、キャリアコンサルタント・産業カウンセラー資格保有者等、難病患者の相談に関する業務経験1年以上等
事業実績 : 難病患者就職サポーターによる就職率62.5% (令和4年度実績)

2 事業の概要、実施主体等



障害者雇用相談援助事業の適正な実施等

職業安定局障害者雇用対策課
(内線5301)

令和6年度当初予算案 3.0億円 (2.8億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	49/50		1/50

1 事業の目的

- 今後、法定雇用率の段階的な引上げと除外率の引下げが予定されている中で、企業に対する支援の強化が求められている。
- このため、特に障害者雇用に関するノウハウを十分に有しない中小企業等を中心に、雇入れから雇用管理、職場定着までの一体的な伴走型支援を実施し、着実な雇入れを実現するために「障害者雇用相談援助助成金」(仮称)が創設される。本助成金を活用した障害者雇用相談援助事業における相談援助等の質を担保する等適切な事業運営を図る必要がある。
- また、地域の就労支援機関等関係機関のネットワークの構築、連携強化、相互理解を図ることを通じて、引き続き、企業における一般就労の実現を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の概要

- ・ 就職支援コーディネーター(地域連携推進分)を配置し(52名)、以下の業務を実施する。
- ①「障害者雇用相談援助助成金」(仮称)の活用対象となる「雇用管理に関する援助を実施する事業者」の認定、雇用管理に関する援助を行う事業者への助言・相談、助成金活用企業に対する助言・指導、実態調査対応業務等
- ②都道府県労働局・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関や関係機関とのネットワークを構築し、連携強化を図るため、地域連携推進協議会の開催、地域資源の情報管理等
- ③職場実習受入事業所・就労支援機関等との連絡調整、就労支援セミナー・事業所見学会の実施に係る調整等

【障害者雇用相談援助事業の運営】



実施主体(その他の事業含む)

都道府県労働局・ハローワーク

事業実績

- ◆ ハローワークにおける障害者の就職件数: 102,537件(令和4年度)

就職活動に困難な課題を抱える障害のある学生等への就職支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室(内線5854)

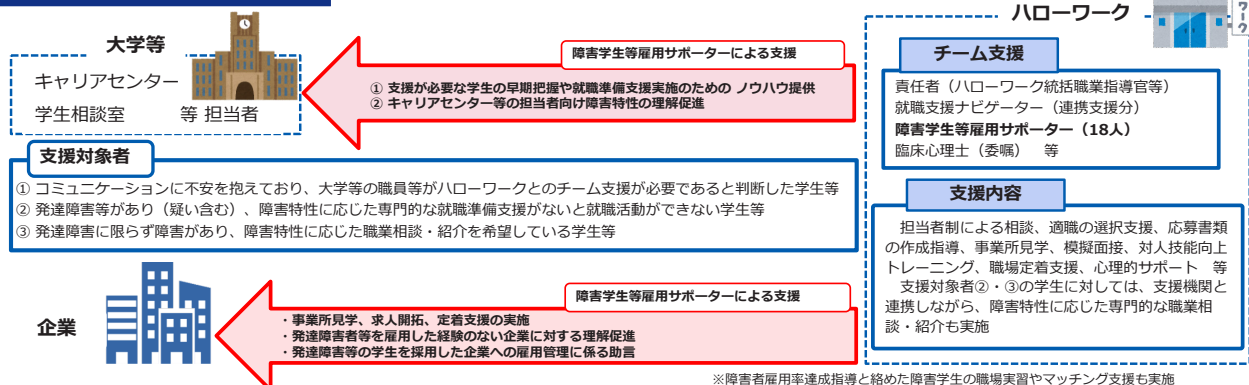
令和6年度当初予算案 1.2億円 (1.2億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	1/2		1/2

1 事業の目的

発達障害等のために専門的な支援がない就職活動自体が困難な学生や、発達障害に限らず障害があり、障害特性に応じた就職支援を必要としている学生等への支援の実施のために、大学等と連携して支援が必要な学生等の早期把握を図るとともに、当該学生等に対する就職準備から就職・職場定着までの一貫したチーム支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 就職活動に当たって課題を抱える学生等に対して、就職支援ナビゲーターが中心となって関係者がチームで支援を実施。なお、障害があり障害特性に応じた専門的な支援が必要な学生等には障害学生等雇用サポーターによる個別支援を実施。
- 就職準備から就職支援、職場定着支援までのトータル支援を実施。
- ◆ 事業実績: 雇用トータルサポーター(大学等支援分)の支援を終了した学生等のうち、就職した者の割合68.9%(令和4年度)
- ◆ 令和6年度からは、新たに「障害学生等雇用サポーター」を設置する。

➤障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進

障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5832）

令和6年度当初予算案 85億円 (81億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
- 更に、全国の障害者保健福祉圏ごとに設置しているセンターは、各地域における中核的な就労支援機関として位置づけられており、個々の障害者のニーズに応じた相談・支援に加えて、地域の支援機関のネットワークの拠点としての役割を担う。

2 事業の概要等

＜就業面の支援＞

- ・就職に向けた準備支援
(職業準備訓練、職場実習のあっせん)
- ・障害者の特性、能力に合った職務の選定
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての
事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・関係機関との連絡調整

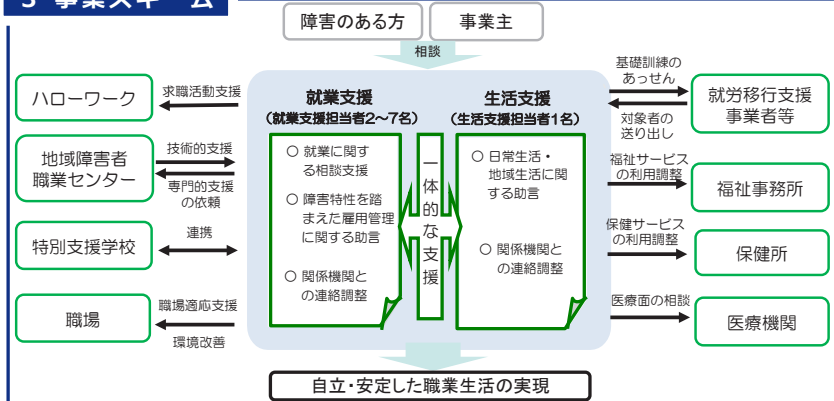
＜生活面の支援＞

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

【实施主体】

都道府県知事がセンターとして指定した法人
(一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人)

3 事業スキーム



4 事業実績（令和4年度）

支援対象障害者数：218,382人

相談・支援件数： 支援対象障害者 1,305,329件 事業所 472,945件

就職件数（一般事業所）：15,829件 就職率：77.0% 定着率（1年）：81.0%

➤外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

外国人求職者等への就職支援

職業安定局外国人雇用対策課（内線5773）

令和6年度当初予算案 14億円 (11億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	7/10		3/10

1 事業の目的

我が国で活躍する外国人の安定的な就職の促進を図るため、我が国での就職を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人のほか、身分に基づく在留資格の外国人に対する全国的ネットワークによる就職支援を実施する。

【拡充】特に外国人留学生については、教育未来創造会議における第二次提言を踏まえ、就職支援強化のため体制拡充を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- **日本での就職を希望する外国人留学生及び専門的・技術的分野の外国人材に対する支援**
→**外国人雇用サービスセンター**を、留学生や専門的・技術的分野の外国人の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、**専門的かつきめ細やかな就職支援**を行う。また、一部の新卒応援ハローワークに**留学生コーナー**を設置し、外国人雇用サービスセンターと連携した**きめ細やかな就職支援**を実施。
- **定住外国人に対する支援**
→定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークに**外国人雇用サービスコーナー**を設置し、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人を開拓する。

I. 外国人雇用サービスセンター（4 拠点）

留学生や専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するための中核施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用した、職業相談や職業紹介のほか、外国人留学生向けの合同就職面接会やインターンシップ、就職ガイダンス等を実施。また大学とハローワークとの連携協定の締結等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、国内就職の促進を図る。

Ⅱ. 留学生コーナー（21 拠点）

留学生の多い地域の労働局を中心に設置。外国人雇用サービスセンターと連携し、専門の相談員によるきめ細やかな就職支援を実施

Ⅲ. 外国人雇用サービスコーナー（135拠点）

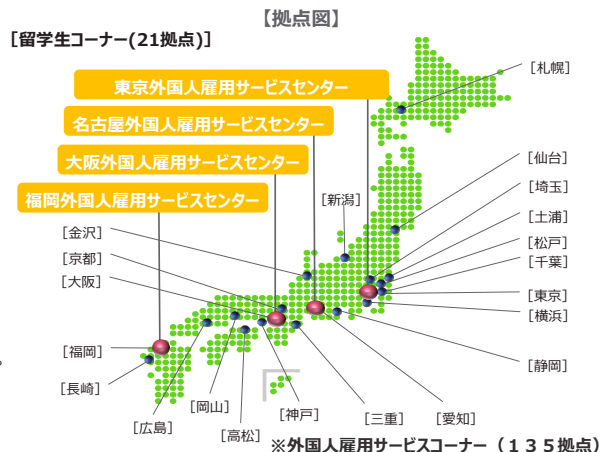
定住外国人が多く所在する地域のハローワークを中心に設置。設置地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門の相談員による就職支援を実施。

IV. 実施体制の拡充

外国人留学生等への支援強化のため体制を拡充する。

- ・就職支援ナビゲーター（※留学生関係）（115→167人）
- ・雇用管理アドバイザー（※留学生関係）（23→41人）

(事業実績(令和4年度)) 上記各施設での職業相談件数 302,773件



※全国のハローワーク（544拠点）において、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応。

外国人労働者の適正な雇用管理等に関する体制整備等

職業安定局外国人雇用対策課
(内線5729)

令和6年度当初予算案 12億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 外国人労働者が年々増加する中、事業主には、雇用する外国人労働者の職場定着に向けた適正な雇用管理が求められる。

本事業経費は、外国人を雇用する事業主に対する支援として、
 ▶ 外国人労働者の特性に応じた**適正な雇用管理の確保のための助言・指導**
 ▶ 外国人雇用状況届出による**外国人労働者の就業状況の的確な把握**
 等の実施のために必要な体制整備の経費である。

◆ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）
 （令和4年6月14日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
 (2) 具体的施策
 ウ 「育壮年期」を中心とした外国人に対する支援等
 ① 適正な労働環境等の確保
 ○ 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。
 さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。
 （厚生労働省）《施策番号96》

2 事業の概要・スキーム

- 外国人労働者の雇用管理状況の確認及びその改善のための助言・指導
- 外国人雇用状況届出情報と入管庁の在留管理情報とが突合できない事業等への対応
- 外国人労働者の雇用管理に関する専門的なアドバイスを希望する事業主への相談・援助
 これらに対応した**労働局・ハローワークの体制整備**

具体的
施策

就職支援コーディネーター（外国人雇用管理分）

- 外国人雇用管理指針に基づき、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助
- 入管庁の在留管理情報と突合できない事業等、外国人雇用状況届出の誤り等が疑われる事業主に対する確認 など

職業相談員（外国人雇用管理分）

- 《就職支援コーディネーターの業務補助》
- 事業所訪問指導等の事前準備
- 入管庁の在留管理情報と突合できない事業等、外国人雇用状況届出に関する情報整理、事業主が行う届出手続きの援助 など

外国人雇用管理アドバイザー（委嘱）

- 外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対する事業所の実態に応じた高度かつ専門的な指導・援助
 ※ 事業所から労働局への依頼に応じて活動

3 実施主体等

【実施主体】国（都道府県労働局、ハローワーク）

【実績（令和4年度）】

就職支援コーディネーター（外国人雇用管理分）： 113人
 職業相談員（外国人雇用管理分）： 113人
 外国人雇用管理アドバイザー（委嘱）の活動件数：6,232件

技能実習制度の抜本的見直しに向けた外国人技能実習機構の体制整備等

拡
充

外国人技能実習機構交付金

人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室
(内線5603)

令和6年度当初予算案 66億円 (62億円) ※()内は前年度当初予算額

一般会計 15億円 (14億円)
 労災勘定 12億円 (12億円)
 雇用勘定 39億円 (36億円)

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
1/5	3/5		1/5

1 事業の目的

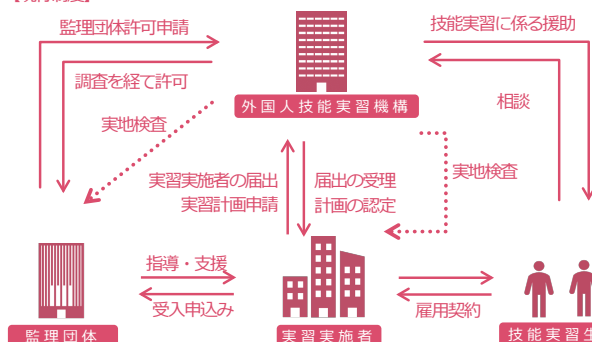
外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<主な事務>

- 技能実習計画の認定
- 実習実施者や監理団体への実地検査
- 実習実施者の届出の受理
- 監理団体の許可に関する調査【**拡充**】
- 技能実習生に対する相談・援助【**拡充**】等

【現行制度】



「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書の提言を踏まえ新たな制度を創設し、新たな許可基準による監理団体の審査体制の整備や、制度周知・相談対応のための体制整備等を行う。

3 実施主体等

- 実施主体：外国人技能実習機構（認可法人）
 ※法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可
- 設置根拠：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 交付金：法96条に基づき、国が交付
- 設立年月日：平成29年1月25日（設立登記日）
- 資本金：1億9,304万円（国からの出資額）
- 本部 〒108-0075 東京都港区海岸3-9-15 LOOP X 3階
 電話番号：03-6712-1523（代表）
 ホームページ：<https://www.otit.go.jp/>
- 役員
 理事長 大谷 晃大
 理事 村松 達也
 近江 愛子
 高澤 滝夫
 監事 松田 誠太
 石田 恵美（非常勤）
 ※令和5年7月1日時点

4 事業実績

技能実習生数（令和4年末）：324,940人
 監理団体数（令和4年度末）：3,632
 実習実施者数（令和3年度末）：61,803

拡充

労働者協同組合法の円滑な施行

雇用環境・均等局勤労者生活課
(内線5363)

令和6年度当初予算案 62百万円 (40百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	約1/2		約1/2

1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
- 令和6年度は、法施行から1年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立、NPO法人等から労働者協同組合への組織変更を希望する者への情報提供・発信等を行う。
- また、新たに、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図るもの。

※ 労働者協同組合：令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援

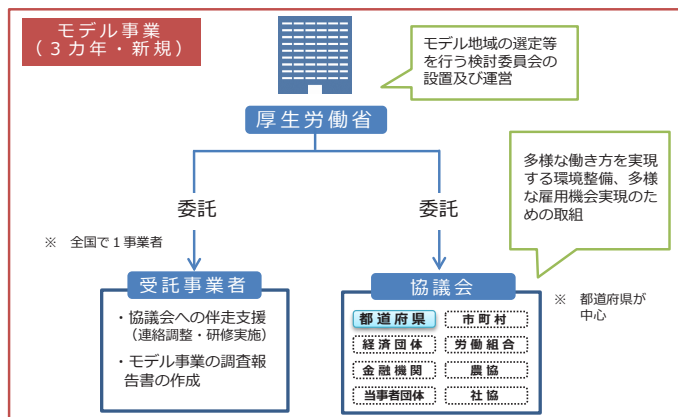


①自治体支援事業

(専門家の講演や設立された労働者協同組合の事例紹介等を内容とするオンラインセミナーを都道府県等と連携して開催)

②普及啓発事業

(特設サイトの運営、メールマガジンの発行)



○就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

➤ 就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進

就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当者制による支援

職業安定局総務課首席職業指導官室 (内線5634)

令和6年度当初予算案 20億円 (19億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 就職氷河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
- こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。

＜専門窓口数＞ 82か所

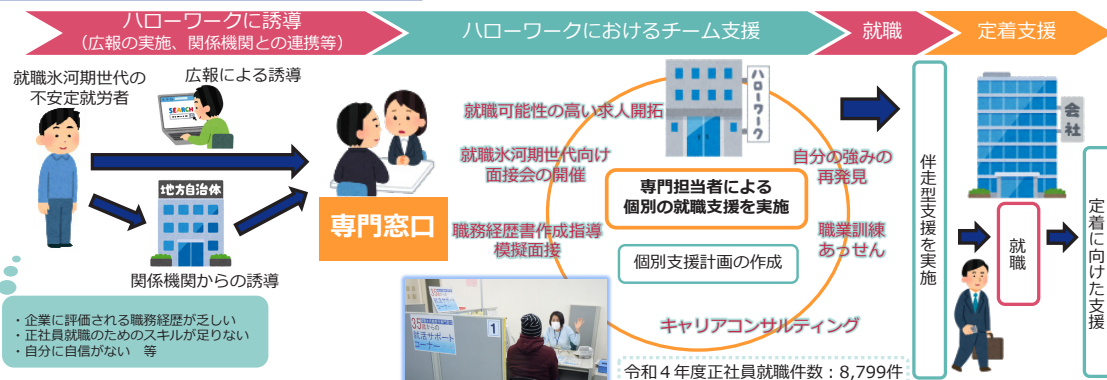
＜体制＞ 就労・生活支援アドバイザー：82人 (主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当)

就職支援コーディネーター：142人 (主に求人開拓、セミナー企画を担当)

職業相談員：144人 (主に初回相談を担当)



2 事業の概要・スキーム・実施主体等



地域若者サポートステーション事業

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
(内線5937)

令和6年度当初予算案 46億円 (48億円) ※ () 内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 38 百万円

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	7/10		3/10

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

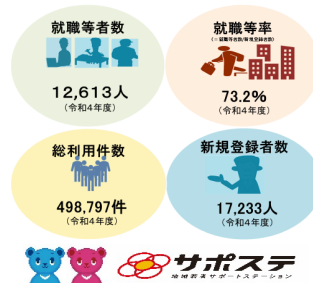
2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和5年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- 合宿形式を含めた集中訓練プログラムを実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。



新規学卒者等への支援の充実

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
(内線5337)

令和6年度当初予算案 87億円 (86億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	9/10		1/10

1 事業の目的

- 令和5年3月卒の新規学卒者等の就職率は概ねコロナ禍前の水準まで改善しているが、一方で、中小企業における若年者の人材確保や早期離職問題も顕在化しているほか、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった深刻な課題を抱えた学生も一定数存在している。
- このような中で、就職に困難な課題を抱える新規学卒者等の状況に即した的確な対策を重点的に講じることにより、新規学卒者等の安定就職と企業の人材確保を強力に推進する。

2 事業の概要・スキーム

新卒応援ハローワーク (55箇所)

就職支援ナビゲーター (1,267人)



一般支援
(1,176人)

- ・就職活動に不安を抱える学生等への支援
- ・早期離職のリスクを抱えた学生等への支援
- ・企業に対するマッチング支援
- ・事業者及び労働者に対する就職後の定着支援

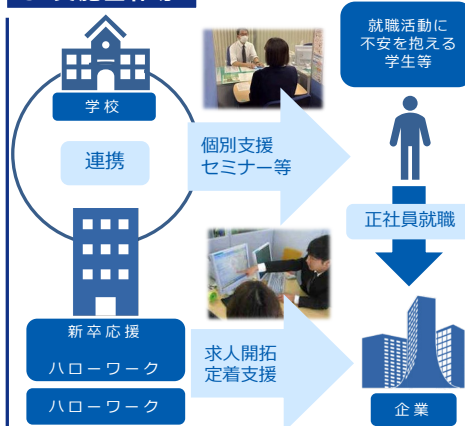
連携支援
(91人)

- ・コミュニケーションに課題を抱える等、就職活動に特に支援を要する学生等への支援

- 担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施等
- 学校担当者制による出張相談・セミナーなど大学等と連携した支援
- 新卒者等向けの求人開拓の積極的な実施 など

令和4年度実績：就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数 16.1万人

3 実施主体等



令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者の生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、更なる推進を図っていく必要がある。このため、両事業の補助体系の見直しを図り、自治体における支援の実施状況に応じた適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。
- また、就労準備支援事業では、交通費負担が就労体験の利用に繋がらない原因の一つになっていることから、就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就労準備支援事業・家計改善支援事業の補助体系の見直し

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績に応じた加減算の実施
 - ・ 標準的な支援件数と支援実績との間に一定の乖離がある場合、基本基準額に当該実績に応じた加減算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、就農訓練事業(就労準備)、司法専門職との連携(家計改善)等を実施している場合

(2) 就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給

就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進。

※実施主体が、就労体験等の利用が効果的と判断し、支援プランに位置づけることを前提として、交通費の負担を軽減する仕組みを創設

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

補助率：就労準備支援事業：2/3

家計改善支援事業：1/2 (自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体実施している場合には2/3)

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要となることがあるが、一時生活支援事業の要件である収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合がある。こうした生活困窮者に対して、必要な支援に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。

2 緊急一時支援の加算創設の内容

【現行の事業対象者】
・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者



【見直し後の事業対象者】
・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者

- ・ 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者
- ・ 原則365日受入れ対応

3 緊急一時支援のスキーム

- 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、支援先・受入れ先の調整等を行う。

<緊急一時的な対応の依頼>

原則365日受入れ(断らない支援)

自治体
自立相談機関

相談

緊急一時的な
支援が必要な
生活困窮者
※2

一時宿泊施設(シェルター)※1

【現行の一時生活支援事業による対応】
・宿泊場所の供与、食事の提供 等

【緊急一時支援による対応】
・ 簡易なアセスメントによる支援先・受入れ先の調整への協力
・ 受入れ施設・地域の調整への協力 等

必要な支援へのつなぎ

支援先の例
・地域包括支援センター
・障害者就業・生活支援センター
・自立相談支援機関
・生活保護
・婦人相談所(女性相談支援センター)
・児童相談所

受入れ先の例
・老人ホーム
・ショートステイ
・自立支援センター
・救護施設
・婦人相談所(女性相談支援センター)一時保護所
・児童養護施設
・自立準備ホーム

各分野の支援事業・支援機関

生活困窮者自立支援法
に基づく支援

法以外の支援

民生委員による見守りなど
インフォーマルな支援

※1 既存のシェルターの活用を想定

※2 具体例

- ・友人宅で生活していたが同居人とのトラブルで家を追い出されたケース
- ・DV被害で自宅に帰れないケース

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

補助率：2/3

生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

令和6年度当初予算案 72億円 (72億円) ※()内は前年度当初予算額

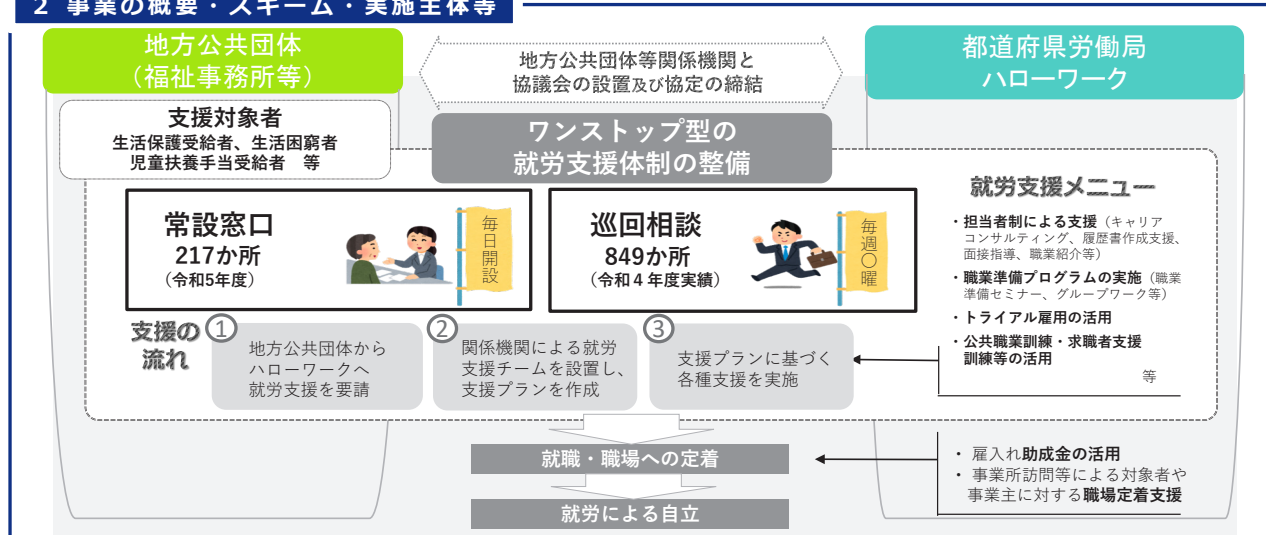
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	5/6		1/6

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。

特に生活保護受給世帯のうち稼働能力を有するとみられる「その他の世帯」数は高止まりの状態であるとともに生活困窮者においても新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等により増加傾向であるため、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携による就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

令和6年度当初予算案 70百万円 (80百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金 (特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)) の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者 (※) を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

(2) 助成対象期間

1年

(3) 支給金額

短時間労働者以外の者: 30万円 (25万円) ※1×2 ※2

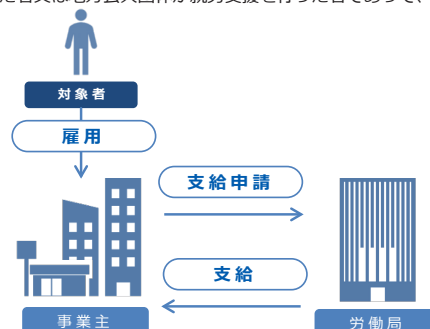
短時間労働者: 20万円 (15万円) ×2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

(4) 支給実績

令和4年度: 124件





被保護世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給

社会・援護局保護課
保護事業室（内線2833）

令和6年度当初予算案 保護費負担金の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被保護世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職することは、被保護者の自立の助長の観点から重要である。
- 被保護世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職する際に新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。

2 支給要件等

- 支給対象：高等学校等を卒業後、就職により保護を必要としなくなったと認めた者
- 支給額：別居30万円、同居で世帯が保護廃止となった場合10万円

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
 - 負担率：3／4
- ※通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定（進学準備給付金の支給対象の拡大）
※令和6年3月に高等学校等を卒業し、同年4月から就職する者に対して遡及して支給する方向で検討中

就労自立給付金のインセンティブ強化

社会・援護局保護課
保護事業室（内線2833）

令和6年度当初予算案 保護費負担金の内数（保護費負担金の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労・増収等を通じた自立への意欲を喚起する取組を強化するため、就労自立した際のインセンティブとして、就労自立給付金の算定方法を就労期間に応じてメリハリをつける見直しを行う。

2 支給要件等

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯10万円、複数世帯15万円
- 再受給までの期間：原則3年間
- 算定方法：「最低給付額(※)」に「算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする
※脱却までの積立期間が1月長くなる毎に一定額を逡減させる

3 実施主体等

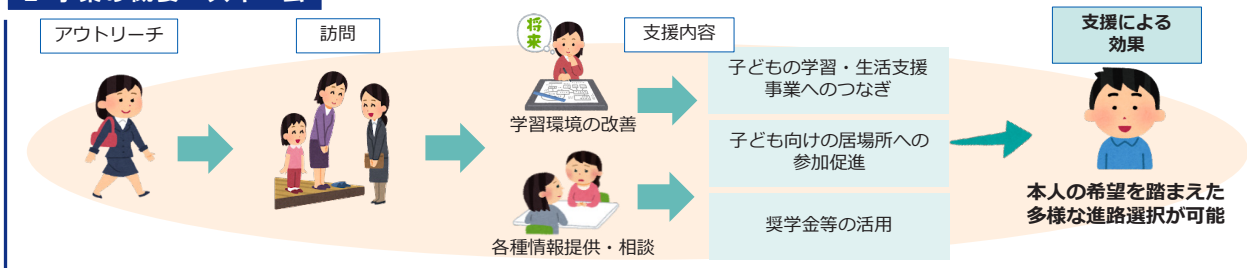
- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担率：3／4
- 施行時期：令和6年10月（予定）

令和6年度当初予算案 1.6億円（-）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題がある。
また、福祉事務所のケースワーカーは、子どもの教育面での支援に際し、子どもの発達についての知識などが不足しているなどの課題もある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
 - 補助率：2／3
- ※通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定。

○障害者支援の促進、依存症対策の推進

➤障害福祉サービス事業所等の整備、意思疎通支援事業等による地域生活支援の推進

社会福祉施設等施設整備費補助金

障害保健福祉部障害福祉課
（内線3035）令和6年度当初予算案 45億円（45億円）※（ ）内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 102億円

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を推進する。



3 実施主体等

- 実施主体：社会福祉法人等
- 補助率：1／2（間接補助）
（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4）
- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 売春防止法等関連
婦人保護施設、婦人相談所一時保護所 等

事業実績：162件（令和4年度）

令和6年度当初予算案 505億円（504億円） ※（）内は前年度当初予算額

○地域生活支援事業 444億円（445億円）（注）
○地域生活支援促進事業 60億円（59億円）

注）地域共生社会の実現に向けた里帰りの支援体制整備事業※の対応分を含む。
また、令和5年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行する「地域移行のための安心生活支援事業」分を除く。
※ 障害分は基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【補助率】

- ①市町村事業：国1／2以内、都道府県1／4以内で補助
- ②都道府県事業：国1／2以内で補助

【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】国1／2又は定額（10／10相当）

【主な事業】発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞

1,730市町村、47都道府県（1,727市町村、47都道府県）
※ 令和3年度実績ベース、括弧は令和2年度

【R6年度当初予算案における主な新規・拡充事業】

- 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（新規）
- 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業（新規）
- 発達障害者支援体制整備事業
- 工賃向上計画支援等事業
- 入院者訪問支援事業
- 障害者ICTサポート総合推進事業
- 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

意思疎通支援事業等の推進（地域生活支援事業）

令和6年度当初予算案 505億円の内数（504億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえると、全ての障害のある方々が、社会の様々な分野において必要な情報の取得や利用、円滑な意思疎通を行うことができるようになる体制を整備することが喫緊の課題となっている。
このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の派遣や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の構築を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（都道府県必須事業）

（1）事業内容

- ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。

（2）実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内

2. 意思疎通支援事業（市町村必須事業）

（1）事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通支援を実施する。

（2）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内

3. 手話奉仕員養成研修事業（市町村必須事業）

（1）事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

（2）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内

3 事業実績

※令和3年度地域生活支援事業の実績のある自治体割合等

■ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（都道府県等）

- ① 手話通訳者・要約筆記者 41.1%（R3：53自治体、R2：54自治体）
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員 62.8%（R3：81自治体、R2：74自治体）
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者 13.2%（R3：17自治体、R2：7自治体）

■ 意思疎通支援事業（市区町村） 77.7%（R3：1,353自治体、R2：1,325自治体）

■ 手話奉仕員養成研修事業（市区町村） 54.6%（R3：950自治体、R2：705自治体）

【推進内容】

自治体によって、障害種別ごとの実施状況が異なっているため、障害種別ごとの事業を実施する自治体の割合100%達成に向けて、実施状況の公表等を通じて取組を推進

➤障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制等の推進

— 100 —

➤ 地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援

依存症対策の推進

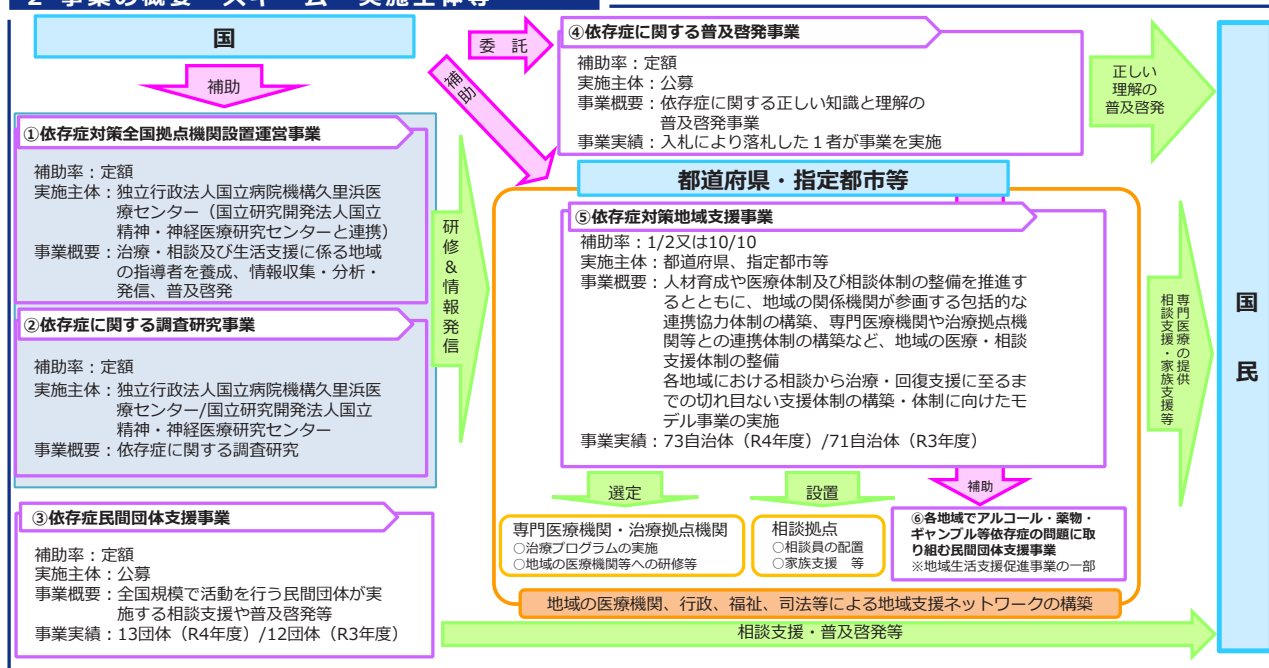
障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室（内線3100）

令和6年度当初予算案 8.4億円（8.4億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 2.5億円

1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



○ 成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進

➤ 市町村による中核機関の整備など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」）

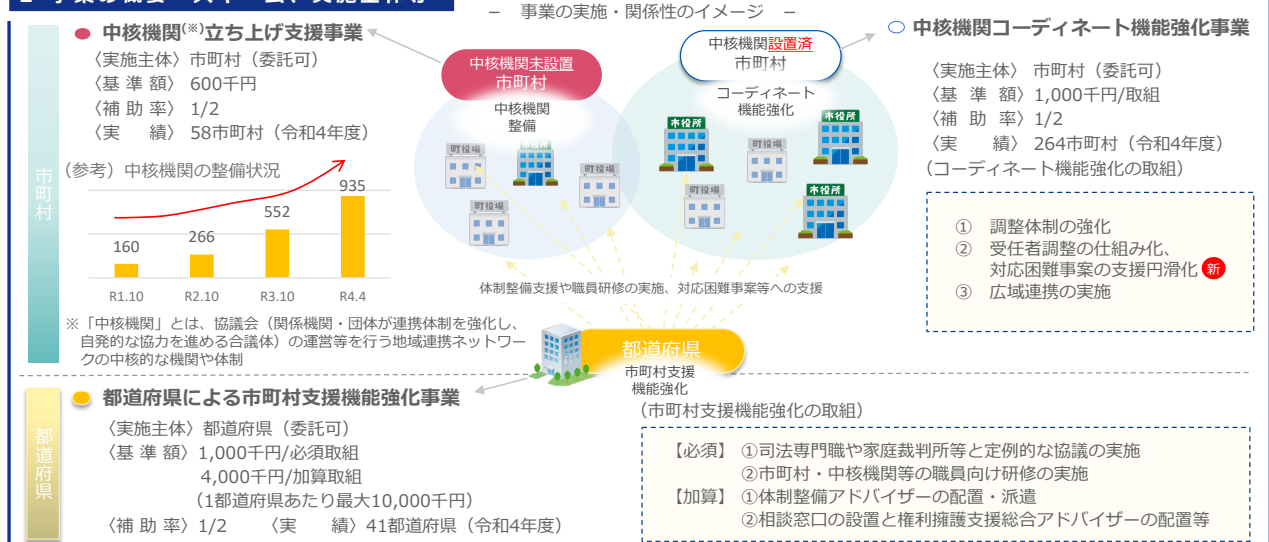
社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和6年度当初予算案 7.8億円（4.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**令和6年度末までのKPI達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において**、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど**市町村支援機能の強化**を図る。
（都道府県による協議会の設置：令和4年4月1日現在 19都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**）
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。
（市町村による中核機関の整備：令和4年4月1日現在 935市町村 → 令和6年度末 **全市町村**）

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



多様な主体の参画等による新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施

拡
充

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和6年度当初予算案 1.0億円（98百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

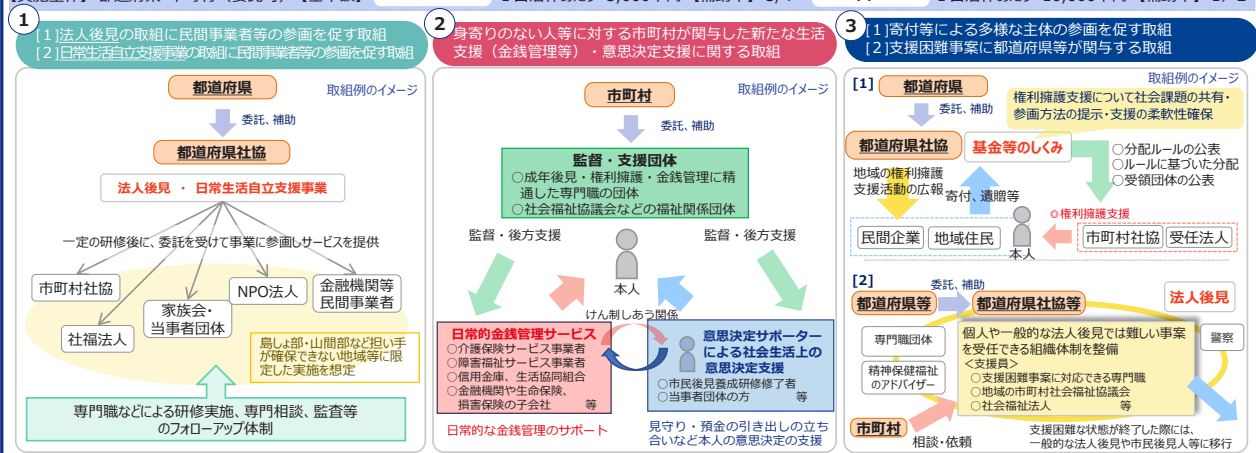
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。**
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（実績） 10自治体（令和4年度）

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円【補助率】 1/2



拡
充

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

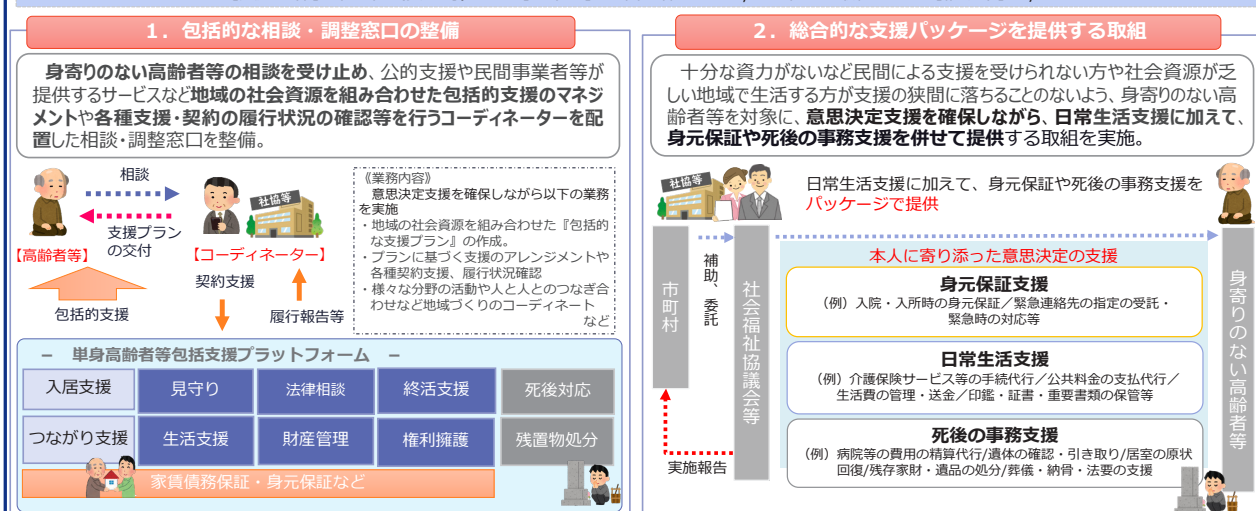
※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行うとともに、②十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方等を対象に総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】 市町村（委託可） 【基準額】 1自治体あたり 5,000千円／取組 【補助率】 3/4



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

○困難な問題を抱える女性への支援

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性相談支援員等の支援体制の整備促進や、女性自立支援施設への通所による支援のモデル事業の実施

拡充

女性相談支援員活動強化事業

社会・援護局総務課女性支援室（内線4584）

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

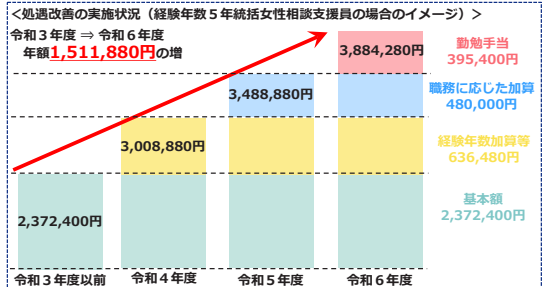
- 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえた**実施主体の拡大（町村の追加）**。
- 地方自治法の一部を改正する法律を踏まえた、**勤勉手当の新設**。



3 実施主体等

＜実施主体＞

都道府県・市町村（特別区含む）

＜補助率＞

国1/2（都道府県・市町村1/2）

＜相談員配置実績等＞

相談員数：1,579人（R4.4.1時点）
相談対応件数：延べ437,113件（R3年度）

＜補助単価案＞

1. 女性相談支援員手当等

（1）女性相談支援員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経年数加算（R4～）
- i 経年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 ×（経年数-2年）
研修未修了者：月額 3,500円 ×（経年数-2年）
 - ii 経年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当（R4～）
研修修了者：年額 474,480円
研修未修了者：年額 369,360円

工 勤勉手当（R6～）

研修修了者：年額 395,400円

研修未修了者：年額 307,800円

（2）統括女性相談支援員加算 月額 40,000円（R5～）

（3）主任女性相談支援員加算 月額 5,000円（R5～）

2. 女性相談支援員活動費

- ア 都道府県 女性相談支援員の数 × 60,000円
- イ 市町村 女性相談支援員の数 × 51,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 246,080円

新規

女性自立支援施設通所型支援モデル事業

社会・援護局総務課女性支援室（内線4584）

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設（現：婦人保護施設）への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

2 事業の概要・スキーム

1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援

日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

2. 心理療法

定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。

3. ピアサポート

施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

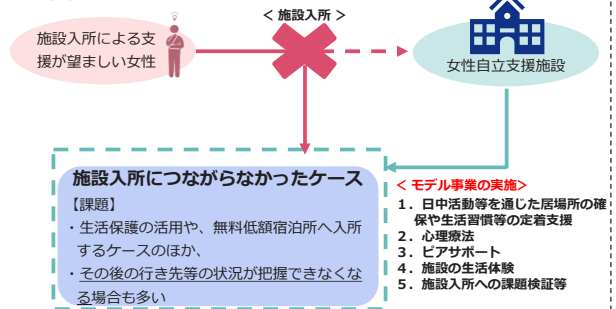
4. 施設の生活体験

施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。

5. 施設入所への課題検証等

入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。

＜事業イメージ＞



3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

【補助単価案】1施設あたり 5,571千円、4の利用者一人当たり日額2,405円

○自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

➢こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援、自殺未遂者の包括的支援体制の構築による自殺予防の取組の更なる推進

こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和6年度当初予算案 37億円の内数（35億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

※ 令和5年度補正予算額 20.7億円の内数

（37億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金 31億円
調査研究等業務交付金 6億円

1 事業の目的

- 令和4年（2022年）の小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
- こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日決定）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、引き続き、取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家等で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

こども・若者の自殺危機対応チーム（事務局：地域自殺対策推進センター等）

○支援対象者：次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている 等

○構成：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了：地域の関係機関への引継

○都道府県・指定都市への取組支援：

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」

補助率：10/10

拡
充

自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和6年度当初予算案 37億円の内数（35億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

（37億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金 31億円
調査研究等業務交付金 6億円

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,881人（令和4年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- 未遂者が退院後、地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う、都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

2 事業の概要

○令和5年度に引き続き、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。

また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。（地域自殺対策強化交付金）

○事業実施に当たっては、「いのちを支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る（調査研究等業務交付金）

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：都道府県（自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。）

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」

補助率：10/10（都道府県分は概ね3年程度を上限）



拡
充

都道府県自殺対策プラットフォームの構築

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和6年度当初予算案 1.2億円の内数（1.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）において、「地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援することや、「地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する」ことについて盛り込まれている。
- このため、都道府県・指定都市自殺対策推進センターにおけるセンター長の配置、及び各都道府県における地域自殺対策推進センターを事務局とした地域自殺対策プラットフォームの構築を支援するため、地域自殺対策推進センター運営事業の拡充を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. センター長の配置（都道府県・指定都市）
新たな大綱において、都道府県・指定都市自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることとされたところであり、新たに専任の職員の配置や会議開催に要する経費を拡充する。
2. プラットフォームの構築（都道府県）
都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは陥りかねない資源不足を補うため、当該関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みとして「地域自殺対策プラットフォーム」を構築することが新たな大綱において明記したところ。
これら連携を円滑に行うために、地域自殺対策推進センターに自殺対策連携推進員等を配置するほか、連絡調整に係る会議開催に要する経費を拡充する。

3 実施主体等

- 地域自殺対策推進センター長の配置・・・実施主体：都道府県・指定都市、補助率：1/2
- 都道府県自殺対策プラットフォームの構築・・・実施主体：都道府県、補助率：1/2

拡
充

自殺対策に関する調査研究等の体制拡充

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和6年度当初予算案 6.0億円（4.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 令和4年の小中高生の自殺者数が令和2年を越えて過去最多の514人となったことを踏まえ、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日決定）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）を踏まえた取組等を推進するため、指定調査研究等法人の取組、体制を強化する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

○こどもの自殺対策の強化

- (1) こどもの自殺に関する情報収集・調査分析の体制強化
こどもの自殺対策の推進に必要なデータ等を収集・分析する体制を強化するため、情報収集・調査分析を担当する職員を増員する。
- (2) こども・若者の自殺危機対応チーム事業に取り組む自治体への支援の強化等
こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、運営する自治体への支援を強化するため、担当職員を増員するとともに、事例の収集・整理、ガイドラインの策定に向けた検討等に要する経費を拡充する。
- (3) 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体への支援の強化等
自傷・自殺未遂レジストリに登録された自殺未遂に関する情報の調査分析を実施し、より有効な自殺未遂者支援に活用するため、担当職員を増員するとともに、自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体数の拡充を踏まえ、それらの自治体に対する研修の実施に要する経費を拡充する。

○指定調査研究等法人における体制の拡充

- (4) 著名人の自殺報道等への対応の強化
著名人の自殺報道等について、手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によってはこどもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、担当職員の増員や自殺報道に関する勉強会の開催等により、WHO発行の『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道が実施されるよう、対応を強化する。
- (5) 自殺対策に取り組む自治体、民間団体への支援等の強化
自治体職員向けeラーニングの運用及び研修内容の充実、都道府県自殺対策プラットフォームの構築に取り組む自治体職員や自殺対策に取り組む民間団体関係者に対する研修の企画、実施等に要する経費を確保する。
- (6) 海外への情報発信、海外の取組の情報収集等を通じた国際連携の推進
日本の自殺対策の取組についての国際的な発信、海外の自殺対策の情報収集等を行い、国際連携の推進を図るため、外国旅費等の経費を拡充する。

3 実施主体等

実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」 補助率：10/10

拡
充

ひきこもり支援推進事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和6年度当初予算案 16億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 令和6年度においては、ひきこもり状態にある方が増加している状況への対応に加え、令和6年4月に施行される「孤独・孤立対策推進法」や就職氷河期世代支援の新行計画等に基づくひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の整備を加速化する。
- 併せて、支援対象者が抱える複雑・複合化した課題や長期化する支援に対応している、ひきこもり支援従事者を支援するための加算を創設し、効果的・継続的なひきこもり支援体制の構築を図る。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

① 市町村における相談支援体制整備の加速化

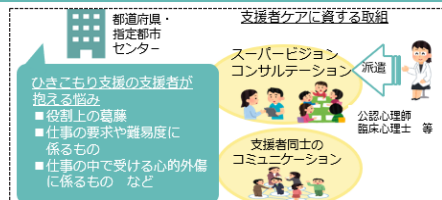
ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保（※1）するとともに、市町村の支援環境の整備を加速化させるため、センター等の設置に向けた相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品購入費や修繕費、準備スタッフの雇い上げ費用等の準備費用に対し補助（※2）する。

- | | | | | |
|----|--|-----------|--------|---------|
| ※1 | ・実施主体：都道府県・市町村 | ＜令和4年度実績＞ | 257自治体 | 補助率：1／2 |
| ※2 | ・実施主体：市町村（指定都市を除く。次年度新たにセンター等の事業を開始する市町村に限る） | | | 補助率：3／4 |

② 支援者ケア加算の創設

支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がることにより悩み等を共有するほか、公認心理師・臨床心理士等の派遣を受けてスーパーバイズ等を実施する場合、国庫補助基準額に一定の加算（2,000千円）を行う。【拡充】

- ・実施主体：都道府県・指定都市 補助率：①と同様



○現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備等

拡
充

戦没者の遺骨収集事業（現地調査・遺骨収集の計画的実施）

社会・援護局事業課（内線4510）

令和6年度当初予算案 26億円（26億円）※（）内は前年度当初予算額

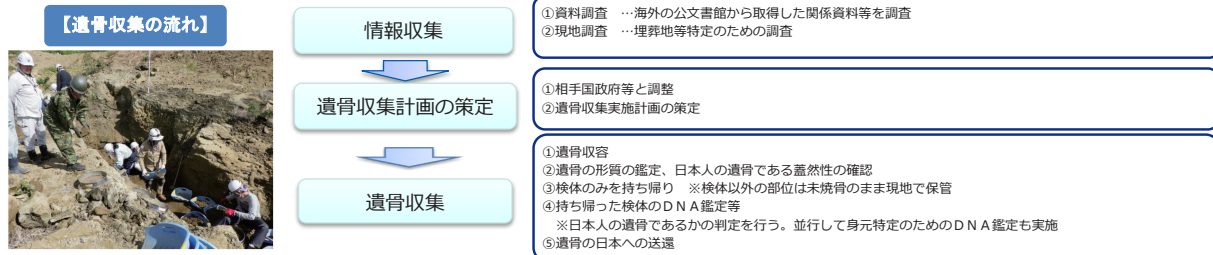
※令和5年度補正予算額 50百万円

1 事業の目的

- 戦没者の遺族が高齢化している現実を重く受け止め、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは、国の重要な責務である。
- 平成28年に制定された「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」及び同法に基づき閣議決定された「基本計画」を踏まえ、専門的な知見を有する者や幅広い世代の参画を得て、戦没者の遺骨収集に全力を挙げて取り組む。

2 事業の概要・スキーム

- 海外等における遺骨収集事業は、令和11年度までの集中実施期間において、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所（令和4年3月末時点）の情報等に係る現地調査を計画的に実施し、1柱でも多くの遺骨収集を実施することとされており、令和6年度においても、計画的な実施に必要な経費を計上する。
- 硫黄島における遺骨収集事業は、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。令和6年度においては、引き続き、滑走路地区のボーリング調査や過去に発見された地下壕の掘削等を行うための経費を計上する。



3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県

4 事業実績

硫黄島、東部ニューギニア、モンゴル、ビスマーク・ソロモン諸島、トラック諸島、カザフスタン等で現地調査・遺骨収集を実施（令和5年10月末現在）

戦没者遺骨の鑑定事業（戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備）

社会・援護局事業課（内線4510）

令和6年度当初予算案 6.7億円（6.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするために、平成15年度から、希望する遺族に対して国費により遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を実施し、身元が特定された遺骨について遺族にお返ししている。
- 遺骨収集事業により収容した遺骨については、形質鑑定・DNA鑑定の結果や埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案して、日本人の遺骨であるか否かの判定を行っている。

2 事業の概要・スキーム

- 身元特定のためのDNA鑑定は、厚生労働省が遺骨を保管している全地域を対象に、公募により実施している（令和3年10月から実施）。
- 遺骨の鑑定については、遺留品や形質鑑定の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取して、他の部位は現地で一時保管するものとする。本邦に持ち帰った検体のDNA分析等を行い、専門家による総合的な判断を実施し、我が国の戦没者の遺骨であると判定された場合に、現地で一時保管している遺骨を本邦に送還する。
- 厚生労働省に設置した戦没者遺骨鑑定センターにおいて、上記のDNA鑑定による戦没者の遺骨の所属集団判定や身元特定、同位体分析等の新たな鑑定技術の研究など、多岐にわたる科学的鑑定を一元的に進行管理するとともに、戦没者の遺骨の鑑定等に関する体制の整備を行う。

【参考】身元特定のためのDNA鑑定

① 厚生労働省HP等で遺族からDNA鑑定の申請を公募
申請内容を確認の上、遺族に検体採取キットを送付。遺族のDNAサンプルを提供いただく

② 遺骨と、遺族のDNAサンプルを基に、鑑定機関においてDNA鑑定を実施

③ DNA鑑定の結果について、専門家による議論を行い、遺骨と遺族の血縁関係を判定し、遺骨の身元を特定



3 実施主体等

厚生労働省、大学・研究機関

4 事業実績

これまでに身元が判明した遺骨 1,239件（令和5年10月末時点）

○持続可能で安心できる年金制度の運営

持続可能で安心できる年金制度の運営

年金局総務課（内線3646）

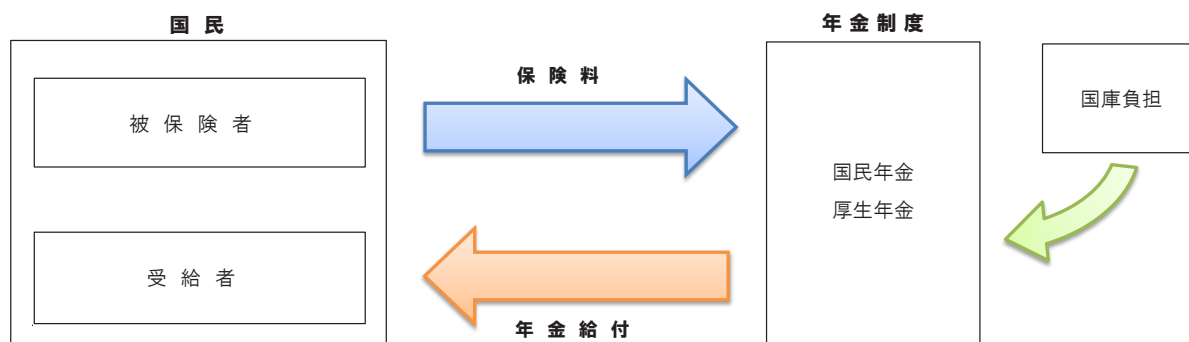
令和6年度当初予算案 13兆3,237億円（13兆0,078億円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。
- 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

復旧・復興関連施策

復旧・復興関連施策一覧

令和6年度当初予算案 98億円 (107億円)
※ () 内は前年度当初予算額

第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援	
項 目	担当部局課室名
被災者・被災施設の支援	
(1) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援	
① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	保険局総務課 (内線3135) 保険局保険課 (内線3152、3245) 保険局国民健康保険課 (内線3256) 保険局高齢者医療課 (内線3194) 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室 (内線3383) 老健局介護保険計画課 (内線2264、2164)
② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	障害保健福祉部障害福祉課 (内線3091)
③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	保険局国民健康保険課 (内線3256) 保険局高齢者医療課 (内線3194) 老健局介護保険計画課 (内線2937)
(2) 医療・介護保険料等の収納対策等支援	医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室 (内線4148)
(3) 被災地域における地域医療の再生支援	健康・生活衛生局総務課指導調査室 (内線2322)
(4) 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援	
(5) 被災者支援総合交付金 (復興庁所管) による支援	
① 被災者の心のケア支援	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 (内線3069)
② 被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課 (内線2219)
③ 介護等のサポート拠点に対する支援	老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3935、3878)
④ 被災地の健康支援活動に対する支援	健康・生活衛生局健康課 (内線2398)
(6) 被災者に対する見守り・相談支援等の実施	社会・援護局地域福祉課 (内線2219)
(7) 被災地における福祉・介護人材確保事業	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (内線2849)
(8) 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業	老健局高齢者支援課 (内線3925)
(9) 「第2期復興・創生期間」の終了を見据えた障害福祉サービスの事業再開支援事業	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 (内線3091)
雇用の確保等	
(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課 (内線5794)
(2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課 (内線5794)
(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課 (内線5794)
(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室 (内線5489)
第2 原子力災害からの復興への支援	
項 目	担当部局課室名
(1) 食品中の放射性物質対策の推進	健康・生活衛生局食品監視安全課 (内線4592)
(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室 (内線2181)

IV 令和6年度厚生労働省関係 財政投融资資金計画等案の概要

令和6年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の概要

(単位:億円)

区 分	令和5年度 計 画 額	令和6年度 計 画 額	摘 要
○独立行政法人福祉医療機構	3,175	2,515	・民間社会福祉事業施設等及び民間医療施設等に対する融資
○株式会社日本政策金融公庫	1,500	1,150	・生活衛生関係営業者に対する融資
○独立行政法人国立病院機構	360	785	・老朽建替等整備、医療機械等整備
○国立高度専門医療研究センター	11	12	・国立研究開発法人国立成育医療研究センター医療機器更新整備等
合 計	5,046	4,462	

区 分	改 善 内 容 等
独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付事業	貸付条件の改善等 1. 福祉貸付事業・医療貸付事業共通 ○ G X実現に資する整備事業に係る融資条件の優遇措置 2. 福祉貸付事業 ○ 産後ケア事業に係る融資制度の創設 3. 医療貸付事業 ○ 医療従事者の働き方改革支援資金に係る融資条件の優遇措置期間の延長 等
株式会社日本政策金融公庫 生活衛生資金貸付	貸付条件の改善等 ○ 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額の上乗せや貸付期間の延長等の制度拡充の恒常化 等

令和6年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の原資の内訳 (参考)

(単位: 億円)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	計 画 額	原 資		計 画 額	原 資	
		財政投融资	自己資金等		財政投融资	自己資金等
独立行政法人福祉医療機構 (注1)	3,175	2,642	533 (200)	2,515	2,102	413 (200)
1. 福祉貸付	1,734	-	-	1,454	-	-
2. 医療貸付	1,441	-	-	1,061	-	-
株式会社日本政策金融公庫 (注2)	1,500	-	-	1,150	-	-
独立行政法人国立病院機構	360	286	74	785	660	125
国立高度専門医療研究センター	11	11	-	12	12	-
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	9	9	-	10	10	-
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	2	2	-	2	2	-
合 計 (注1)	5,046	2,939	607 (200)	4,462	2,774	538 (200)

(注1) 自己資金等の欄の()書は、財投機関債の発行額(自己資金等の額の内数)である。

(注2) 原資については、株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)に一括計上している。